

駒ヶ根市 こども計画



駒ヶ根市

はじめに

近年、核家族化や共働き家庭の増加、地域住民との交流の減少といった社会の変化に伴い、子育てにおける孤立感や不安を抱える方が増えています。このような状況から、こどもたちと子育て世帯への支援は喫緊の課題となっております。



駒ヶ根市も同様の課題に直面しており、少子化の進行も相まって、市を挙げた取組が求められています。そこで駒ヶ根市は、令和3年4月1日に「子育て全力応援！」を宣言し、子ども・子育て支援と少子化対策に市全体で取り組んできました。令和6年からは「第2期子育て全力応援！」がスタートし、これまで以上に一人一人に寄り添う支援の充実に力を入れています。

このような背景の中、国は令和5年4月1日に、すべての子どもが幸福に成長できる社会の実現を目指し、「こども基本法」を制定しました。この法律は、子どもの権利保障と健やかな育ちの支援、そして「こどもまんなか社会」の実現を目的としています。

今回策定した「駒ヶ根市こども計画」は、この「こども基本法」に基づいてまとめたものです。本計画は「育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も」を基本理念とし、令和7年度から11年度までの5年間にわたる子ども・子育て支援施策について定めています。

本計画に基づき、駒ヶ根市は子ども・子育て支援や少子化対策の取組を積極的に推進し、「子育てが楽しい」「駒ヶ根市で子育てがしたい」と心から感じてもらえるよう、こどもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「駒ヶ根市子ども・子育て会議委員」及び「駒ヶ根市教育委員」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて、ご意見をいただきました市民の皆さんに厚くお礼を申し上げますとともに、今後も駒ヶ根市のこども施策に対して、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

駒ヶ根市長

伊藤 祐三

もくじ

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の経過	1
(2) こども基本法について	2
(3) こども大綱について	3
(4) 「駒ヶ根市こども計画」の策定について	4
2 計画の性格・位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象者	6
5 SDGs との関連	7
第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く駒ヶ根市の現状	9
1 統計データからみた駒ヶ根市の現状	9
(1) 人口・世帯などの状況	9
(2) 結婚・出生の状況	13
(3) 就業の状況	16
(4) 保育・教育施設の状況	19
(5) 小学校・中学校の状況	21
(6) 支援・取り巻く課題の状況	23
2 アンケート結果などからみた駒ヶ根市の現状	26
(1) 子育て支援に関するアンケート調査	26
(2) こども・若者の生活や少子化等に関するアンケート調査	38
3 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の評価	51
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 計画の基本理念	53
2 こども施策を策定するための基本的な考え方	54
3 こども施策を策定するための視点	55
4 計画の体系図	56
第4章 施策の展開	57
1 切れ目ない支援を継続して行うためのライフステージを通した こども・若者施策	57
(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有	57
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	59
(3) 切れ目のない保健・医療・福祉・教育の支援	62
(4) 貧困対策	64
(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児などへの支援	66
(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもの支援	68
(7) こども・若者の自殺や犯罪などから守る取組	72
2 成長に応じた重点的なライフステージ別のこども・若者施策	76
(1) 誕生前から幼児期まで	76
(2) 学童期・思春期	79
(3) 青年期	85

3	子育て家庭や子育て当事者への支援に関する施策.....	87
	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	87
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援.....	89
	(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大..	92
	(4) ひとり親家庭への支援.....	93
4	数値目標.....	94
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....		95
1	教育・保育提供区域の設定.....	95
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	95
3	こどもの人数の将来推計.....	96
4	教育・保育の量の見込みと提供体制.....	97
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	100
	(1) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	101
	(2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育など）.....	102
	(3) 病児・病後児保育事業.....	103
	(4) 利用者支援事業.....	104
	(5) 放課後児童健全育成事業（子ども交流センター、子どもクラブ）.....	105
	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	107
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）.....	108
	(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）.....	109
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業.....	110
	(10) 養育支援訪問事業.....	111
	(11) 妊婦健康診査事業.....	112
	(12) 子育て世帯訪問支援事業（ハッピーママサポート事業）.....	113
	(13) 児童育成支援拠点事業【新規】.....	113
	(14) 親子関係形成支援事業【新規】.....	114
	(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】.....	114
	(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】.....	115
	(17) 産後ケア事業【新規】.....	116
	(18) 実費徴収に係る補足給付事業.....	116
	(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	116
第6章 計画の推進に向けて.....		117
1	計画の周知・広報.....	117
2	推進・連携体制の構築.....	117
3	計画の進捗管理（PDCAサイクル）.....	117
資料編.....		119
1	策定経過.....	119
2	子ども・子育て会議設置条例.....	121
3	子ども・子育て会議委員名簿.....	123
4	アルプスに響く こまがね子育て5つのみちしるべ.....	124
5	用語の解説.....	125



第1章

計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経過

駒ヶ根市では、平成26年度に「子ども・子育て支援法」及び関連する法令等に基づく「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、令和2年度には「第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」へと改定し、こども施策の推進に対して計画的に取り組んできました。

また、この第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画期間中に、国のこども施策には大きな動きがあり、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

さらに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の中心省庁となる「こども家庭庁」が発足されました。

令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、令和6年5月、こども政策推進会議において「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が決定されています。

そのほか、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・子育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育て、若者を取り巻く環境や法制度等は目まぐるしく変化しています。





(2) こども基本法について

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することを目的につくられた法律で、6つの基本理念が示されています。

- ① 全てのこどもは、個人として尊重され、基本的人権が守られ、差別されないこと
- ② 全てのこどもは、愛されて育ち、その生活が守られ、教育を受けることができること
- ③ 全てのこどもは、年齢や発達に応じて、自分に直接関係することへの意見の表明機会や、社会的活動に参画することができること
- ④ 全てのこどもの意見が尊重され、最善の利益が優先されること
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながらも、家庭で育つことが難しいこどもにも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを感じられる社会環境をつくること

これらの基本理念は、こども施策の決定や実施をする際に、必ず意識しなければならないものであり、基本理念でも定められているように、こどもや若者、子育て家庭といった当事者の意見を聴く機会を設けながらこども施策を推進していくことが、「こども基本法」の特徴の1つと言えます。

この「こども基本法」が定められた背景にはいくつかの理由があります。児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなど、子どもの権利が侵害される事例が増えており、他にも不登校や貧困、自殺といった、こどもが抱える社会的な問題は多様化・複雑化しており、家庭だけでは解決が難しいケースも少なくありません。

また、こどもの命や健康が危険にさらされるケースに対して早急な対応が求められ、令和6年4月には改正児童福祉法の施行により、児童虐待の未然防止のための支援や被害に遭ったこどもの支援などが充実されました。今後は、こどもが抱える様々な社会的な問題に対して、具体的な施策が実行に移されることになります。

その他の理由としては、少子化対策が挙げられます。本市の最上位計画である「駒ヶ根市第5次総合計画」の“基本目標1 ひとづくり”における、重点プロジェクトの1つとして「少子化対策・子育て支援プロジェクト」が据えられているように、全国的にも少子化の進行を食い止めるなければならない状況まで来ています。

そのために、こども・若者や子育て家庭の声を聞きながら、本当に求められている支援を提供することで、子育てしやすい環境を整備するということが求められます。子育てしやすい環境が整い、安心してこどもを産み育てることができるようになることで、自然と出生数が少しでも増加に転じることが期待されます。

(3) こども大綱について

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

この「こどもまんなか社会」を実現するために、「こども大綱」ではこども施策を策定する上で6つの基本的な方針が定められています。

【基本方針1：こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益の配慮】

社会全体で、こども・若者が有する権利を心から尊重するとともに、未来あるこども・若者の健やかな成長を促進するため、その最善の利益を優先します。

【基本方針2：こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映】

この計画の主な対象であるこども・若者、子育て当事者の声に耳を傾けることで、本来に求められているニーズを把握し、施策に反映します。

【基本方針3：ライフステージに応じた切れ目のない支援の実践】

こども・若者の時期はめまぐるしくライフステージが変わるため、そのタイミングで一時的にでも支援が途切れ、当事者の負担となることがないように、関係者同士の連携に努めます。

【基本方針4：良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消】

こどもの生活環境や教育を受ける機会は生まれた家庭の状況に大きく影響を受けることから、どの家庭に生まれたとしても同じように機会を得ることができるよう、配慮します。

【基本方針5：若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現】

将来を担う若い世代が結婚や子育てといったライフイベントを意欲的に楽しむことができるようにするとともに、一人一人が希望する生き方、選んだ生き方を尊重します。

【基本方針6：構成するすべての関係者が連携する一貫した取組】

こども・若者や子育て家庭を総合的に見守り支える環境とするため、行政は事業者や民間団体、ボランティアなどのあらゆる主体と連携すると同時に、その調整役を担います。

これらの基本方針を基に「こども大綱」・「長野県子ども・若者支援総合計画」が策定されているため、本市のこども計画においても、こども・若者、子育て家庭に対する施策を策定するうえでの基本的な方針としています。



(4)「駒ヶ根市こども計画」の策定について

市町村には、こども基本法第 10 条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられています。

また、市町村こども計画については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」とも規定されています。

そこで、「第 2 期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度で終期を迎えることを期に、国の法制度等の動向を踏まえて、こどもに関連する施策を一体とする計画とします。

「こども大綱」が示すすべてのこども・若者が、将来にわたってその権利が守られ、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域課題やこどもを取り巻く状況を踏まえつつ、子ども・子育て支援や若者支援の施策について、総合的かつ計画的に推進するために「駒ヶ根市こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」を策定することとします。

「駒ヶ根市こども計画」では、これまで通り保育・教育サービスや子ども・子育て支援の必要量の確保策や、次世代育成支援やこどもの貧困対策などについて明示するとともに、その他のこども・若者、子育て家庭への支援についても包括的に明示することとします。

この「駒ヶ根市こども計画」は、国が定める「こども大綱」と、長野県が定める「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、駒ヶ根市が定める福祉・保健等の個別に定める計画と整合・連携したものとし、子どもの権利保障や子ども・子育て施策を総合的・計画的に推進するための取組方針や方向性を定めた計画として策定します。



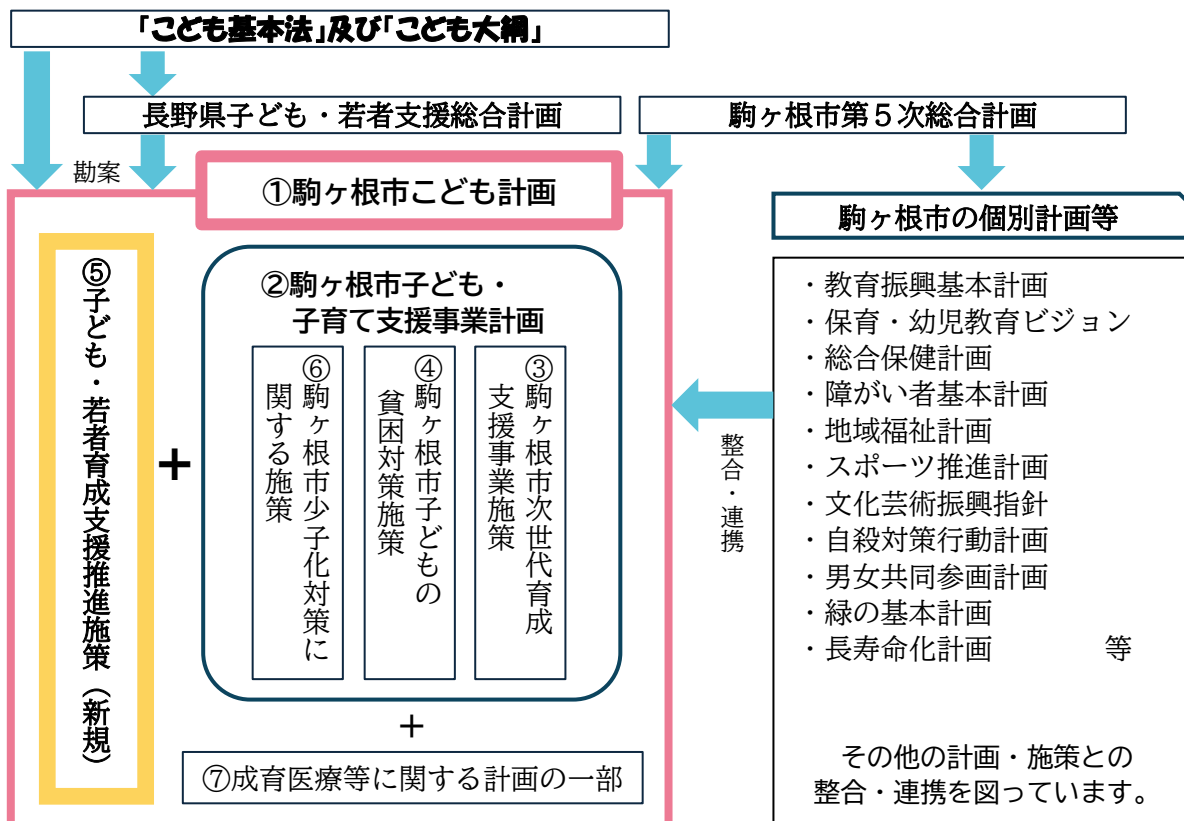
2 計画の性格・位置づけ

この計画は、市町村での策定が求められているこども・若者、子育て家庭についての計画のうち、以下に記載する計画・施策を一体的に策定しています。（一部の計画の策定は努力義務）

- ① 市町村こども計画（こども基本法 第10条第2項）
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法 第61条）
- ③ 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法 第8条第1項）
- ④ 市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項）
- ⑤ 市町村子ども・若者支援施策（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）
- ⑥ 少子化に対処するための施策（少子化社会対策基本法第7条第1項）
- ⑦ 母子保健を含む成育医療等に関する計画（成育基本法施行令本則21号）

この計画は、市の最上位計画である「駒ヶ根市第5次総合計画」で掲げられた重点プロジェクトの1つ“少子化対策・子育て支援プロジェクト”や“基本目標1 ひとづくり”に関連する個別計画として策定します。

また、駒ヶ根市における福祉や保健分野等の他の計画とも整合・連携を図り策定しています。





3 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間としています。次期計画に向けた見直しは令和11年度に行う予定ですが、法制度の改正やこども・若者・子育て家庭を取り巻く環境の大きな変化などがあった場合には、適宜計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期駒ヶ根市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)			駒ヶ根市こども計画 (令和7年度～令和11年度)					次期計画 (予定)
駒ヶ根市第5次総合計画 (令和4年度～令和8年度)					次期計画 (予定)			

4 計画の対象者

この計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等とします。

また、「こども基本法」において、「『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にあるものを指しています。

この計画における「こども」とは、

- ① 概ね18歳までのこども
- ② 妊娠中の母親がいる家庭を含む子育て家庭
- ③ 概ね30歳未満の若者（取組によっては40歳未満）としています。

この計画において、若者の対象年齢を概ね30歳程度としていますが、こども基本法の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分しないこととし、法令や制度に準じる場合には「こども」や「子ども」と表記することとします。



5 SDGsとの関連

平成27年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダに記載されている国際目標が、SDGs（Sustainable Development Goals）です。SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されており、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指すことを目的としています。また、SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げており、発展途上国だけでなく、先進国も積極的にSDGsの達成に向けた取組を行うことが求められています。

この計画は、こども・若者や子育てをしている保護者を主な対象とし、すべてのこども・若者が将来に希望を持ちながら健やかに成長することができる社会の実現を目指し、策定されています。そのため、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念とも深く関連する計画であると言えます。本市では、この計画の推進を通じて、SDGsの達成に向けた取組を展開していきます。





第2章

こども・若者と 子育て家庭を取り巻く 駒ヶ根市の現状

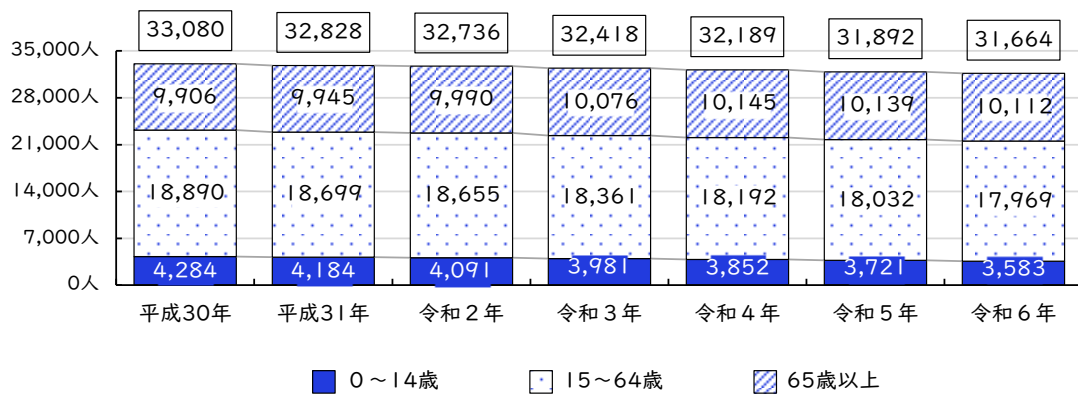


第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く駒ヶ根市の現状

1 統計データからみた駒ヶ根市の現状

(1) 人口・世帯などの状況

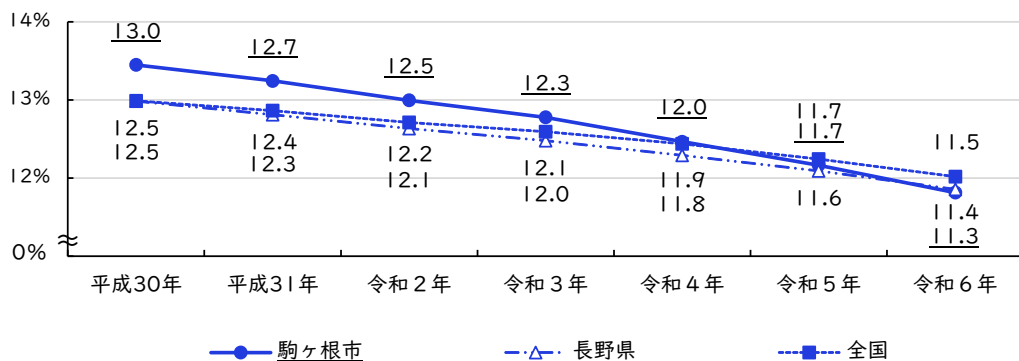
① 総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

令和6年の総人口は31,664人で、その内訳は「0～14歳」が3,583人、「15～64歳」が17,969人、「65歳以上」が10,112人となっています。平成30年からの推移をみると、総人口が減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向にあります。また、「65歳以上」は令和4年まで増加傾向にあったものの、その後減少傾向に転じています。

② 年少人口（0～14歳）割合の比較

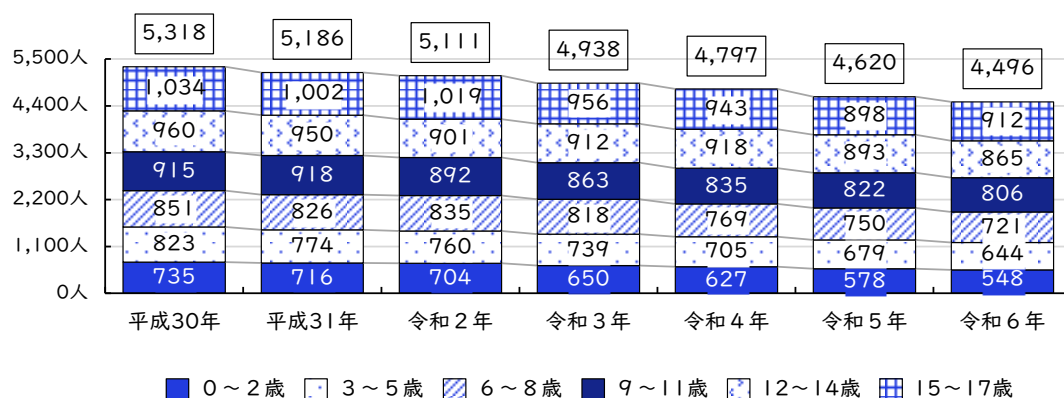


資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

令和6年の年少人口割合は、11.3%となっています。平成30年からの推移をみると、年少人口割合が低下傾向にあります。長野県や全国と比較すると、平成30年には本市の年少人口割合が長野県や全国より僅かに高かったものの、令和6年にはほぼ同率となっており、本市の年少人口割合の減少スピードが速いことがわかります。また、いずれも低下傾向にあります。



③ 18歳未満人口の推移



資料：「総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日時点）

令和6年の18歳未満人口は4,496人で、その内訳は「15～17歳」が912人、「12～14歳」が865人、「9～11歳」が806人などとなっています。平成30年からの推移をみると、18歳未満人口が減少傾向にあります。年齢6区分別にみると、すべての年齢区分において減少傾向にあります。特に「0～2歳」、「3～5歳」の減少幅が大きく、平成30年からの6年間で180人前後減少しています。

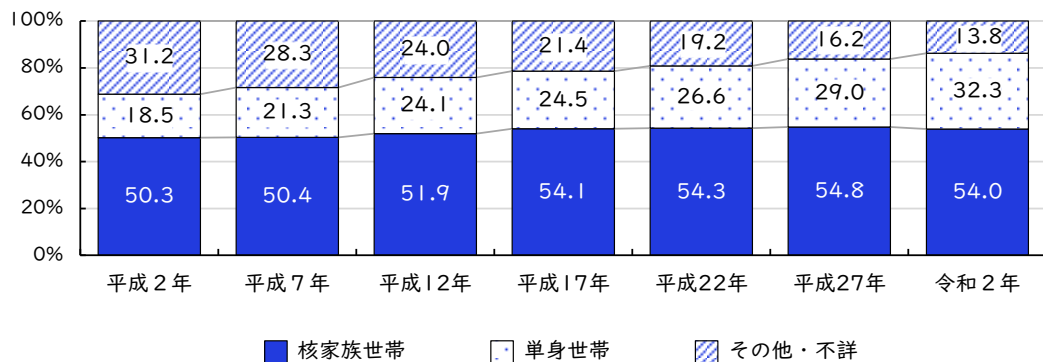
④ 一般世帯数・1世帯あたり人員の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年の一般世帯数は12,914世帯、1世帯あたり人員は2.42人となっています。平成2年からの推移をみると、一般世帯数が増加傾向、1世帯あたり人員が減少傾向にあります。

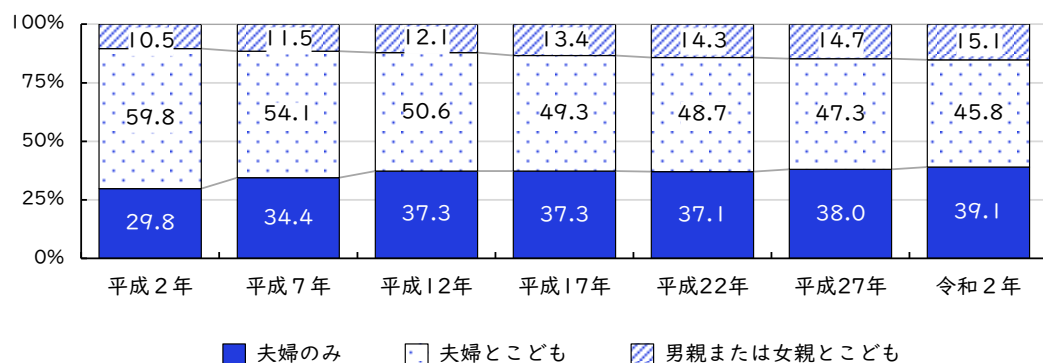
⑤ 家族類型別一般世帯割合の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年の一般世帯を家族類型別にみると、「核家族世帯」が54.0%と最も多く、次いで「単身世帯」が32.3%、「その他・不詳」が13.8%となっています。平成2年からの推移をみると、「核家族世帯」が平成27年まで増加傾向にあったものの、その後僅かに減少しています。また、「単身世帯」は増加傾向、「その他・不詳」は減少傾向にあります。

⑥ 家族類型別核家族世帯割合の推移

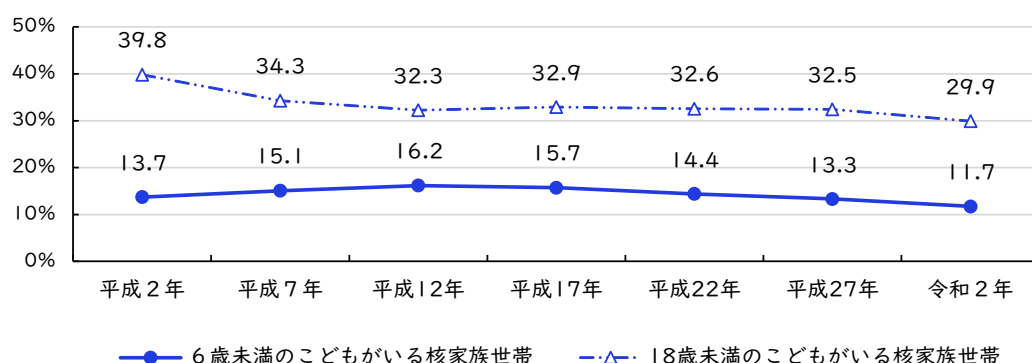


資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年の核家族世帯を家族類型別にみると、「夫婦と子ども」が45.8%と最も多く、次いで「夫婦のみ」が39.1%、「男親または女親と子ども」が15.1%となっています。平成2年からの推移をみると、「夫婦のみ」、「男親または女親と子ども」が増加傾向、「夫婦と子ども」が減少傾向にあります。



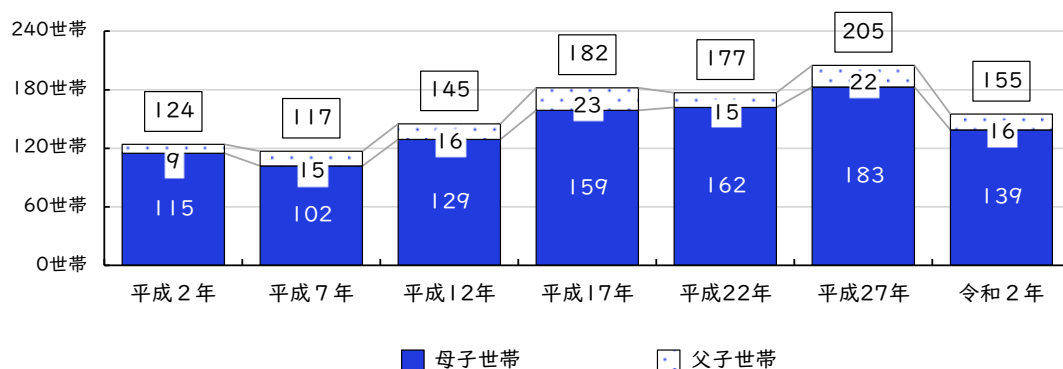
⑦ 核家族世帯における6歳未満・18歳未満のこどもがいる世帯割合の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年の核家族世帯における6歳未満・18歳未満のこどもがいる世帯割合は、「6歳未満のこどもがいる核家族世帯」が11.7%、「18歳未満のこどもがいる核家族世帯」が29.9%となっています。平成2年からの推移をみると、「6歳未満のこどもがいる核家族世帯」が平成12年をピークに低下傾向、「18歳未満のこどもがいる核家族世帯」が継続して低下傾向にあります。

⑧ ひとり親世帯数の推移



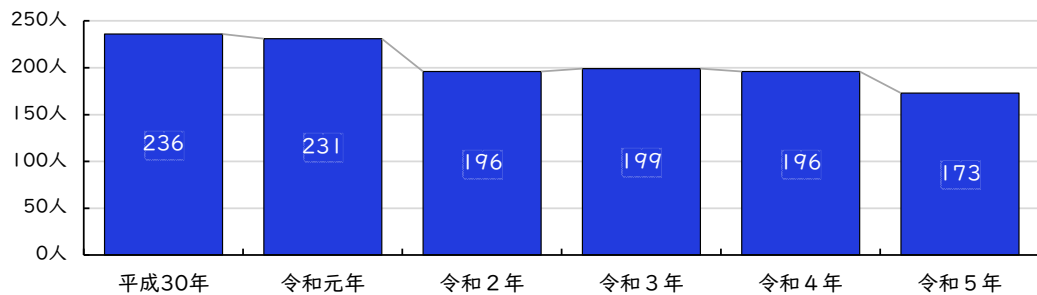
※ここでの「母子世帯」、「父子世帯」は、核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯のことを指します。

資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年のひとり親世帯数は155世帯で、その内訳は「母子世帯」が139世帯、「父子世帯」が16世帯となっています。平成2年からの推移をみると、ひとり親世帯数は平成27年まで増加傾向にあったものの、その後減少に転じています。ひとり親世帯の種類別にみると、9割前後を「母子世帯」が占める傾向が続いています。

(2) 結婚・出生の状況

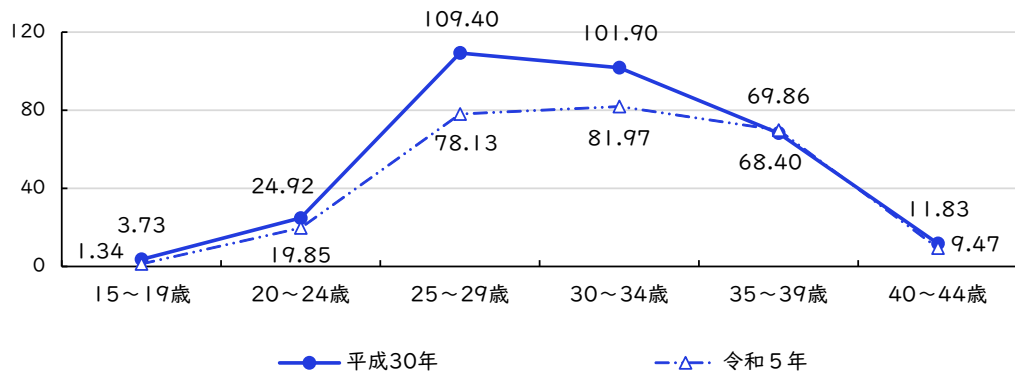
① 出生数の推移



資料：「人口動態調査」(各年累計)

令和5年の出生数は、173人となっています。平成30年からの推移をみると、出生数が減少傾向にあります。

② 母親の年齢別出生率(人口千人対)の推移

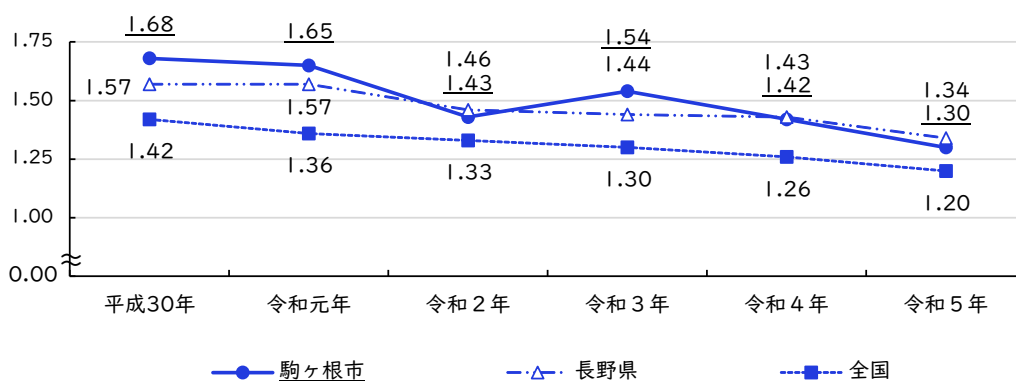


資料：「人口動態調査」(各年累計)

令和5年の母親の年齢別出生率は、20歳代後半から30歳代前半にかけて80前後と高くなっています。平成30年と比較すると、20歳代後半から30歳代前半にかけて令和5年の方が20～30程度低くなっており、出産する方が多かった年齢層において出産する方が少なくなっていることがわかります。



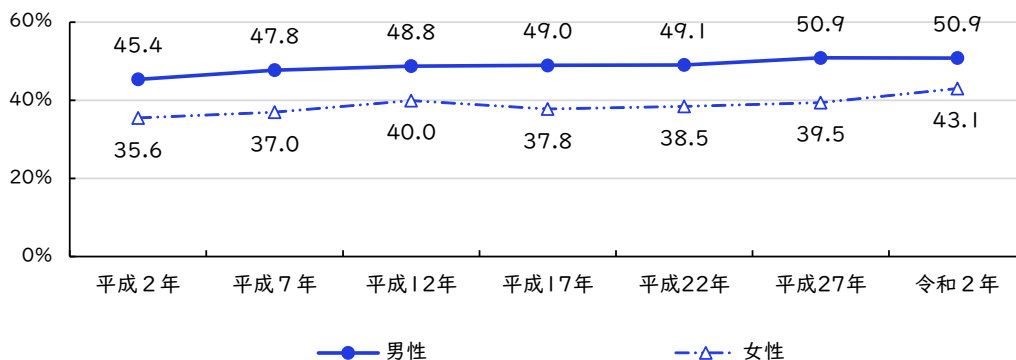
③ 合計特殊出生率の比較



資料：「人口動態調査」(各年累計)

令和5年の合計特殊出生率は、1.30 となっています。平成30年からの推移をみると、合計特殊出生率は上昇する年もあるものの、概ね低下傾向にあります。長野県や全国と比較すると、全国よりは高く、長野県とは類似した傾向となる年が多くなっています。また、いずれも低下傾向にあります。人口を維持するために合計特殊出生率 2.07 が必要だとされていますが、これを大幅に下回っています。

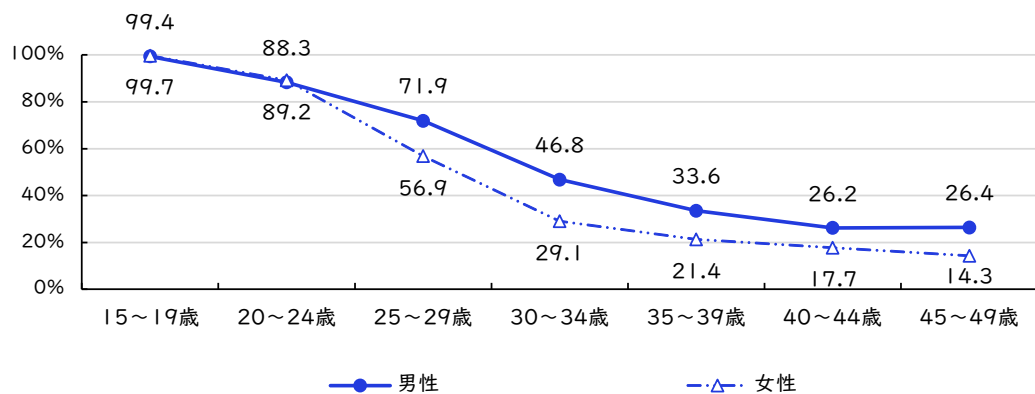
④ 性別未婚者割合の推移



資料：「国勢調査」(各年10月1日時点)

令和2年の性別未婚者割合は、「男性」が50.9%、「女性」が43.1%となっています。平成2年からの推移をみると、「男性」、「女性」とともに上昇傾向にあります。

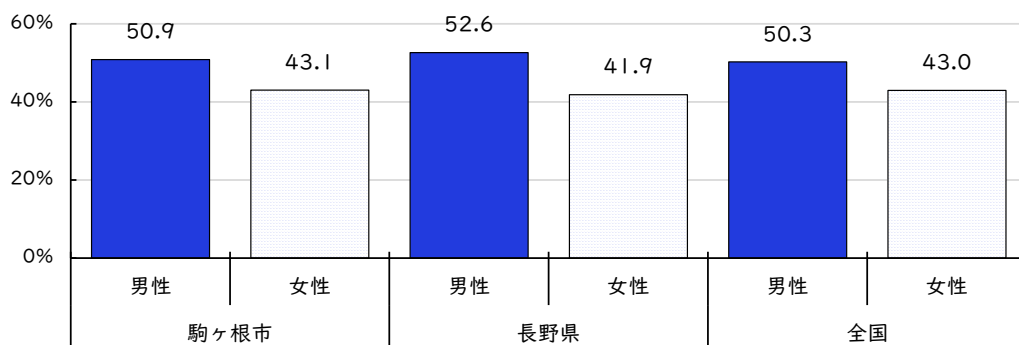
⑤ 性別・年齢別未婚者割合の比較



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

令和2年の性別未婚者割合を年齢別にみると、「男性」、「女性」とともに年齢層が高くなるほど低くなる傾向にあります。また、「男性」は40歳代前半から40歳代後半にかけて僅かに増加しています。また、性別による差は20歳代後半からみられるようになり、20歳代後半から40歳代後半にかけて「男性」が「女性」を10～17ポイント程度上回っています。

⑥ 性別未婚者割合の比較



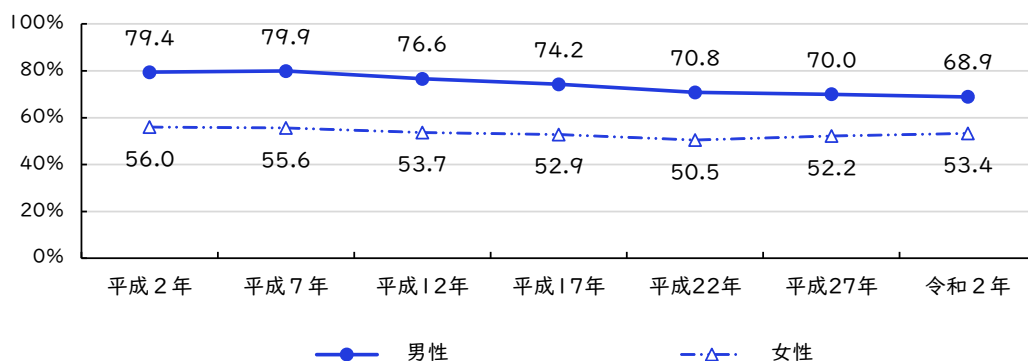
資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

令和2年の性別未婚者割合を長野県や全国と比較すると、「男性」が51%前後、「女性」が42%前後と、類似した傾向にあります。



(3) 就業の状況

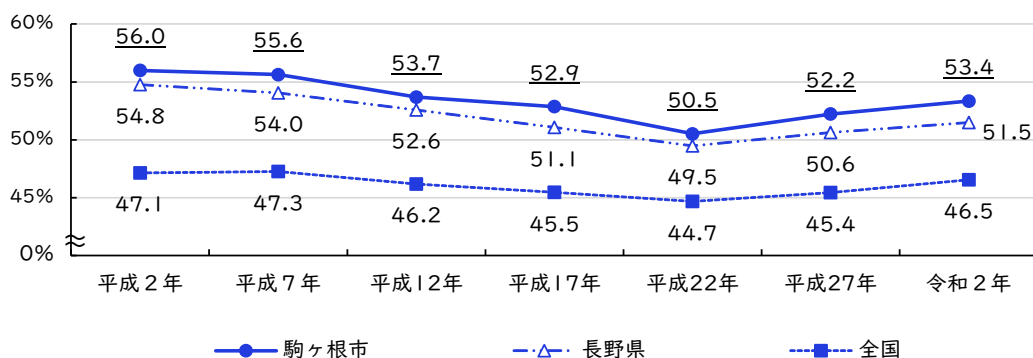
① 性別就業者割合の推移



資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日時点）

令和 2 年の就業者割合は、「男性」が 68.9%、「女性」が 53.4%となっています。平成 2 年からの推移をみると、「男性」が低下傾向にある一方で、「女性」は平成 22 年まで低下傾向にあったものの、その後上昇傾向に転じています。

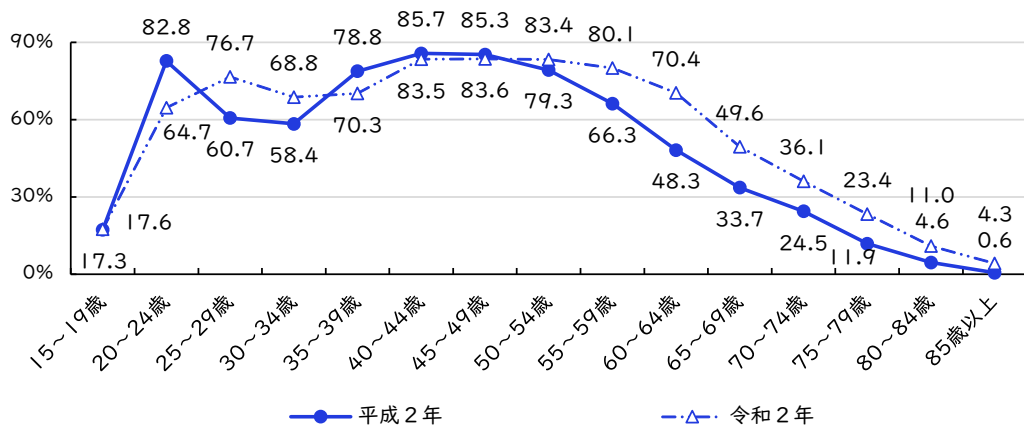
② 女性の就業者割合の比較



資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日時点）

令和 2 年の女性の就業者割合は、53.4%となっています。平成 2 年からの推移をみると、女性の就業者割合は平成 22 年まで低下傾向にあったものの、その後上昇傾向に転じています。長野県や全国と比較すると、全国よりは高く、長野県とは類似した傾向となる年が多くなっています。また、いずれも平成 27 年に上昇傾向に転じています。

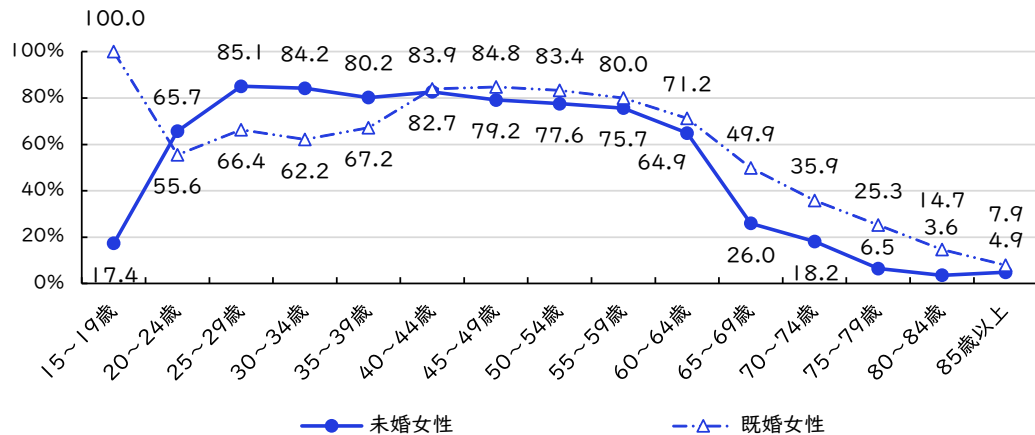
③ 年齢別女性の就業者割合の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年の年齢別女性の就業者割合は、20歳代後半・30歳代後半から60歳代前半にかけて7割を超えて高くなっています。平成2年と比較すると、20歳代前半において令和2年の方が18.1ポイント低いものの、20歳代後半から30歳代前半、50歳代後半から70歳代後半においては令和2年の方が10ポイント以上高くなっています。

④ 婚姻状況別女性の就業者割合の比較

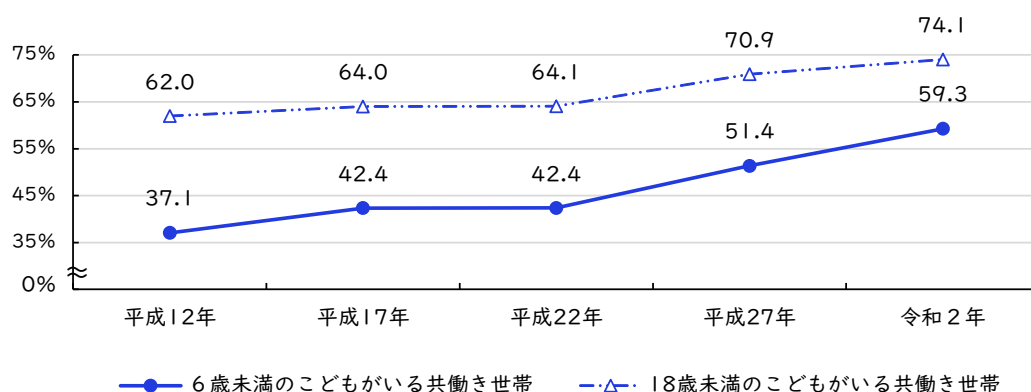


資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

令和2年の婚姻状況別女性の就業者割合は、20歳代前半から30代後半にかけて「未婚女性」が「既婚女性」より高く、10歳代後半・60歳代後半から80歳代前半にかけて「既婚女性」が「未婚女性」より高くなっています。



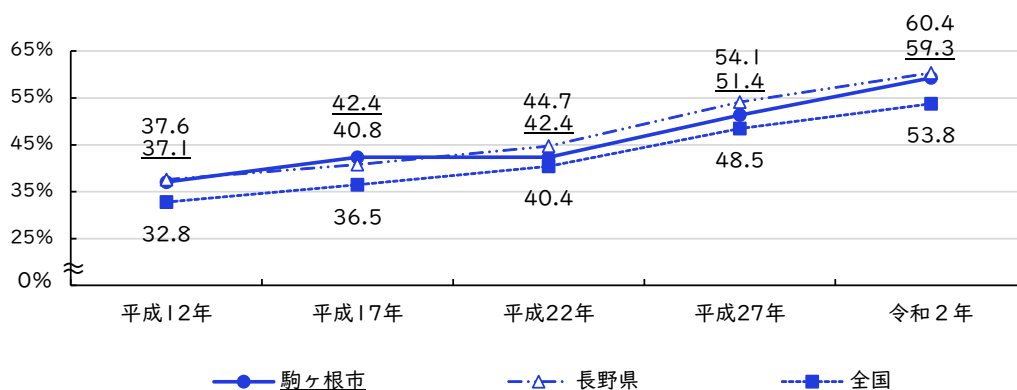
⑤ 夫婦のいる世帯における6歳未満・18歳未満のこどもがいる共働き世帯割合の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

令和2年の夫婦のいる世帯におけるこどもがいる共働き世帯割合は、「6歳未満のこどもがいる共働き世帯」が59.3%、「18歳未満のこどもがいる共働き世帯」が74.1%となっています。平成12年からの推移をみると、「6歳未満のこどもがいる共働き世帯」、「18歳未満のこどもがいる共働き世帯」とともに上昇傾向にあります。

⑥ 夫婦のいる世帯における6歳未満のこどもがいる共働き世帯割合の比較

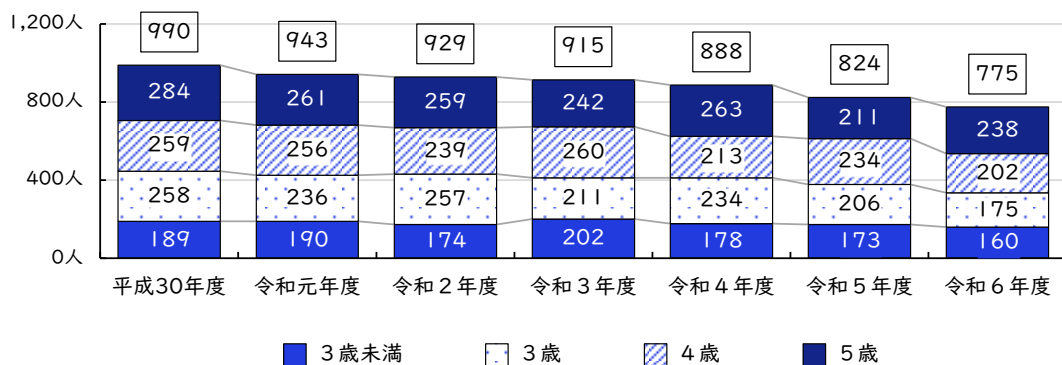


資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

夫婦のいる世帯における6歳未満のこどもがいる共働き世帯割合を長野県や全国と比較すると、全国よりはやや高く、長野県とは類似した傾向となる年が多くなっています。また、いずれも上昇傾向にあります。

(4) 保育・教育施設の状況

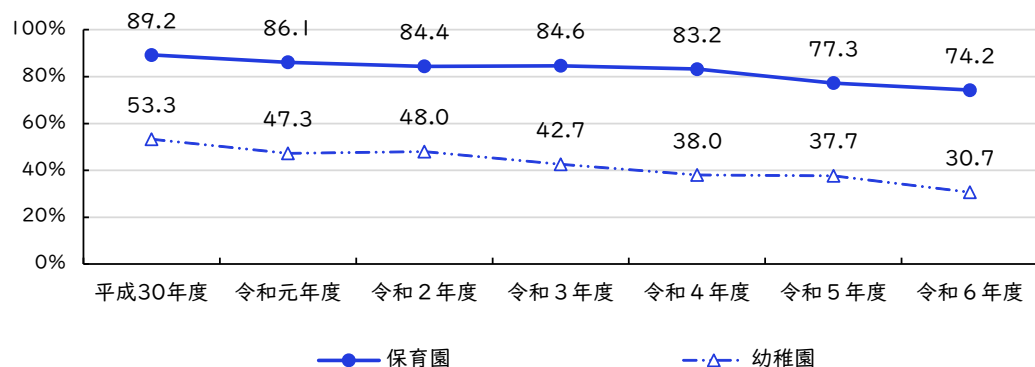
① 年齢別保育・教育施設に通っている児童数の推移



資料：「福祉行政報告例、学校基本調査」（各年度4月1日時点）

令和6年度の保育・教育施設に通っている児童数は775人で、その内訳は「3歳未満」が160人、「3歳」が175人、「4歳」が202人、「5歳」が238人となっています。平成30年度からの推移をみると、保育・教育施設に通っている児童数が減少傾向にあります。年齢別にみると、すべての年齢区分において減少傾向にあります。しかし、「3歳未満」には0～2歳の3学年分を含んでいるにもかかわらず、平成30年度からの6年間の減少幅が29人と最も小さいことから、「3歳未満」の保育の需要の高さがうかがえます。

② 保育・教育施設別定員充足率の推移



資料：「福祉行政報告例、学校基本調査」（各年度4月1日時点）

令和6年度の保育・教育施設別定員充足率は、「保育園」が74.2%、「幼稚園」が30.7%となっています。平成30年度からの推移をみると、定員充足率は「保育園」、「幼稚園」ともに低下傾向にあります。しかし、平成30年度からの6年間の低下幅は「保育園」が15.0ポイントである一方で、「幼稚園」は22.6ポイントと、「幼稚園」の定員充足率が大きく下がっていることがわかります。



③ 待機児童数の推移



資料：「保育所等利用待機児童数調査」（各年度4月1日時点）

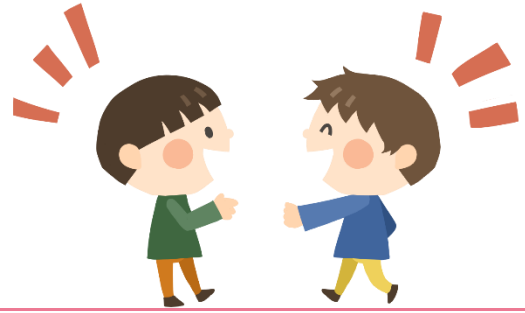
令和6年度の待機児童数は、2人となっています。平成30年度からの推移をみると、待機児童が発生したのは令和6年度が初めてです。

④ 特別保育

保育の種類	実施施設名
乳児保育	経塚保育園、桜ヶ丘保育園、福岡保育園、J's 保育園駒ヶ根
延長保育 (18時以降)	美須津保育園、赤穂保育園、飯坂保育園、経塚保育園、 すずらん保育園、桜ヶ丘保育園、福岡保育園、J's 保育園駒ヶ根
一時保育	子育て支援センター、福岡保育園、あそびの森
障がい児保育	北割保育園、美須津保育園、赤穂保育園、飯坂保育園、経塚保育園、 中沢保育園、東伊那保育園、すずらん保育園、桜ヶ丘保育園、 福岡保育園、J's 保育園駒ヶ根 赤穂南幼稚園、下平幼稚園、聖マルチン幼稚園
外国人児童保育	北割保育園、美須津保育園、赤穂保育園、飯坂保育園、経塚保育園、 中沢保育園、東伊那保育園、すずらん保育園、桜ヶ丘保育園、 福岡保育園、J's 保育園駒ヶ根 赤穂南幼稚園、下平幼稚園、聖マルチン幼稚園
病児・病後児保育	すずらん病児保育室
園庭開放	北割保育園、美須津保育園、赤穂保育園、飯坂保育園、経塚保育園、 中沢保育園、東伊那保育園、すずらん保育園、桜ヶ丘保育園、 福岡保育園、J's 保育園駒ヶ根 赤穂南幼稚園、下平幼稚園、聖マルチン幼稚園
子育てひろば	子育て支援センター、あそびの森

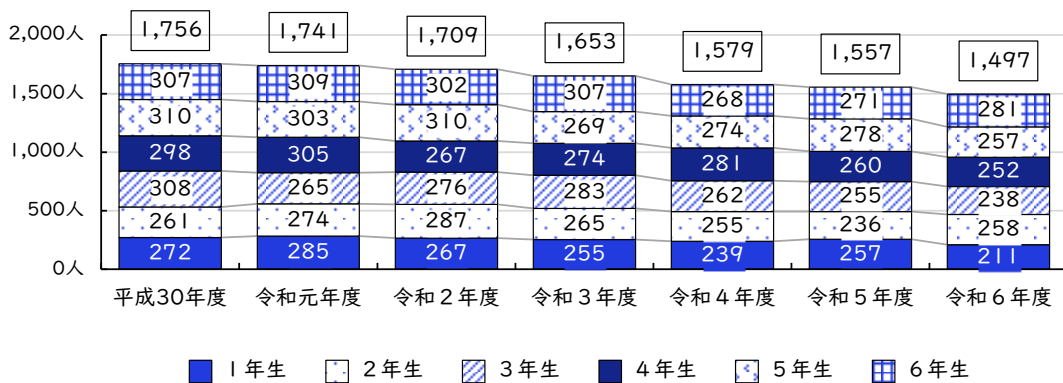
資料：「駒ヶ根市条例及び規則」（令和6年4月1日時点）

市内の保育園・幼稚園などでは、上表の通り特別保育を行っています。



(5) 小学校・中学校の状況

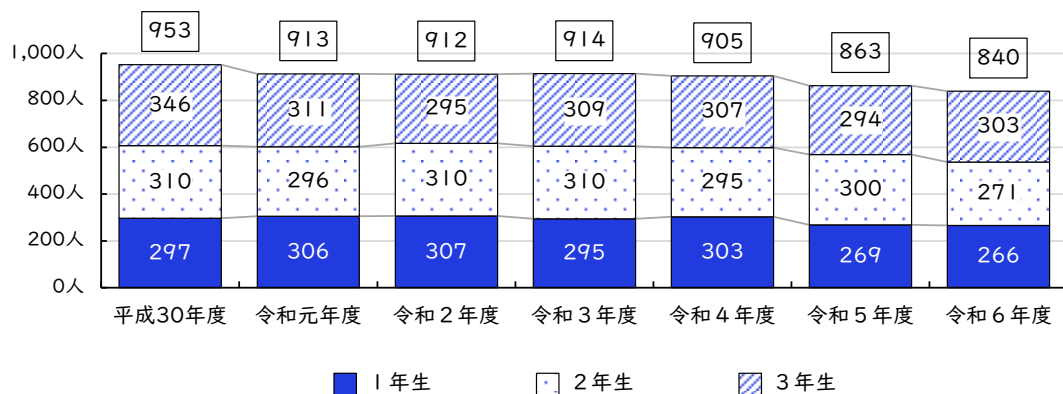
① 学年別小学校に通っている児童数の推移



資料：「小中学校児童・生徒数一覧表」（各年度4月1日時点）

令和6年度の小学校に通っている児童数は1,497人で、その内訳は「6年生」が281人、「2年生」が258人、「5年生」が257人などとなっています。平成30年度からの推移をみると、小学校に通っている児童数が減少傾向にあります。学年別にみると、平成30年度と比較してすべての学年で減少しています。学年が上がった際の人数は、前年度の±5人程度に収まっており、大きな増減はみられません。

② 学年別中学校に通っている生徒数の推移

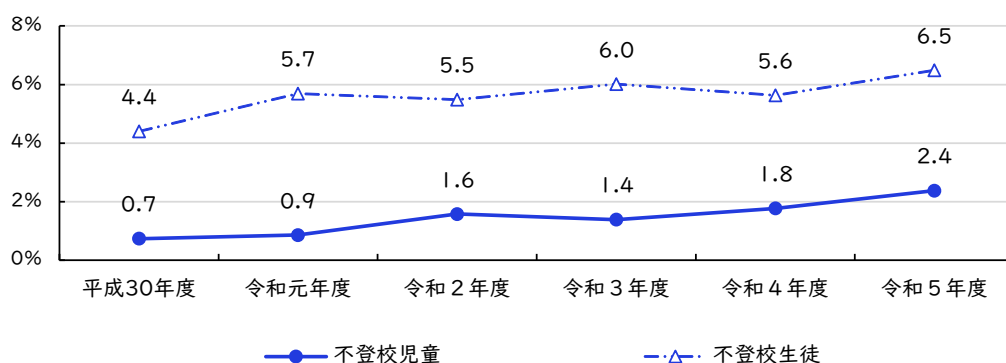


資料：「小中学校児童・生徒数一覧表」（各年度4月1日時点）

令和6年度の中学校に通っている生徒数は840人で、その内訳は「1年生」が266人、「2年生」が271人、「3年生」が303人となっています。平成30年度からの推移をみると、中学校に通っている生徒数が減少傾向にあります。学年別にみると、平成30年度と比較してすべての学年で減少しています。学年が上がった際の人数は、前年度の±4人程度に収まっており、大きな増減はみられません。



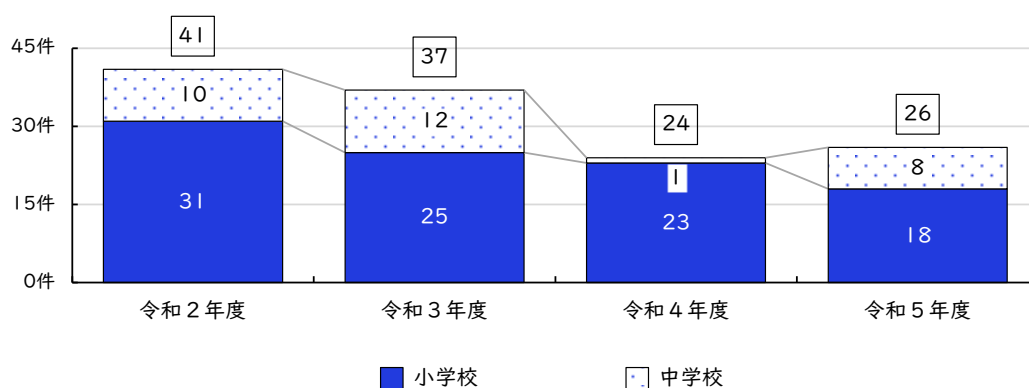
③ 不登校児童・生徒割合の推移



資料：「不登校児童生徒の支援の状況について」（各年度3月31日時点）

令和5年度の不登校児童・生徒割合は、「不登校児童」が2.4%、「不登校生徒」が6.5%となっています。平成30年度からの推移をみると、不登校児童・生徒割合が上昇傾向にあります。

④ いじめ認知件数の推移



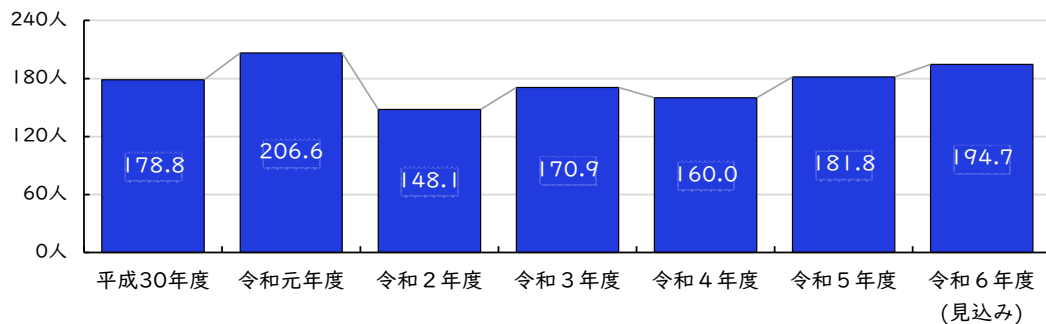
※令和元年度以前も情報を収集していましたが、令和2年度より、いじめの認知基準を市内の学校で統一したことから、令和2年度以降の数値を掲載します。

資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関わる調査」（各年度3月31日時点）

令和5年度はいじめ認知件数は26件で、その内訳は「小学校」が18件、「中学校」が8件となっています。令和2年度からの推移をみると、いじめ認知件数は令和4年度まで減少傾向にあったものの、その後僅かに増加しています。小学校・中学校別にみると、6割以上を「小学校」が占める傾向が続いています。

(6) 支援・取り巻く課題の状況

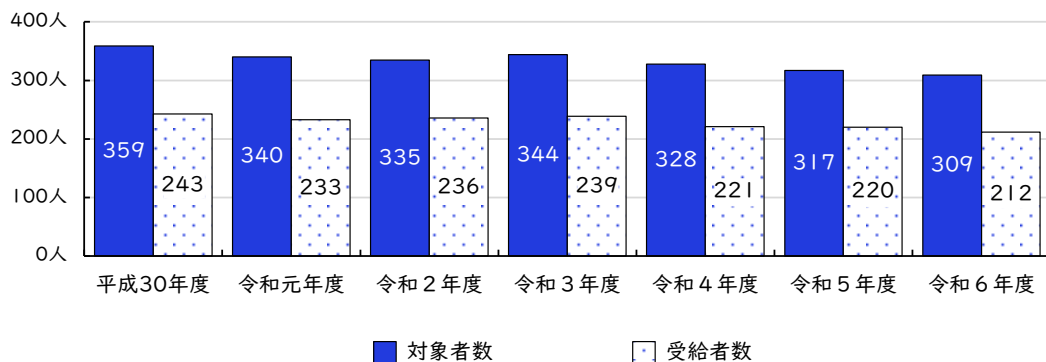
① 放課後児童クラブの平日1日あたり平均利用児童数の推移



資料：「子ども・子育て交付金実績報告」（各年度3月31日時点）

令和6年度の放課後児童クラブの平日1日あたり平均利用児童数（見込）は、194.7人となっています。平成30年度からの推移をみると、放課後児童クラブの平日1日あたり平均利用児童数は新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和2年度に大きく減少したものの、その後増加傾向に転じています。

② 児童扶養手当対象者数・受給者数の推移

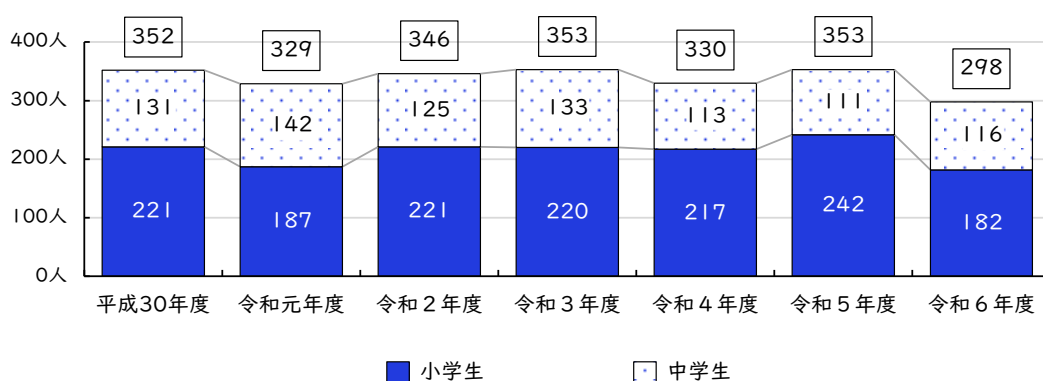


資料：「児童扶養手当対象者一覧」（各年度4月1日時点）

令和6年度の児童扶養手当対象者数は309人、受給者数は212人となっています。平成30年度からの推移をみると、児童扶養手当対象者数、受給者数ともに減少傾向にあります。



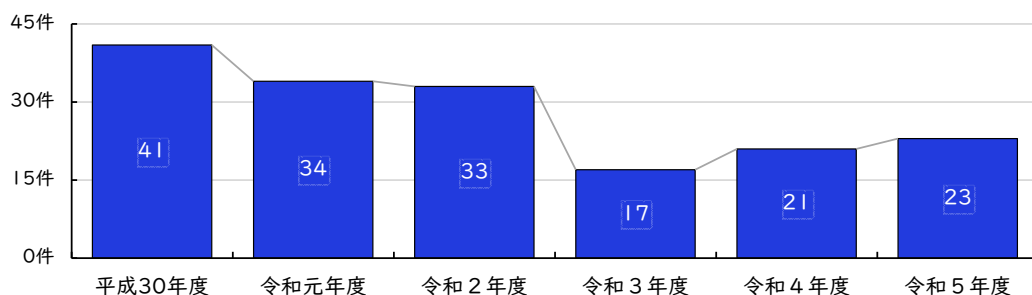
③ 就学援助認定児童・生徒数の推移



資料：「就学援助実施状況調査」（各年度7月1日時点）

令和6年度の就学援助認定児童・生徒数は298人で、その内訳は「小学生」が182人、「中学生」が116人となっています。平成30年度からの推移をみると、就学援助認定児童・生徒数は増減を繰り返しながらも340人前後で推移したものの、令和6年度には前年度より55人少なく、300人を下回っています。

④ 児童虐待通告件数の推移



資料：「家庭児童相談年報」（各年度3月31日時点）

令和5年度の児童虐待通告件数は、23件となっています。平成30年度からの推移をみると、児童虐待通告件数は令和3年度まで減少傾向にあったものの、その後増加傾向に転じています。



⑤ 公園・広場

公園等名称	面積	遊具	水道	駐車場	トイレ	多目的 トイレ	その他設備など
三和森公園	3,000 m ²	○	○	×	○	○	
飯坂公園	1,000 m ²	○	○	×	×	×	
向ヶ丘公園	1,700 m ²	○	○	×	○	○	
下平公園	2,700 m ²	○	○	×	×	×	
栄町公園	1,700 m ²	○	○	×	○	○	
アルプス公園	2,300 m ²	○	○	×	○	○	
ふじやま公園	1,100 m ²	○	○	×	○	○	
飯坂東公園	1,800 m ²	○	○	×	○	○	
北の原公園	37,500 m ²	○	○	○	○	○	語らいの森、弓道場、 みんなの広場
馬見塚公園	34,000 m ²	○	○	○	○	○	
すずらん公園	11,800 m ²	○	○	○	○	○	
馬住ヶ原公園	16,000 m ²	×	○	○	○	×	馬住ヶ原グラウンド
南割公園	68,000 m ²	○	○	○	○	○	アルプス球場、 マレットゴルフ場
駒ヶ根公園	159,700 m ²	○	○	○	○	○	駒ヶ池、大沼湖、切石公園
丸塚公園	45,800 m ²	○	○	○	○	○	丸塚グラウンド
十二天の森	108,000 m ²	×	○	○	○	○	
古城公園	110,000 m ²	×	×	○	○	×	
かっぱの池	3,200 m ²	○	×	○	×	×	
駅北公園	2,300 m ²	○	○	○	○	○	
小町公園	3,700 m ²	×	○	○	○	○	
みゆき公園	1,700 m ²	○	○	○	○	○	
きらめき公園	1,200 m ²	○	○	○	○	○	
のぞみ公園	1,200 m ²	×	○	×	○	○	
菅の台水と文化の森公園	60,000 m ²	○	○	○	○	○	森と水のアウトドア 体験広場
農村交流広場	2,600 m ²	○	○	○	○	○	体育館、グラウンド、 マレットゴルフ場
ふるさとの丘	5,000 m ²	○	○	○	○	○	あゆみ館、アルプスドーム、 マレットゴルフ場

資料：「駒ヶ根市の都市計画」、「農村交流広場条例」、「ふるさとの丘条例」

市内には、大小合わせて26か所の公園・広場があります。



2 アンケート結果などからみた駒ヶ根市の現状

(1) 子育て支援に関するアンケート調査

調査の目的

駒ヶ根市こども計画策定における基礎資料とするため、教育・保育などの子育て支援サービスの現状や、子ども・子育てについての生活実態などの把握を目的としたアンケート調査を実施しました。

調査の方法

就学前児童調査

調査方法： 郵送配布または施設配布・郵送回収または施設回収またはウェブ回収

調査対象： 小学校就学前の子どもを持つ保護者

調査期間： 令和6年2月28日～令和6年3月13日

小学生調査

調査方法： 小学校配布・小学校回収またはウェブ回収

調査対象： 小学校に通う子どもを持つ保護者

調査期間： 令和6年2月28日～令和6年3月13日

回収状況

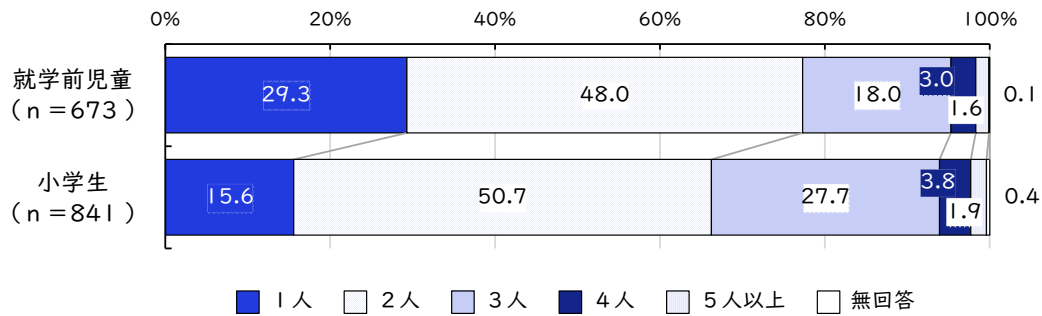
調査種類	対象者数	回収数	無効回答数	有効回答数	有効回収率
就学前児童調査	930人	683人	10人	673人	72.4%
小学生調査	1,151人	854人	13人	841人	73.1%

※無効回答とは、白紙回答や著しく回答が少ない票などのことです。

調査結果を読む際の注意点

- 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100％にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- スペースの関係上、問や選択肢を省略して表記していることがあります。

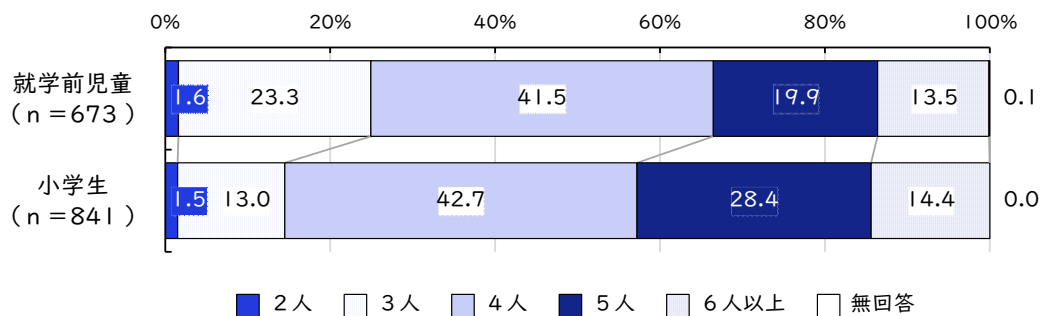
① こどもの人数



就学前児童調査では、「2人」が48.0%と最も多く、次いで「1人」が29.3%、「3人」が18.0%などとなっています。

小学生調査では、「2人」が50.7%と最も多く、次いで「3人」が27.7%、「1人」が15.6%などとなっています。

② こどもを含めた家族の人数

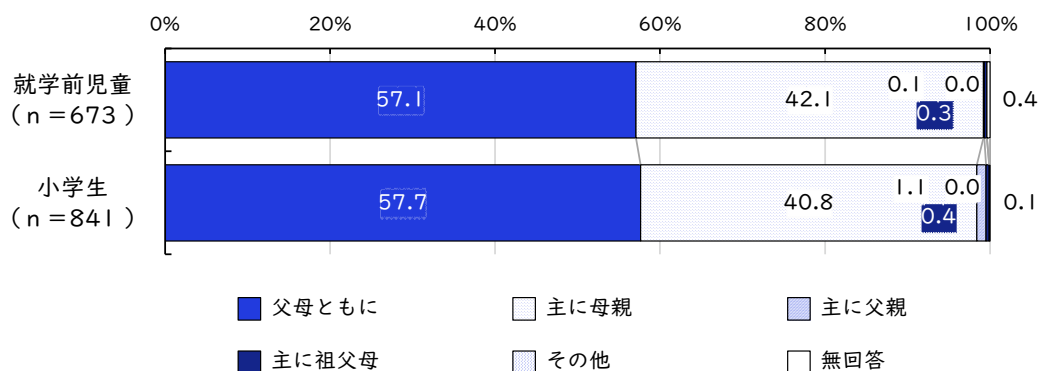


就学前児童調査では、「4人」が41.5%と最も多く、次いで「3人」が23.3%、「5人」が19.9%などとなっています。

小学生調査では、「4人」が42.7%と最も多く、次いで「5人」が28.4%、「6人以上」が14.4%などとなっています。



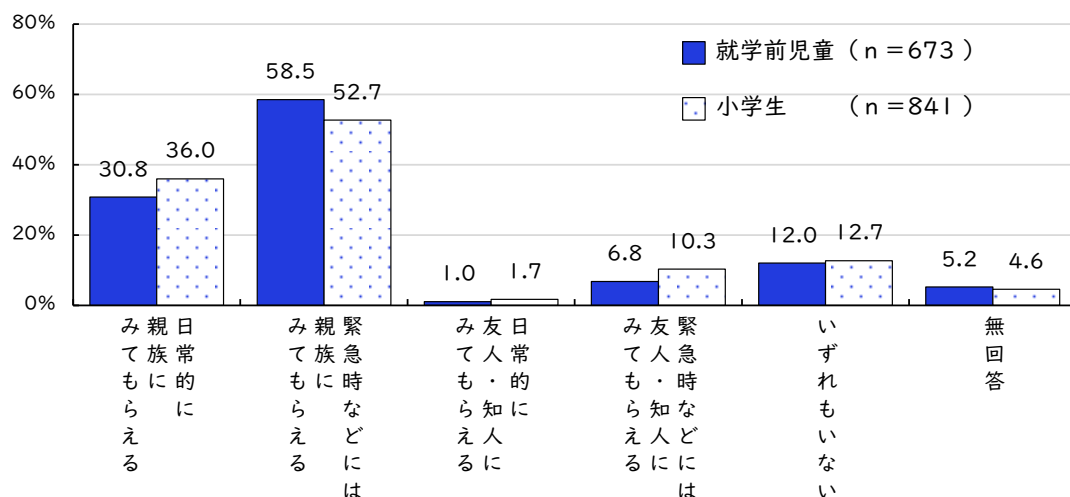
③ 子育てを主に行っている方



就学前児童調査では、「父母ともに」が57.1%と最も多く、次いで「主に母親」が42.1%、「主に祖父母」が0.3%などとなっています。

小学生調査では、「父母ともに」が57.7%と最も多く、次いで「主に母親」が40.8%、「主に父親」が1.1%などとなっています。

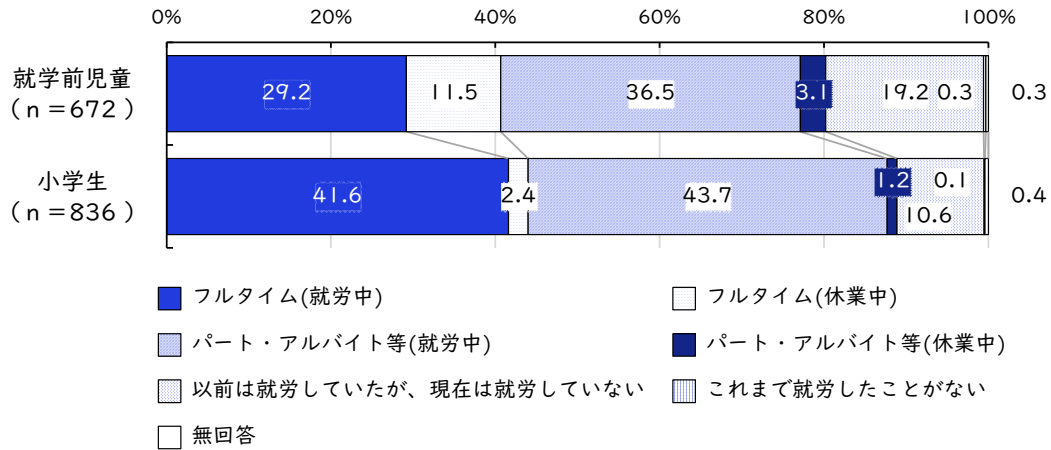
④ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答可能）



就学前児童調査では、「緊急時などには親族にみてもらえる」が58.5%と最も多く、次いで「日常的に親族にみてもらえる」が30.8%、「いずれもいない」が12.0%などとなっています。

小学生調査では、「緊急時などには親族にみてもらえる」が52.7%と最も多く、次いで「日常的に親族にみてもらえる」が36.0%、「いずれもいない」が12.7%などとなっています。

⑤ 母親の就労状況

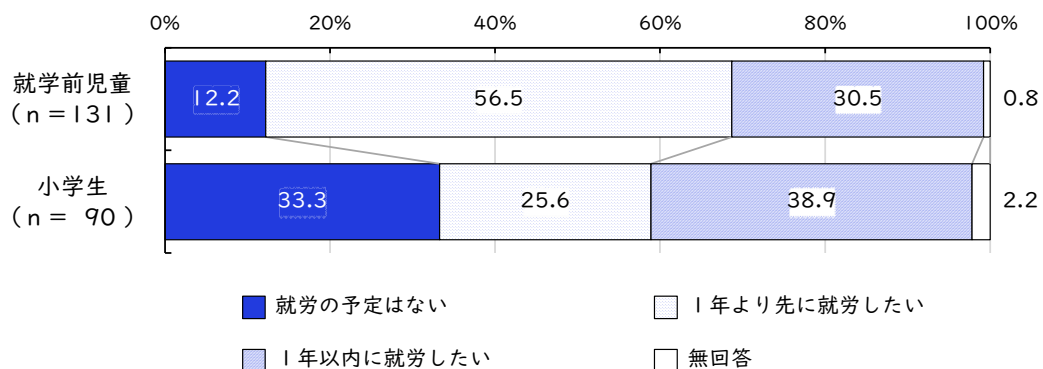


※母親がいる家庭の方のみ回答

就学前児童調査では、「パート・アルバイト等（就労中）」が36.5%と最も多く、次いで「フルタイム（就労中）」が29.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.2%などとなっています。

小学生調査では、「パート・アルバイト等で（就労中）」が43.7%と最も多く、次いで「フルタイム（就労中）」が41.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.6%などとなっています。

⑥ 働いていない母親の就労希望の有無



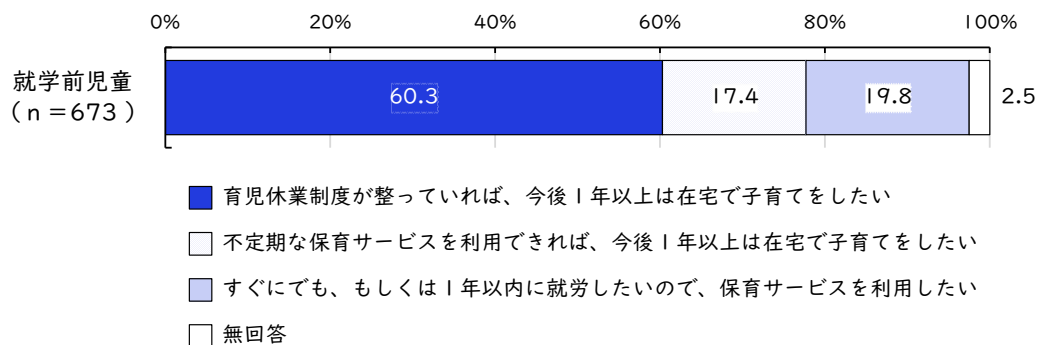
※現在就労していない母親のみ回答

就学前児童調査では、「1年より先に就労したい」が56.5%と最も多く、次いで「1年以内に就労したい」が30.5%、「就労の予定はない」が12.2%となっています。

小学生調査では、「1年以内に就労したい」が38.9%と最も多く、次いで「就労の予定はない」が33.3%、「1年より先に就労したい」が25.6%となっています。



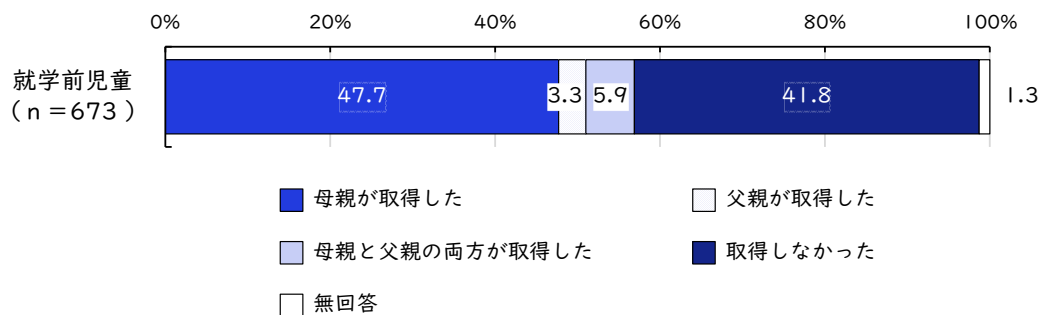
⑦ 現在の考えに最も近いもの



※就学前児童調査のみの問

就学前児童調査では、「育児休業制度が整っていれば、今後1年以上は在宅で子育てをしたい」が60.3%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいので、保育サービスを利用したい」が19.8%、「不定期な保育サービスを利用できれば、今後1年以上は在宅で子育てをしたい」が17.4%となっています。

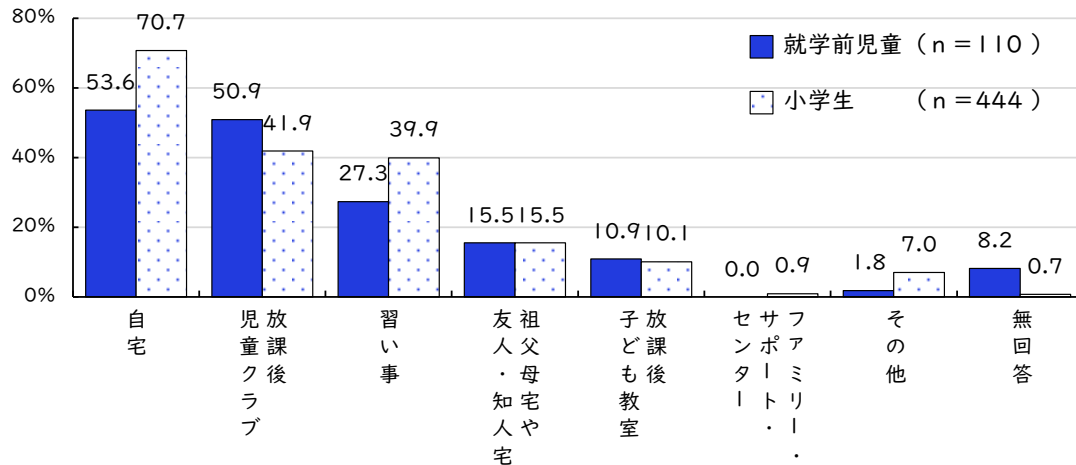
⑧ 育児休業の取得状況



※就学前児童調査のみの問

就学前児童調査では「母親が取得した」が47.7%と最も多く、次いで「取得しなかった」が41.8%、「母親と父親の両方が取得した」が5.9%などとなっています。

⑨ 小学校低学年（１～３年生）の間の放課後の時間の過ごし方（複数回答可能）

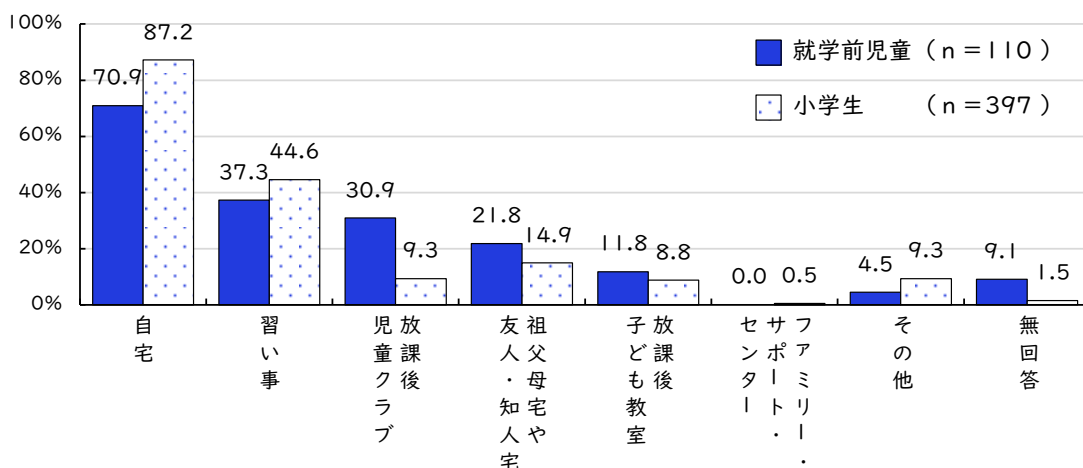


※就学前児童調査では対象のこどもが５歳の方のみ、小学生調査は対象のこどもが低学年の方のみ回答

就学前児童調査では、「自宅」が 53.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 50.9%、「習い事」が 27.3%などとなっています。

小学生調査では、「自宅」が 70.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 41.9%、「習い事」が 39.9%などとなっています。

⑩ 小学校高学年（４～６年生）の間の放課後の時間の過ごし方（複数回答可能）



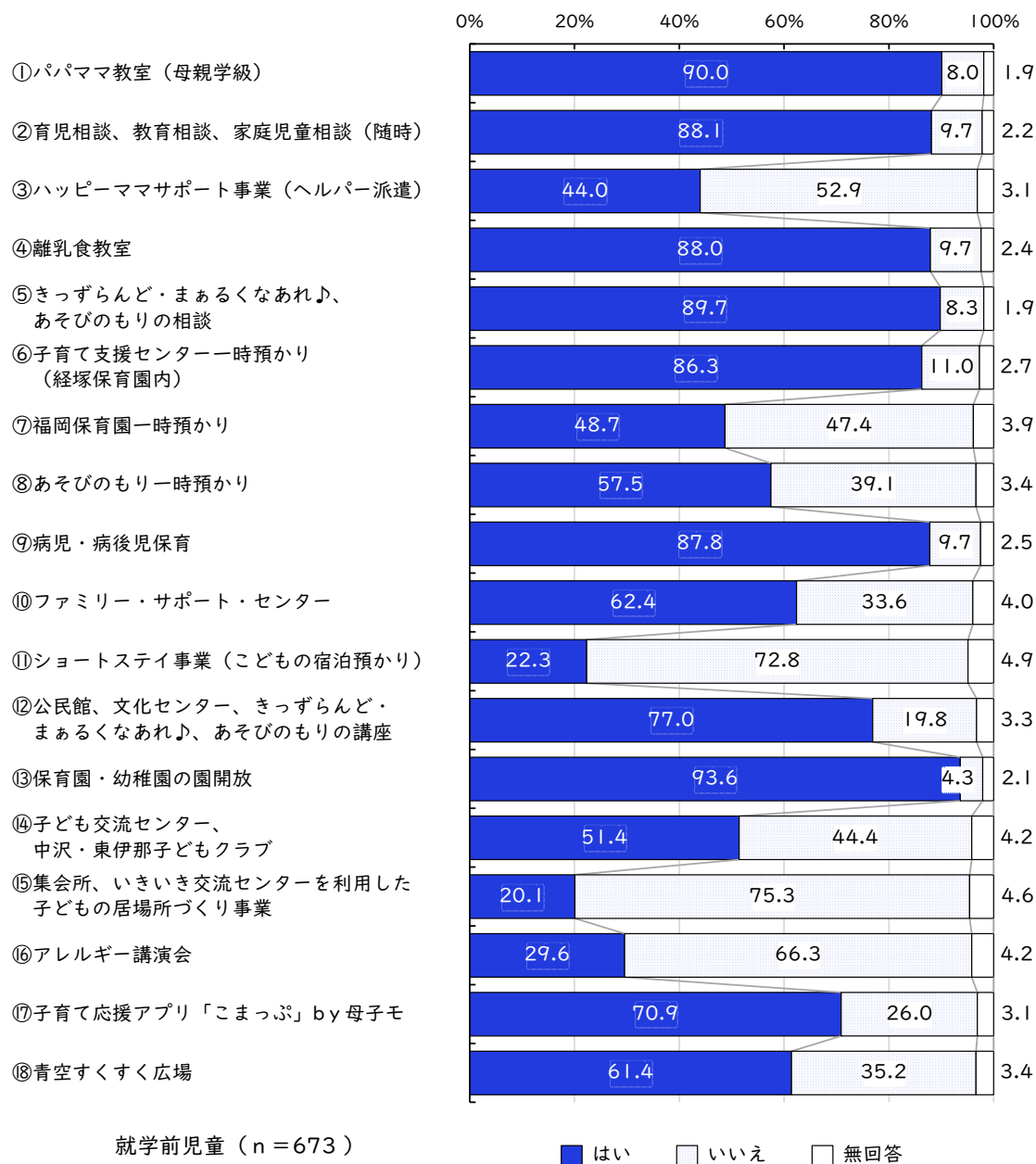
※就学前児童調査では対象のこどもが５歳の方のみ、小学生調査は対象のこどもが高学年の方のみ回答

就学前児童調査では、「自宅」が 70.9%と最も多く、次いで「習い事」が 37.3%、「放課後児童クラブ」が 30.9%などとなっています。

小学生調査では、「自宅」が 87.2%と最も多く、次いで「習い事」が 44.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 14.9%などとなっています。



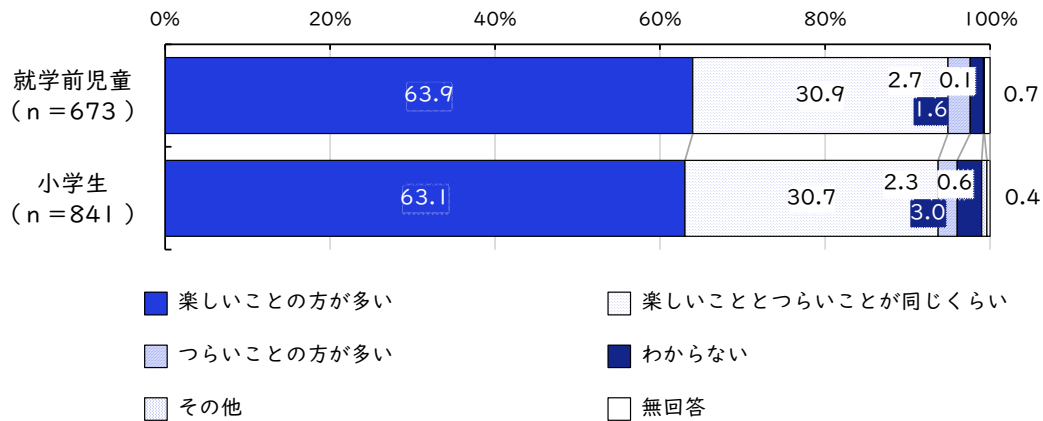
⑪ 事業やサービスの認知状況



※就学前児童調査のみの問

就学前児童調査では、《①パパママ教室（母親学級）》、《⑬保育園・幼稚園の園開放》において「はい」が9割を超えて多くなっています。一方で、《⑪ショートステイ事業（こどもの宿泊預かり）》、《⑮集会所、いきいき交流センターを利用した子どもの居場所づくり事業》、《⑯アレルギー講演会》において「はい」が3割を下回って少なくなっています。

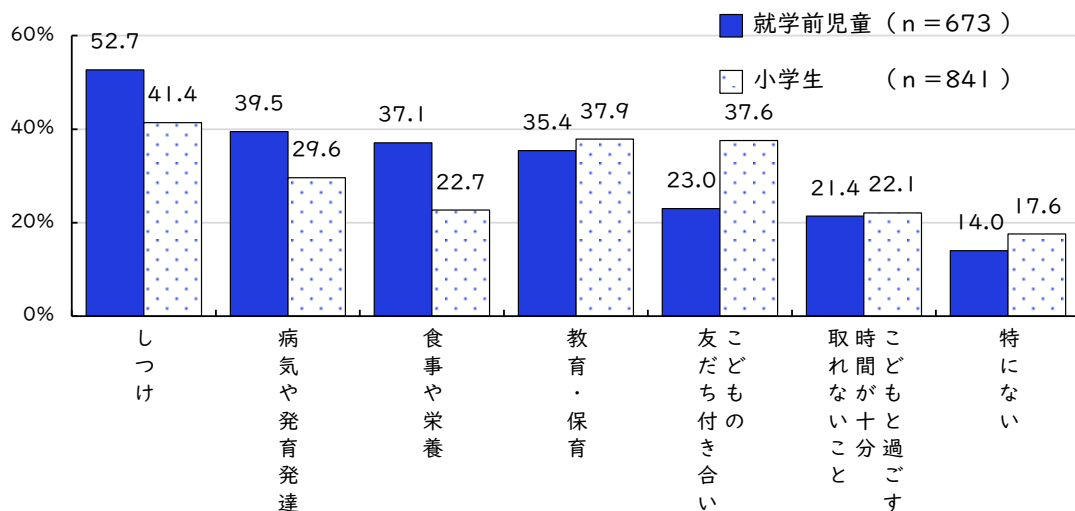
⑫ 子育てを楽しんでいることが多いと思うか、つらいと感じていることが多いと思うか



就学前児童調査では、「楽しいことの方が多い」が 63.9%と最も多く、次いで「楽しいこととつらいことが同じくらい」が 30.9%、「つらいことの方が多い」が 2.7%などとなっています。

小学生調査では、「楽しいことの方が多い」が 63.1%と最も多く、次いで「楽しいこととつらいことが同じくらい」が 30.7%、「わからない」が 3.0%などとなっています。

⑬ こどもに関して、日常悩んでいること、あるいは気になること（複数回答可能）



※上位7項目のみ掲載

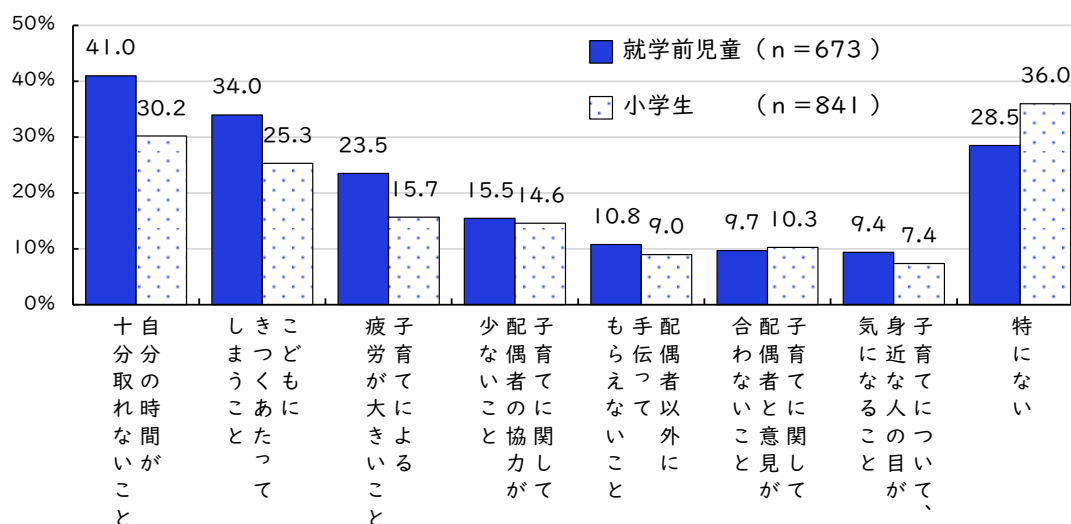
就学前児童調査では、「しつけ」が 52.7%と最も多く、次いで「病気や発育発達」が 39.5%、「食事や栄養」が 37.1%などとなっています。

小学生調査では、「しつけ」が 41.4%と最も多く、次いで「教育・保育」が 37.9%、「こどもの友だち付き合い」が 37.6%などとなっています。



⑭ ご自身に関して、日常悩んでいること、あるいは気になること

(複数回答可能)

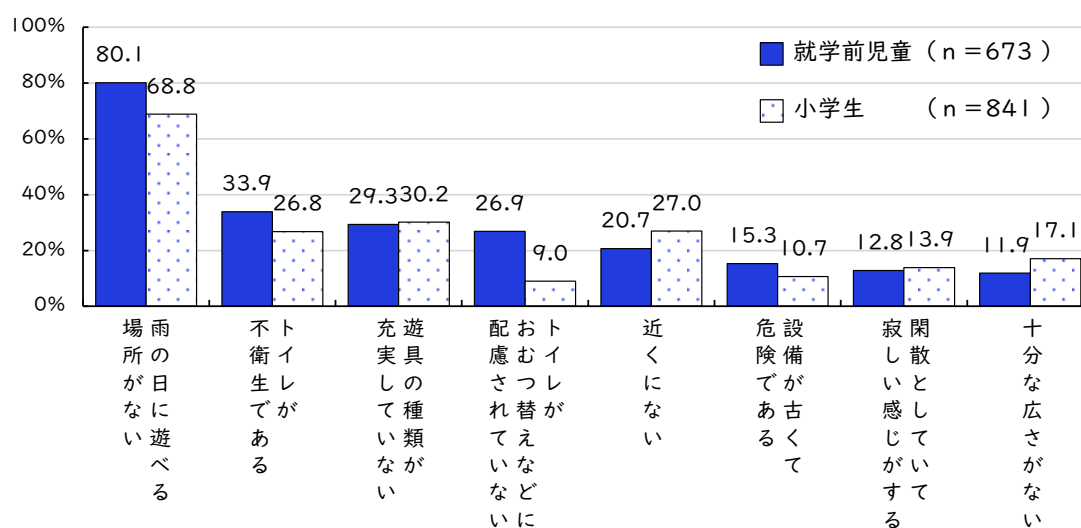


※上位8項目のみ掲載

就学前児童調査では、「自分の時間が十分取れないこと」が41.0%と最も多く、次いで「こどもにきつくあたってしまうこと」が34.0%、「特になし」が28.5%などとなっています。

小学生調査では、「特になし」が36.0%と最も多く、次いで「自分の時間が十分取れないこと」が30.2%、「こどもにきつくあたってしまうこと」が25.3%などとなっています。

⑮ お住まいの地域の公園や遊び場について日頃感じること (複数回答可能)

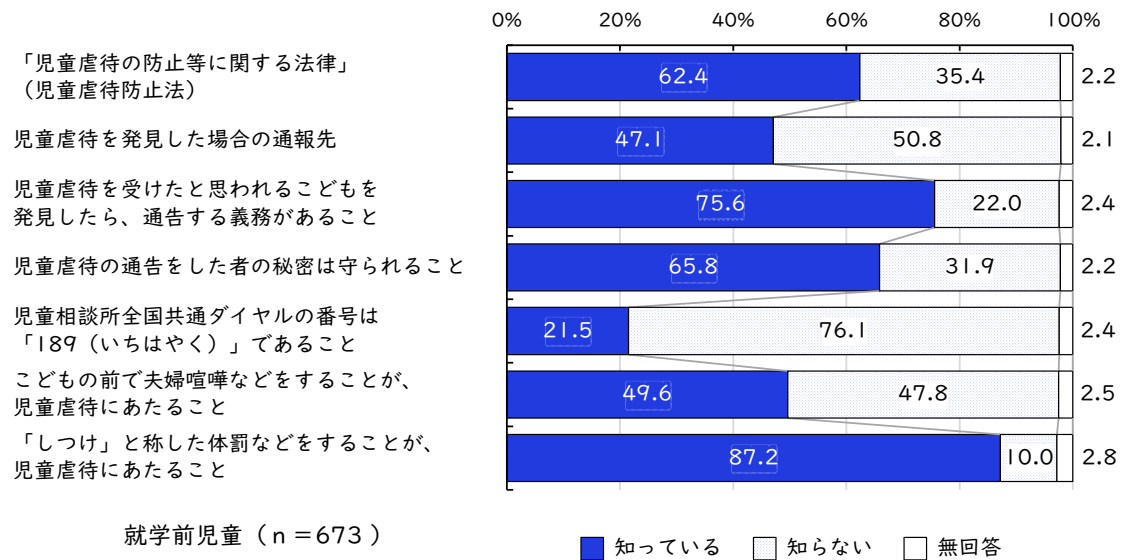


※上位8項目のみ掲載

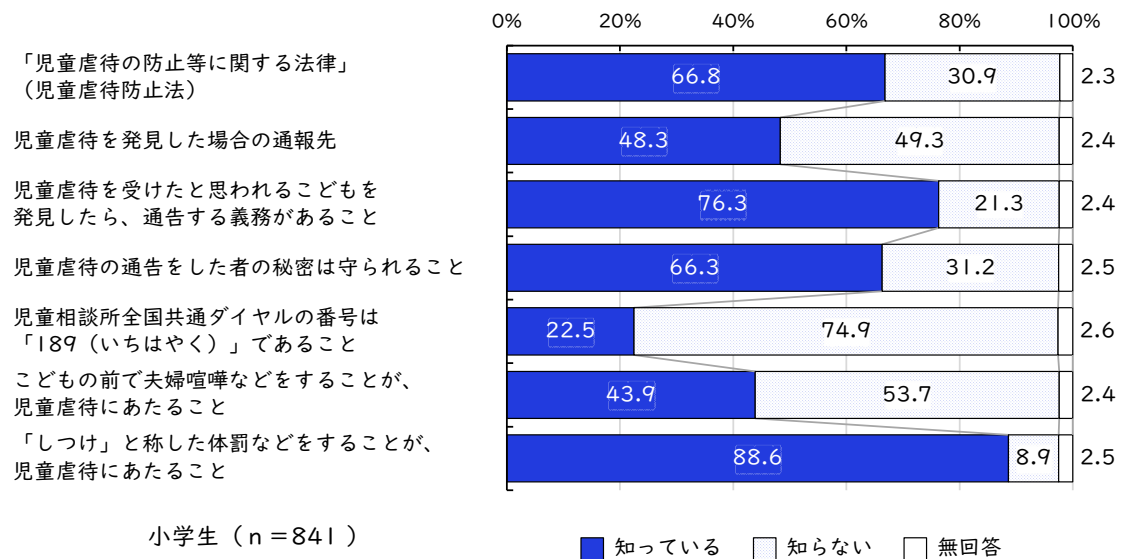
就学前児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない」が80.1%と最も多く、次いで「トイレが不衛生である」が33.9%、「遊具の種類が充実していない」が29.3%などとなっています。

小学生調査では、「雨の日に遊べる場所がない」が68.8%と最も多く、次いで「遊具の種類が充実していない」が30.2%、「近くにない」が27.0%などとなっています。

⑯ 児童虐待についての認知状況



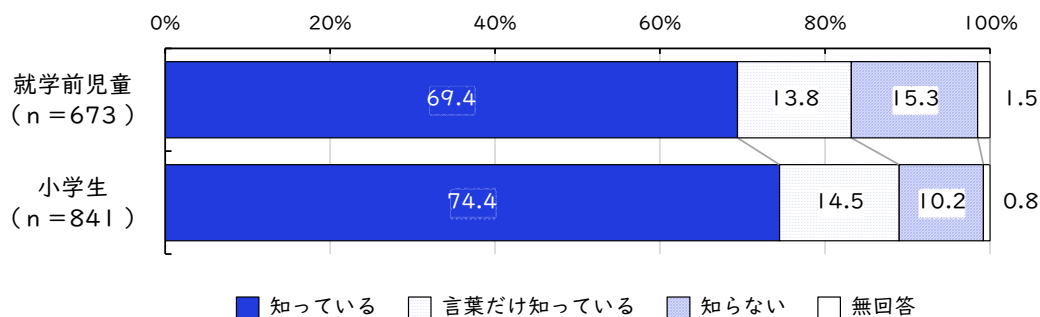
就学前児童調査では、「児童虐待を受けたと思われるこどもを発見したら、通告する義務があること」、「しつけ」と称した体罰などをすることが、児童虐待にあたること」において「知っている」が7割を超えて多くなっています。



小学生調査では、「児童虐待を受けたと思われるこどもを発見したら、通告する義務があること」、「しつけ」と称した体罰などをすることが、児童虐待にあたること」において「知っている」が7割を超えて多くなっています。



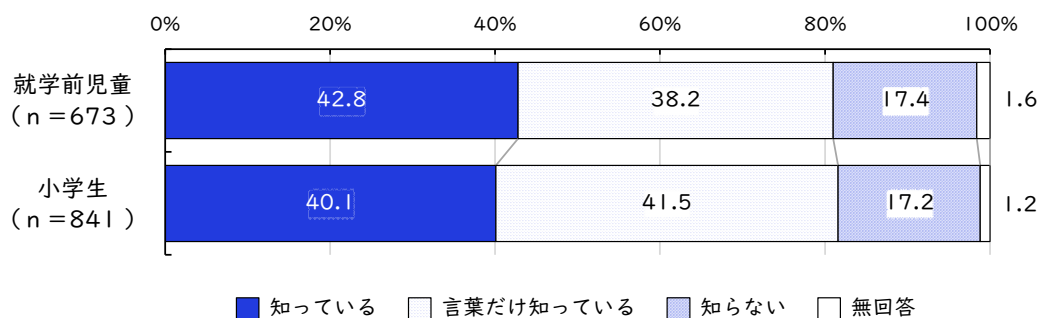
⑰ 「ヤングケアラー」の認知状況



就学前児童調査では、「知っている」が69.4%と最も多く、次いで「知らない」が15.3%、「言葉だけ知っている」が13.8%となっています。

小学生調査では、「知っている」が74.4%と最も多く、次いで「言葉だけ知っている」が14.5%、「知らない」が10.2%となっています。

⑱ 「子どもの権利」の認知状況



就学前児童調査では、「知っている」が42.8%と最も多く、次いで「言葉だけ知っている」が38.2%、「知らない」が17.4%となっています。

小学生調査では、「言葉だけ知っている」が41.5%と最も多く、次いで「知っている」が40.1%、「知らない」が17.2%となっています。



⑬ 子育てについて考えた時、市の子育て支援策に期待すること・重要なこと（複数回答可能）

就学前児童（n=673）		
1位	経済的支援の充実	36.7%
2位	各種支援事業の周知	26.7%
3位	子育てに関する相談、情報提供の充実	20.1%
4位	学校教育・幼児教育の充実	19.6%
5位	公共施設や公園などの安全性の確保	18.1%
6位	乳児保育、延長保育などの拡充	18.0%
7位	企業や事業主への働きかけ	17.5%
8位	地域におけるこどもの居場所づくり	17.1%
9位	いじめや不登校などの対策の充実	16.9%
10位	自然や文化とのふれあいなどを学べる体験活動の充実	15.8%

小学生（n=841）		
1位	経済的支援の充実	34.2%
2位	各種支援事業の周知	25.1%
3位	いじめや不登校などの対策の充実	23.2%
4位	学校教育・幼児教育の充実	21.3%
5位	子育てに関する相談、情報提供の充実	17.4%
6位	自然や文化とのふれあいなどを学べる体験活動の充実	17.1%
7位	地域におけるこどもの居場所づくり	17.0%
8位	地域社会全体で子どもを見守り育てていく体制づくり	16.2%
9位	企業や事業主への働きかけ	14.7%
10位	公共施設や公園などの安全性の確保	13.4%

※それぞれ上位10項目のみ掲載

就学前児童調査では、「経済的支援の充実」が36.7%と最も多く、次いで「各種支援事業の周知」が26.7%、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が20.1%などとなっています。

小学生調査では、「経済的支援の充実」が34.2%と最も多く、次いで「各種支援事業の周知」が25.1%、「いじめや不登校などの対策の充実」が23.2%などとなっています。



(2) こども・若者の生活や少子化等に関するアンケート調査

調査の目的

駒ヶ根市こども計画策定にこのおける基礎資料とするため、市内にお住まいのこども・若者に日常生活の様子や考えていることなどの把握を目的としたアンケート調査を実施しました。

調査の方法

調査方法： 郵送配布・郵送回収またはウェブ回収

調査対象： 駒ヶ根市にお住まいの13～39歳（令和6年4月1日時点）の方

調査期間： 令和6年9月26日～令和6年10月11日

回収状況

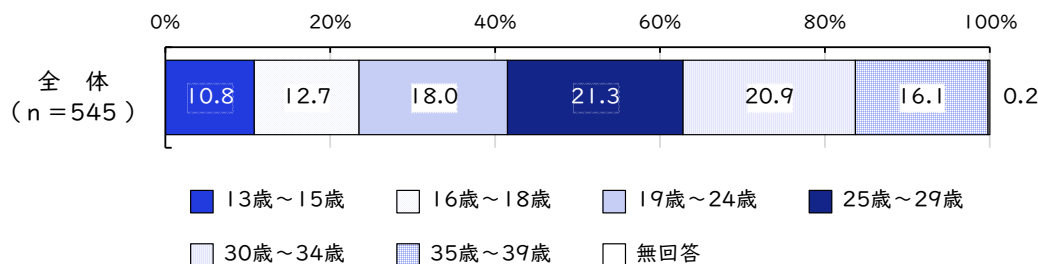
調査種類	対象者数	回収数	無効回答数	有効回答数	有効回収率
若者調査	2,000人	546人	1人	545人	27.3%

※無効回答とは、白紙回答や著しく回答が少ない票などのことです。

調査結果を読む際の注意点

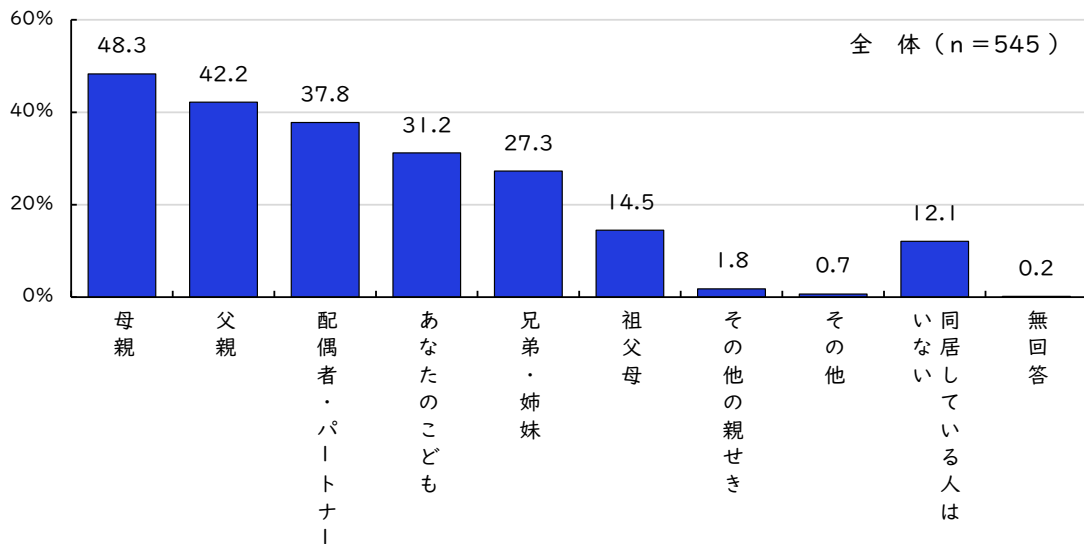
- 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- スペースの関係上、問や選択肢を省略して表記していることがあります。

① アンケート回答者の年齢（令和6年4月1日時点）



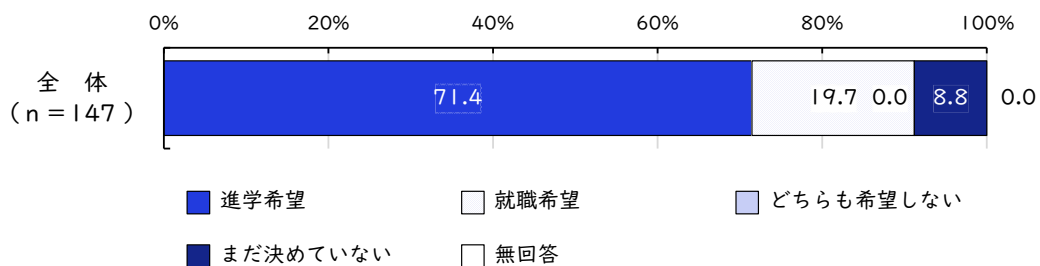
「25歳～29歳」が21.3%と最も多く、次いで「30歳～34歳」が20.9%、「19歳～24歳」が18.0%などとなっています。

② 同居家族（複数回答可能）



「母親」が48.3%と最も多く、次いで「父親」が42.2%、「配偶者・パートナー」が37.8%などとなっています。

③ 学校を卒業したあとに希望する進路

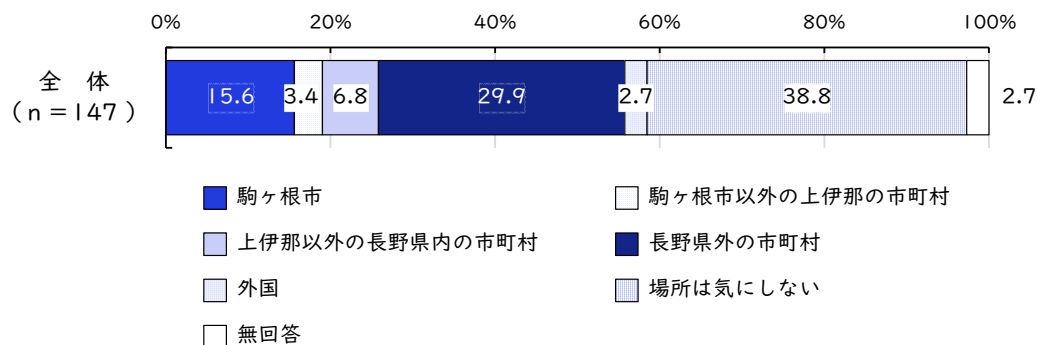


※学生であると回答した方のみ回答

「進学希望」が71.4%と最も多く、次いで「就職希望」が19.7%、「まだ決めていない」が8.8%となっています。



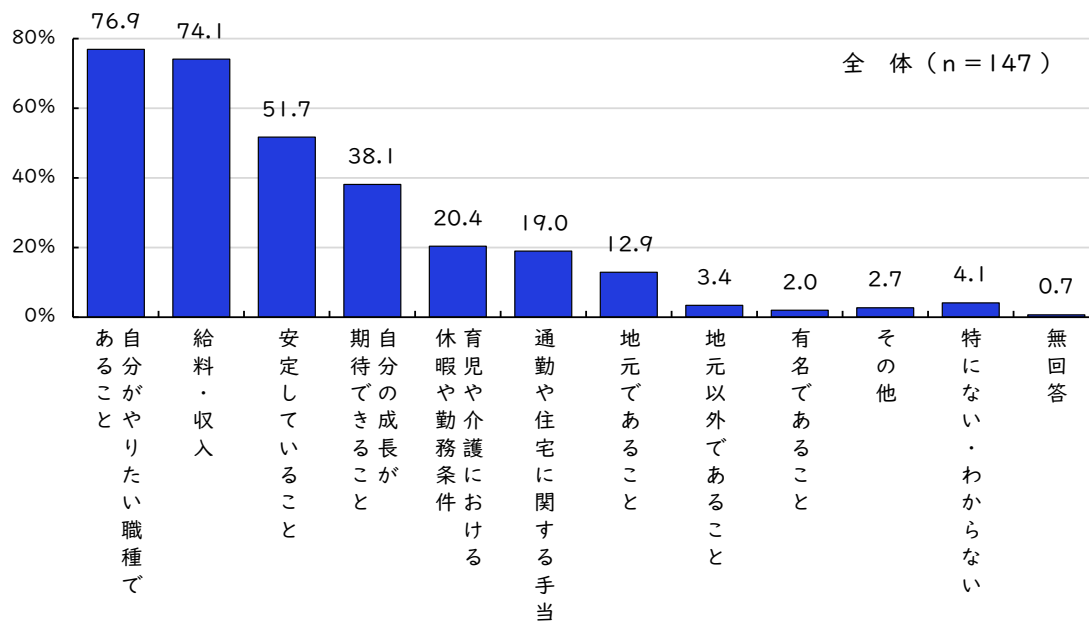
④ 就職する場合に働きたいと思う地域



※学生であると回答した方のみ回答

「場所は気にしない」が38.8%と最も多く、次いで「長野県外の市町村」が29.9%、「駒ヶ根市」が15.6%などとなっています。

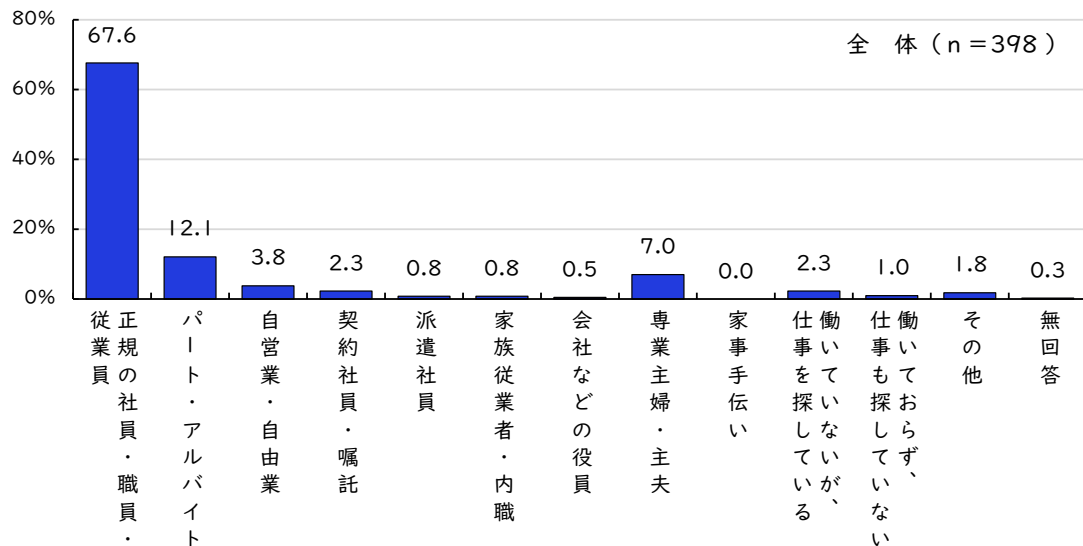
⑤ 重要となる就職する際の条件（複数回答可能）



※学生であると回答した方のみ回答

「自分がやりたい職種であること」が76.9%と最も多く、次いで「給料・収入」が74.1%、「安定していること」が51.7%などとなっています。

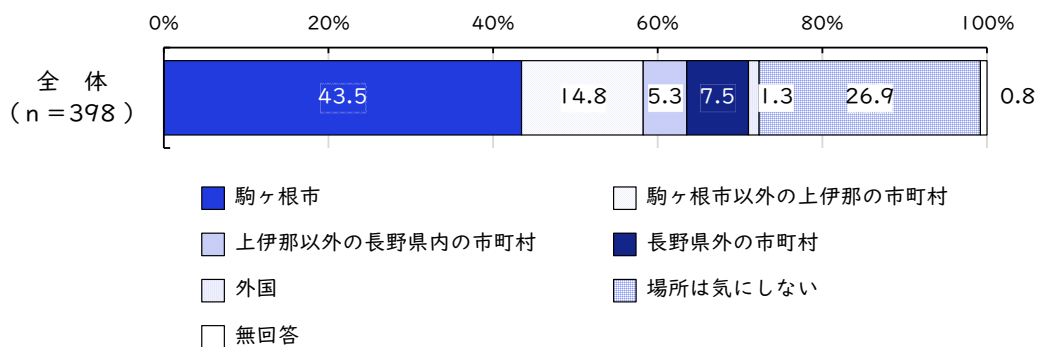
⑥ 現在の職業等



※学生ではないと回答した方のみ回答

「正規の社員・職員・従業員」が67.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」が12.1%、「専業主婦・主夫」が7.0%などとなっています。

⑦ 転職・就職等をする場合に働きたいと思う地域

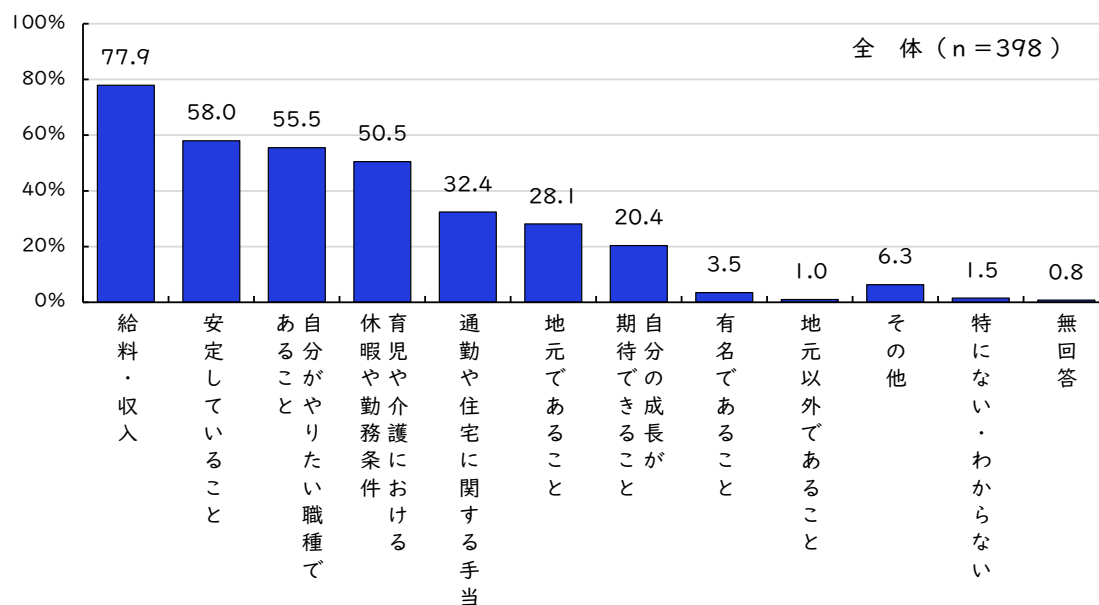


※学生ではないと回答した方のみ回答

「駒ヶ根市」が43.5%と最も多く、次いで「場所は気にしない」が26.9%、「駒ヶ根市以外の上伊那の市町村」が14.8%などとなっています。



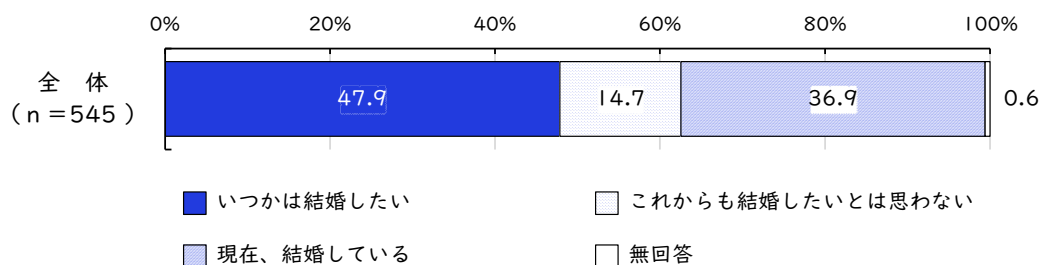
⑧ 重要となる転職・就職等際の条件（複数回答可能）



※学生ではないと回答した方のみ回答

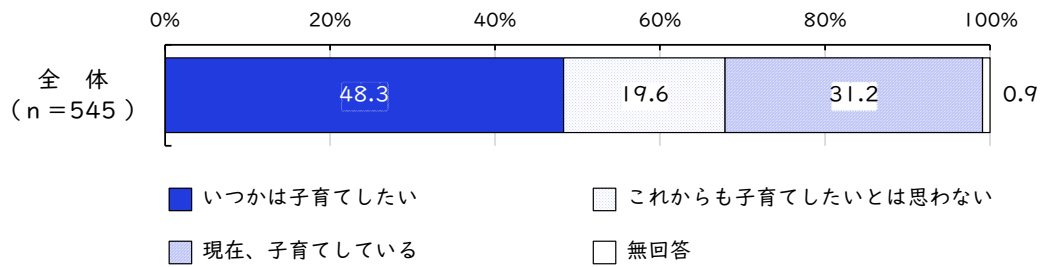
「給与・収入」が77.9%と最も多く、次いで「安定していること」が58.0%、「自分がやりたい職種であること」が55.5%などとなっています。

⑨ 結婚についての現状と今後の希望



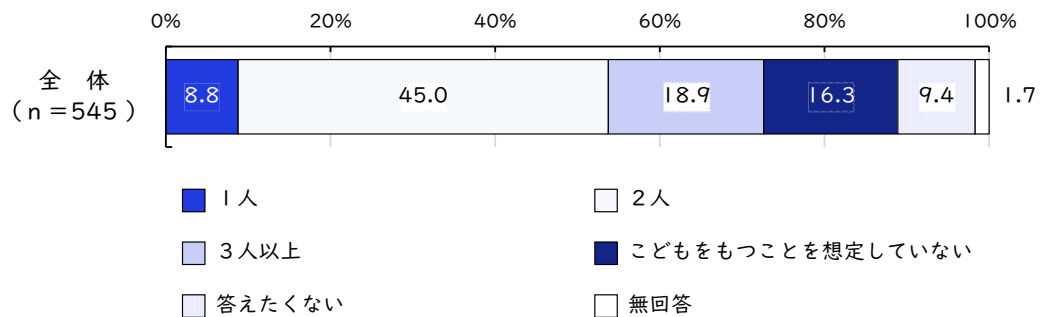
「いつかは結婚したい」が47.9%と最も多く、次いで「現在、結婚している」が36.9%、「これからも結婚したいとは思わない」が14.7%となっています。また、『結婚したい／結婚している』（いつかは結婚したい＋現在、結婚している）は、84.8%となっています。

⑩ 子育てについての現状と今後の希望



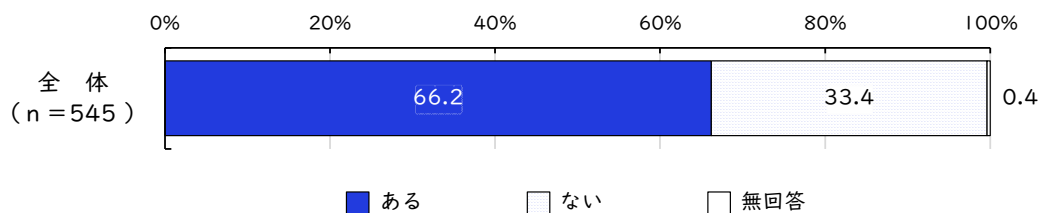
「いつかは子育てしたい」が48.3%と最も多く、次いで「現在、子育てしている」が31.2%、「これから子育てしたいとは思わない」が19.6%となっています。また、『子育てしたい／子育てしている』（いつかは子育てしたい＋現在、子育てしている）は、79.5%となっています。

⑪ 将来希望するこどもの人数



「2人」が45.0%と最も多く、次いで「3人以上」が18.9%、「こどもをもつことを想定していない」が16.3%などとなっています。

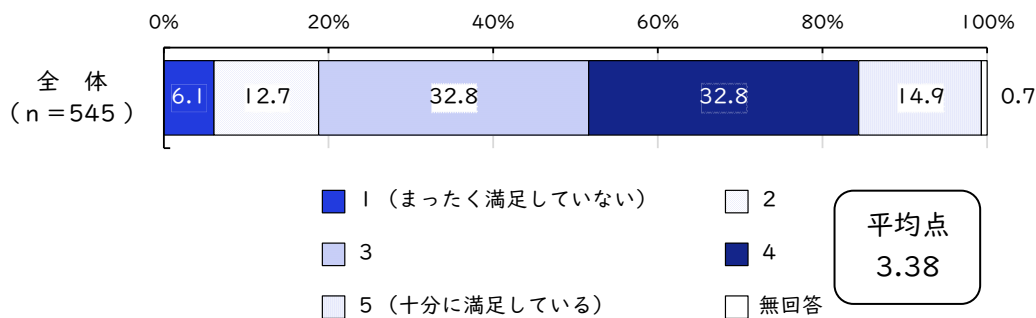
⑫ 自分の将来について夢や希望の有無



「ある」が66.2%、「ない」が33.4%となっています。

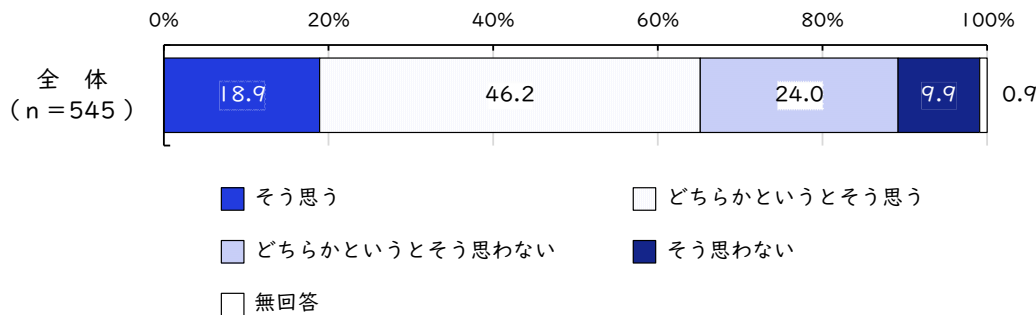


⑬ 最近の生活全般についての満足度



「3」、「4」がそれぞれ 32.8%と最も多く、次いで「5（十分に満足している）」が 14.9%、「2」が 12.7%などとなっています。また、『満足していない』（1 + 2）は 18.8%、『満足している』（5 + 4）は 47.7%となっています。

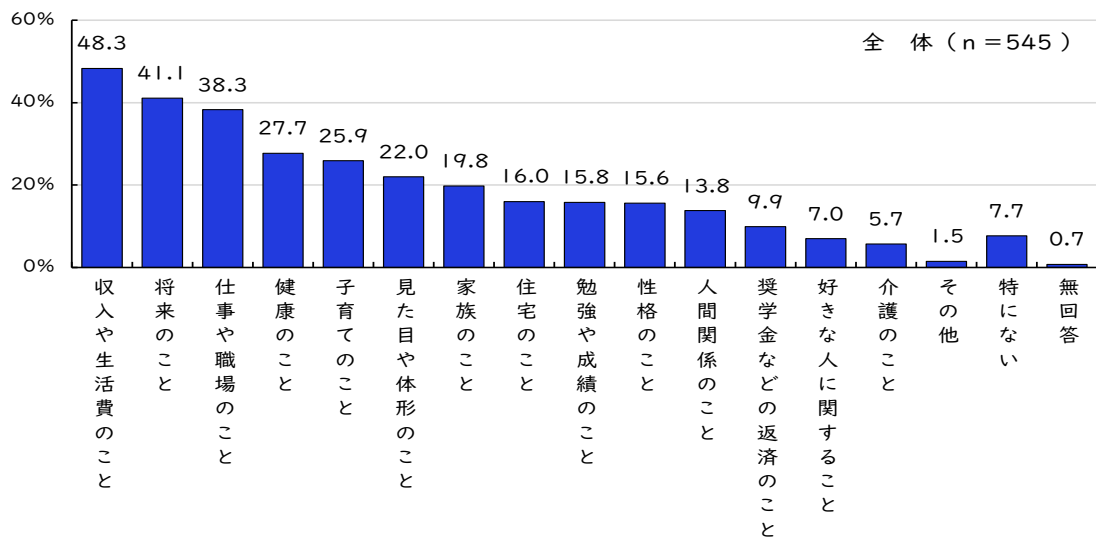
⑭ 「今の自分が好きだ」と思うか



「どちらかというと思う」が 46.2%と最も多く、次いで「どちらかというと思わない」が 24.0%、「そう思う」が 18.9%などとなっています。また、『そう思う』（そう思う + どちらかというと思う）は 65.1%、『そう思わない』（そう思わない + どちらかというと思わない）は 33.9%となっています。

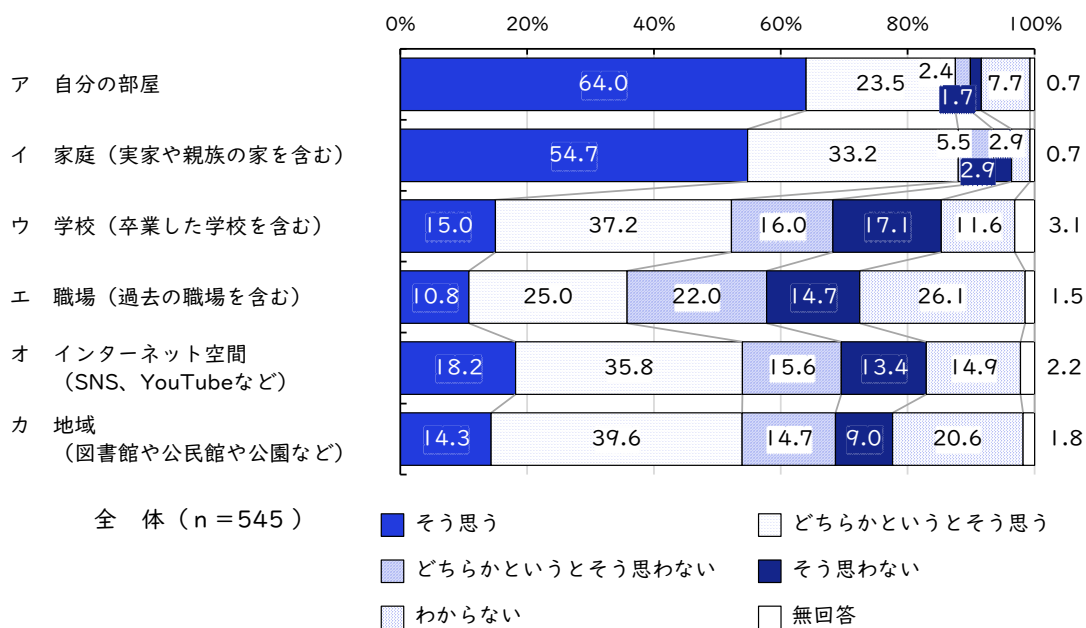


⑮ 現在の悩みや不安（複数回答可能）



「収入や生活費のこと」が48.3%と最も多く、次いで「将来のこと」が41.1%、「仕事や職場のこと」が38.3%などとなっています。

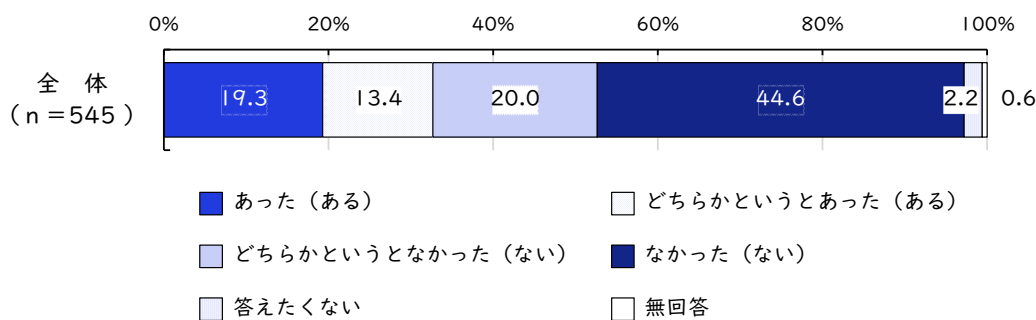
⑯ ほっとできる場所、居心地の良い場所



《ア 自分の部屋》、《イ 家庭（実家や親族の家を含む）》において『そう思う』（そう思う＋どちらかというと思う）が8割を超えて多くなっています。一方で、《ウ 学校（卒業した学校を含む）》、《エ 職場（過去の職場を含む）》においては『そう思わない』（そう思わない＋どちらかというと思わない）が3割を超えて多くなっています。

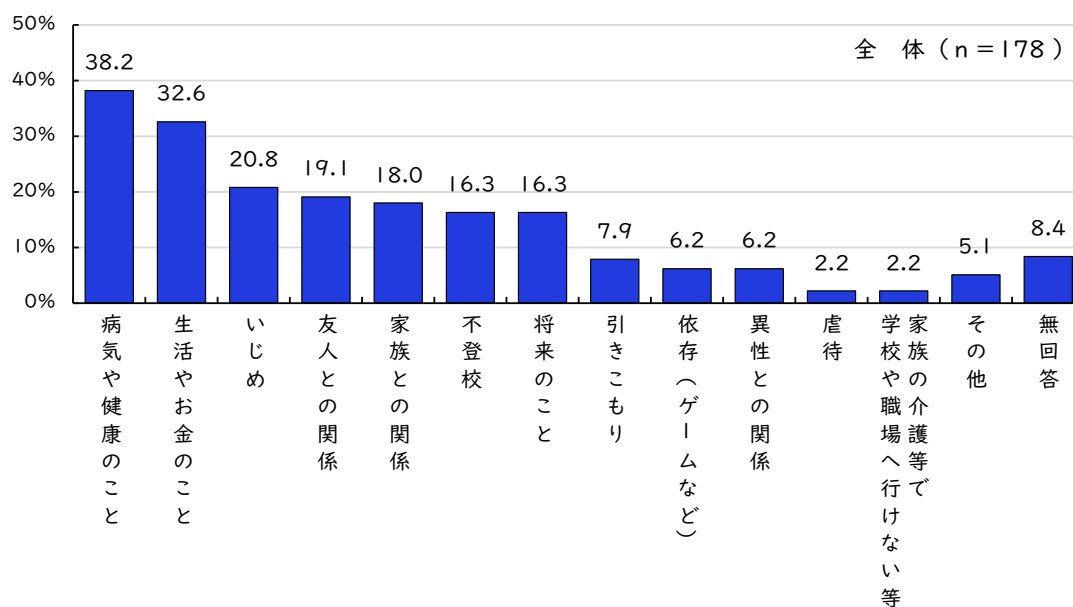


⑰ 社会生活や日常生活が困難になった経験の有無



「なかった (ない)」が 44.6%と最も多く、次いで「どちらかというとなかった (ない)」が 20.0%、「あった (ある)」が 19.3%などとなっています。また、『あった (ある)』(あった (ある) + どちらかというとなかった (ない)) は 32.7%、『なかった (ない)』(なかった (ない) + どちらかというとなかった (ない)) は 64.6%となっています。

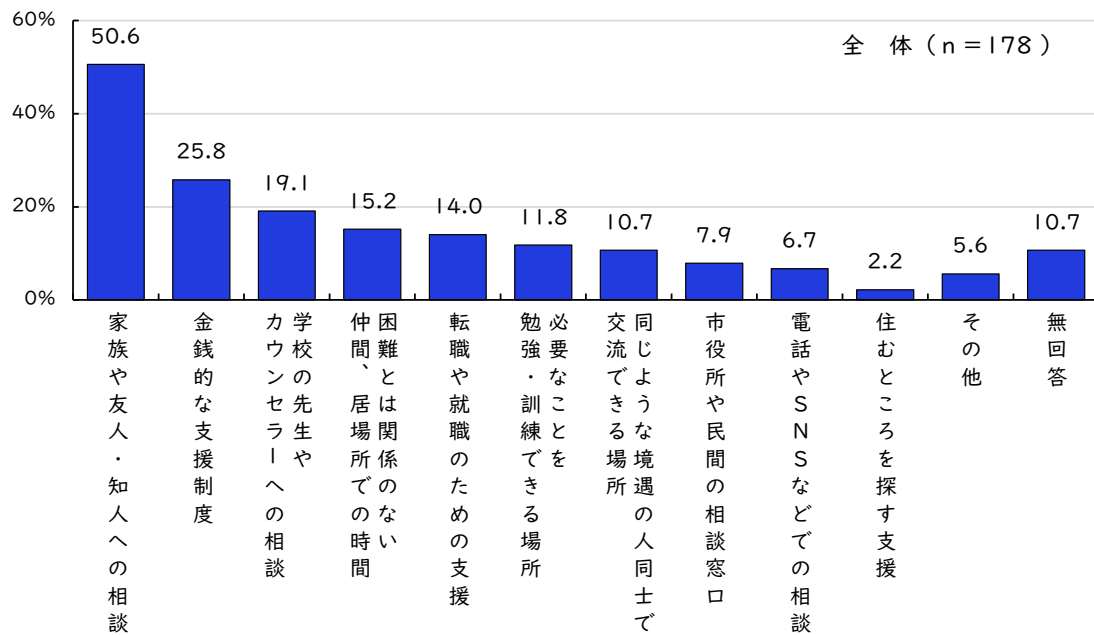
⑱ 社会生活や日常生活が困難になった理由 (複数回答可能)



※社会生活や日常生活が困難になった経験が『あった (ある)』と回答した方のみ回答

「病気や健康のこと」が 38.2%と最も多く、次いで「生活やお金のこと」が 32.6%、「いじめ」が 20.8%などとなっています。

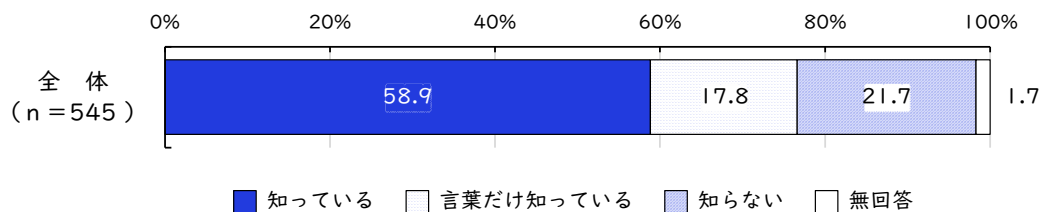
⑱ 役に立った支援・あれば良いと思う支援（複数回答可能）



※社会生活や日常生活が困難になった経験が『あった（ある）』と回答した方のみ回答

「家族や友人・知人への相談」が50.6%と最も多く、次いで「金銭的な支援制度」が25.8%、「学校の先生やカウンセラーへの相談」が19.1%などとなっています。

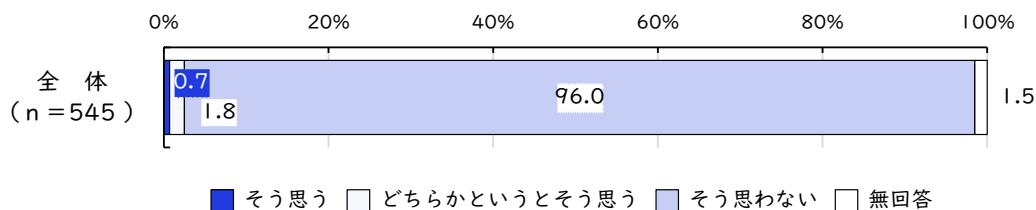
⑳ 「ヤングケアラー」の認知状況



「知っている」が58.9%と最も多く、次いで「知らない」が21.7%、「言葉だけ知っている」が17.8%となっています。また、『言葉は知っている』（知っている＋言葉だけ知っている）は、76.7%となっています。

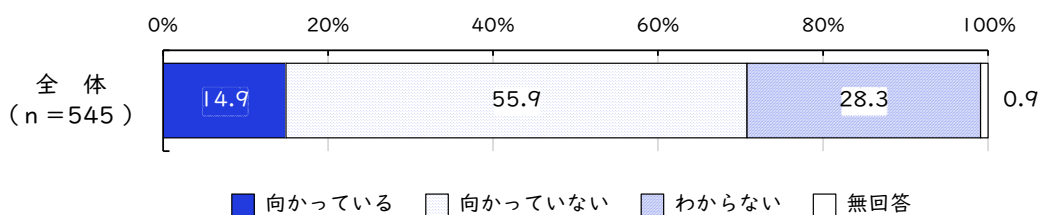


②① 現在「ヤングケアラー」の状態であると思うか



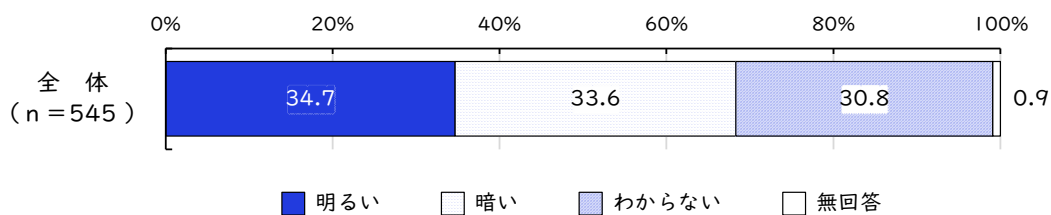
「そう思わない」が96.0%と突出しています。また、『そう思う』（そう思う＋どちらかというと思う）は、2.5%となっています。

②② 今の社会は、「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか



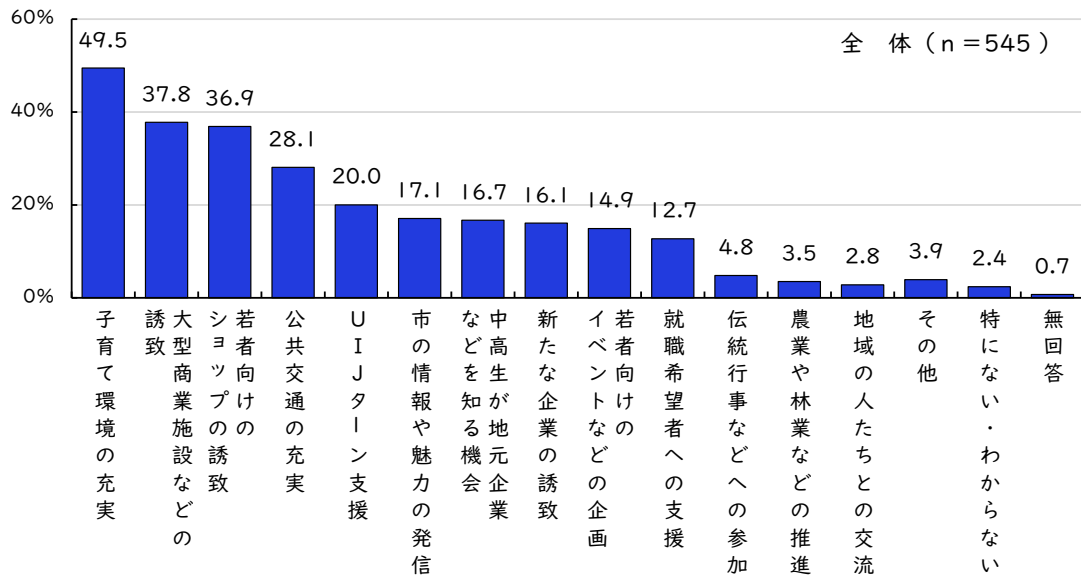
「向かっていない」が55.9%と最も多く、次いで「わからない」が28.3%、「向かっている」が14.9%となっています。

②③ 駒ヶ根市の将来は明るいと思うか



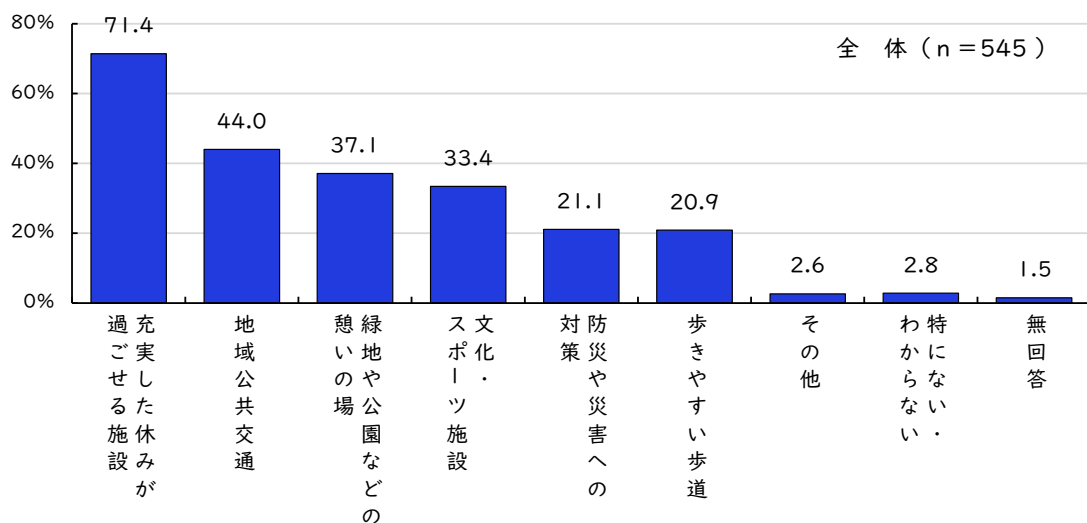
「明るい」が34.7%と最も多く、次いで「暗い」が33.6%、「わからない」が30.8%となっています。

㊤ 若者が地元に着定するために、駒ヶ根市が力を入れるべきだと思うこと（複数回答可能）



「子育て環境の充実」が 49.5%と最も多く、次いで「大型商業施設などの誘致」が 37.8%、「若者向けのショップの誘致」が 36.9%などとなっています。

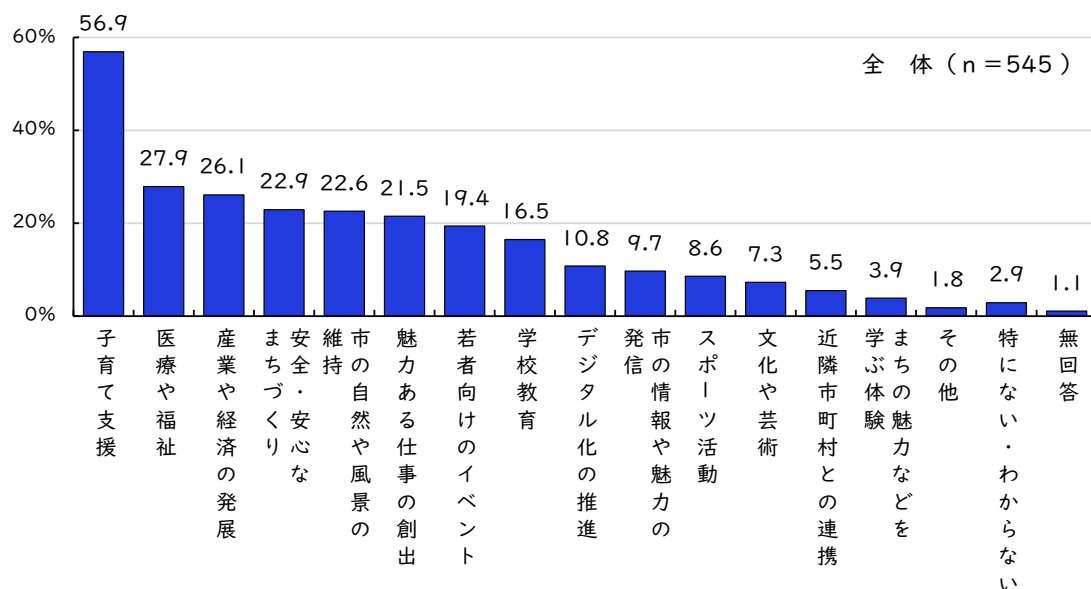
㊥ 魅力あるまちづくりを進めるために、駒ヶ根市が力を入れるべきだと思う施設や設備など（複数回答可能）



「充実した休みが過ごせる施設」が 71.4%と最も多く、次いで「地域公共交通」が 44.0%、「緑地や公園などの憩いの場」が 37.1%などとなっています。

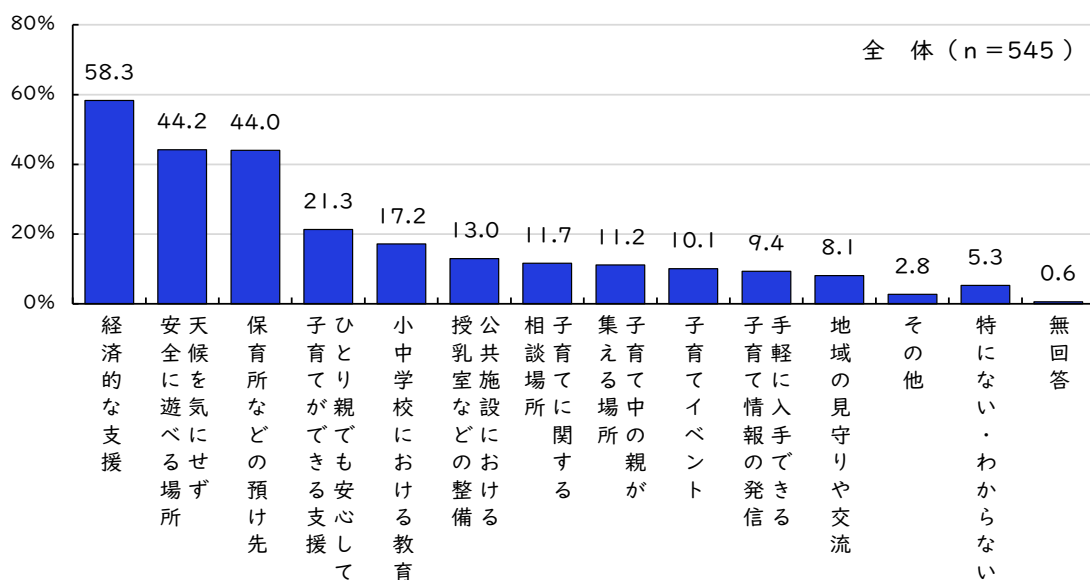


②⑥ 魅力あるまちづくりを進めるために、駒ヶ根市が力を入れるべきだと思う取組や活動など
(複数回答可能)



「子育て支援」が 56.9%と最も多く、次いで「医療や福祉」が 27.9%、「産業や経済の発展」が 26.1%などとなっています。

②⑦ 子育てを考える上で、駒ヶ根市でより充実させた方が良いと思うこと (複数回答可能)



「経済的な支援」が 58.3%と最も多く、次いで「天候を気にせず安全に遊べる場所」が 44.2%、「保育所などの預け先」が 44.0%などとなっています。

3 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の取組ごとに、80点以上を「A」、60点以上を「B」、40点以上を「C」、40点以下を「D」として評価し、達成度が高い施策・取組ほど点数は高くなります。

コロナ禍の影響により、予定していた体験活動・集合形式での事業実施が困難な期間であったため、評価としては低迷しています。

基本施策／推進施策	取組数	評価
1 乳幼児期からの家庭教育への支援、健やかな育ちを支える保育・幼児教育の推進	43	B
（1）子育てに関する相談体制・情報提供の充実	8	A
（2）総合的な子育て支援の充実	14	B
（3）次代の親の育成への取組	13	B
（4）保育サービスの充実	8	B
2 地域が支える子育て	10	B
（1）地域資源を活用した子育て支援	6	B
（2）子どもの居場所づくり	4	B
3 働く親への支援	12	C
（1）ワーク・ライフ・バランスの実現	5	B
（2）子育てと仕事の両立のための環境整備	7	C
4 体験活動を通じた豊かな人間性の育成	33	C
（1）自然や人とのふれあい活動の推進	12	C
（2）地域活動への参加促進	8	B
（3）スポーツ振興を通じた健やかな体づくり	8	C
（4）身近な遊び場の確保	5	C
5 地域で支える学校運営	21	B
（1）「生きる力」を育む学校教育	8	B
（2）確かな学力の向上への取組	11	B
（3）地域と学校との連携への取組	2	A
6 若者の就労支援の充実	5	B
（1）職業観の育成	3	A
（2）若者への情報提供	2	B
7 子育ての安心を支える医療・保健の充実	36	A
（1）子どもや母親の健康の確保	23	A
（2）地域ぐるみの食育の推進	9	C
（3）小児医療の充実	4	A
8 健やかな子どもの成長と家庭に対する支援	44	B
（1）児童虐待防止対策の充実	11	B
（2）障がい児への支援	18	B
（3）いじめや不登校への対策	3	A
（4）子ども・若者の自殺対策	2	D
（5）子どもの貧困対策（生活困窮世帯）の推進	7	A
（6）定住外国人の子どもに対する支援	3	B
9 安心・安全なまちづくりの推進	25	B
（1）良質な住宅・居住環境の確保	8	B
（2）安心して外出できる環境整備	4	B
（3）教育現場における安全対策の推進	6	B
（4）子どもの安全を守る地域ぐるみの取組	7	B



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「子育て」と一口に言っても、その内容は広い分野にわたり、様々な課題や問題を抱える一方で、様々な喜びや感動をわたしたちに与えてくれます。

新たに生まれた行動や実践、連携や関わりを大切に育て、長い歴史の中で受け継がれてきたものも大切にしながら、わたしたちは力を合わせて社会全体で「子育て」に取り組まなくてはなりません。

これまで本市では、第1期の子ども・子育て支援事業計画から、“内から育つ、ひたむきな子ども”を育てることを目指しています。“内から育つ”とは、まさに「思考力・判断力・表現力」が培われたうえで、自己責任のもと、柔軟に世の中に対応できる軸を持った子どもの育成であり、この考えを基に、子どもを産み育てたいと願う方が喜びと生きがいを持って子育てに取り組んでいただきたいという願いが込められています。

また、安心して子育てができる社会、そして、未来を担う子どもたちが、たくましく自立して育つことができる社会を目指し、家族や地域を中心に市民、企業、皆が力を合わせることによって、「子育てのまちづくり」が進められるものと信じます。

今回の子ども計画においても、この願いは変わらないため下記の基本理念を継承します。

【国の「こども大綱」における目指す姿】

こどもまんなか社会

～すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

【長野県の「子ども・若者支援総合計画」における基本目標】

夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現



【駒ヶ根市子ども計画の基本理念】



育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も



2 こども施策を策定するための基本的な考え方

国が示した「こども大綱」の基本的方針を踏まえ、駒ヶ根市こども計画を策定する上での基本的な考え方を以下のように設定します。

基本事項1 こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益の配慮

社会全体で、こども・若者が有する権利を心から尊重するとともに、未来あるこども・若者の健やかな成長を促進するため、その最善の利益を優先します。

基本事項2 こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映

この計画の主な対象であるこども・若者、子育て当事者の声に耳を傾けることで、本当に求められているニーズを把握し、施策に反映します。

基本事項3 ライフステージに応じた切れ目のない支援の実践

こども・若者の時期はめまぐるしくライフステージが変わるため、そのタイミングで一時的にでも支援が途切れてしまい、当事者の負担となることがないように、関係者同士の連携と切れ目のない支援に努めます。

基本事項4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消

こどもの生活環境や教育を受ける機会は生まれた家庭の状況に大きく影響を受けることから、どの家庭に生まれたとしても同じように機会を得ることができるよう配慮します。

基本事項5 若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現

将来を担う若い世代が結婚や子育てといったライフイベントを意欲的に楽しむことができるようにするとともに、一人一人が希望する生き方や選んだ生き方を尊重します。

基本事項6 駒ヶ根市が構成するすべての関係者が連携する一貫した取組

こども・若者や子育て家庭を総合的に見守り支える環境とするため、行政は事業者や民間団体、ボランティアなどのあらゆる主体と協働するとともに、その調整役を担います。

3 こども施策を策定するための視点

「こどもまんなか社会」を実現するために「駒ヶ根市こども計画」は「こども大綱」と同様に、こども施策に関する重要施策事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すために、ライフステージを通した施策、ライフステージ別の施策、子育て当事者への施策で構成します。

施策の視点1 切れ目ない支援を継続して行うためのライフステージを通したこども・若者施策

特定のライフステージだけでなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、すべてのライフステージに共通して切れ目ない支援を実施する事項として構成する。

施策の視点2 成長に応じた重点的なライフステージ別のこども・若者施策

こども・若者の成長に応じて、特に重点的に実施すべき施策を、3つのライフステージに分割して構成する。

施策の視点3 子育て家庭や子育て当事者に対する支援に関する施策

子育て当事者が、現在の生活スタイルに合わせた、経済的な不安や孤立感、仕事との両立への悩みや、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるための施策を課題別に構成する。





4 計画の体系図

基本理念	施策の視点	施策の内容	施策の項目
育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も	1 切れ目ない支援を継続して行うための ライフステージを通した子ども・若者施策	(1) 子ども・若者が 権利の主体であることを 社会全体で共有	① 子ども基本法などの子どもの権利の周知 ② 子ども・若者の意見聴取と施策反映 ③ 教育・養育における子どもの権利の理解促進
		(2) 多様な遊びや体験、 活躍できる機会づくり	① 遊びや体験活動の推進 ② スポーツ活動の推進 ③ こどものためのまちづくり
		(3) 切れ目のない 保健・医療・福祉・教育の支援	① 健やかな成育の推進 ② 食育の推進
		(4) 貧困対策	① 教育の支援 ② 保護者の就労支援 ③ 経済的負担の軽減
		(5) 障がいのある子ども・ 医療的ケア児などへの支援	① 関係機関と連携した支援体制 ② 特別支援教育 ③ 就園・就学支援や保護者相談
		(6) 児童虐待など、 困難な状況にいるこどもの支援	① 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援 ② 社会的養育が必要な子どもへの支援
		(7) 子ども・若者の 自殺や犯罪などから守る取組	① こどものSOSと自殺対策 ② 性犯罪・性暴力、インターネット犯罪対策 ③ 安全を守る地域ぐるみの取組
	2 成長に応じた重点的な ライフステージ別の 子ども・若者施策	(1) 誕生前から幼児期まで	① 妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期の 健康づくり支援 ② こどもの成長の保障と遊びの充実
		(2) 学童期・思春期	① 安心して過ごし学べる質の高い学校教育 ② いじめ防止と不登校支援 ③ 地域活動を通じた地域子育て ④ 心身の健康やこころのケアの充実 ⑤ こどもの居場所づくり ⑥ キャリア意識の醸成
		(3) 青年期	① 就労支援による経済的基盤の安定 ② 結婚希望や結婚に伴う新生活支援 ③ 若者やその家族に対する相談支援
	3 子育て家庭や 子育て当事者への支援に 関する施策	(1) 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減	① 経済的負担の軽減 ② 子育て世代への住宅取得支援
		(2) 地域子育て支援、 家庭教育支援	① 子育てに関する相談や支援体制 ② 子育て支援事業の利用促進 ③ 保護者に対する家庭教育支援・相談支援
		(3) 共働き・子育ての推進、 男性の家事・子育てへの 主体的な参画促進・拡大	① 長時間労働の是正や働き方改革 ② 女性と男性がともにキャリアアップと 子育てが両立できる環境整備
		(4) ひとり親家庭への支援	① 学習・生活・経済的支援 ② 保護者の就労支援

第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

1 切れ目ない支援を継続して行うためのライフステージを通した こども・若者施策

こどもは身体が小さく、知識や経験も少ないため、様々な困難に直面しやすいと考えられます。また、こどもの生活環境や教育の機会は、生まれた家庭の状況に大きく影響を受けます。

そのため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は守らなければならないものであり、こどもであることや家庭の状況などを理由に子どもの権利が侵害されることがないように、大人になるまで一貫した支援を行う必要があります。

子どもの権利とは、すべてのこどもたちが心身ともに健康に育ち、自分らしく生きていくために保障される基本的な権利のことです。こども自身が大人と同じように一人の人間として尊重されるとともに、各自が権利を持つ主体であるとし、以下の4つの権利の柱で構成されています。

【生きる権利】

命が守られ、健康に成長するための医療、教育、生活への支援を受けられること。

【育つ権利】

家庭や地域の中で安心して成長できること、愛情と適切なケアを受け、心身ともに健康に育つこと。

【守られる権利】

暴力、虐待、差別、いじめなどから守られ、安全に生活できること。

【参加する権利】

自分の意見を表明し、自分に関わることに関与し、活動に参加できること。

（1）こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和5年4月1日に施行されました。そして、さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者や保護者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や保護者等を支援し、後押しする社会を創っていく必要があります。
- 「こども基本法」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を尊重し、駒ヶ根市の新たな子育ての指針として、「アルプスに響く こまがね子育て5つのみちしるべ」を制定しました。
- 子どもの権利を尊重するとともに、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、あらゆる場面で当事者等の意見を聞く機会の充実を図る必要があります。



計画期間中の取組・方向性

① こども基本法などの子どもの権利の周知

取組・方向性	担当課
「こども基本法」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」について、市報や市のホームページなどを利用して周知・広報を行います。	子ども課
「こまがね子育て 10 か条」を改定し、駒ヶ根市の新たな子育ての指針として制定した「アルプスに響く こまがね子育て5つのみちしるべ」について、周知・広報を行います。	子ども課

② こども・若者の意見聴取と施策反映

取組・方向性	担当課
こどもに関係する施策については、小中学校や子ども交流センター等関係機関との連携により、こどもが意見表明できる場や、意見聴取の機会の確保に努めます。	子ども課
駒ヶ根市の各種施策に関するこども・若者の意見表明・聴取に努め、駒ヶ根市のまちづくりに生かします。	子ども課

③ 教育・養育における子どもの権利の理解促進

取組・方向性	担当課
幼児教育の現場において、国のガイドライン等に基づき、子どもの権利に関する理解を深め、不適切な対応の未然防止を図るため、研修、自己評価等を通じて組織的に取り組み、権利意識向上、安心できる教育・養育環境の実現を目指します。	子ども課
小中学校の授業において子どもの権利に関する理解を深め、教職員は国の生徒指導提要に基づき、こどもへの不適切な対応の未然防止に努めます。	子ども課
「アルプスに響く こまがね子育て5つのみちしるべ」を活用し、こども・若者の健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくため、関連事業を推進します。	社会教育課
「こどもの人権 110 番」などのこどもの人権を守るための相談窓口の周知・広報を行います。	総務課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が次世代を生き抜く力を身につけていくことが重要であり、さらにはグローバル化が進む中で性別、国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となっています。
- 多様な体験機会や読書活動、スポーツ体験等はこども・若者の心を豊かにし、健やかな成長をもたらします。また、こどもが健やかに育つためには、子育てに優しい環境づくりも重要となります。
- こども・若者の年齢や発達程度に応じた子育てイベント・自然体験・文化芸術体験・職業体験等の、多様な体験・経験の機会が必要です。
- こども・若者が個性や長所を伸ばし、未来を切り開き活躍していけるよう、伝統や異文化、多様な価値観への理解を促進し、チャレンジ精神やコミュニケーション能力を養う取組・環境づくりが必要です。

計画期間中の取組・方向性

① 遊びや体験活動の推進

取組・方向性	担当課
子育て支援センターで、乳幼児の心身の発達、社会性の育成、豊かな創造性を育むため、遊びを通じた多様な体験と活躍の機会を提供します。 保護者や専門家の意見を踏まえ、親子遊び、ごっこ遊び、群れ遊びの活動を充実させます。	子ども課
ふるさとの丘アルプスドームを、天候に左右されず、こどもが自由に身体を動かして遊べる「運動遊びの広場」として定期的に開放します。	社会教育課
インターネットの利用が増える中、本の利用や読書習慣を促進するために、ブックスタート事業などをきっかけに、乳幼児期から本の読み聞かせを行います。	社会教育課
公民館や図書館などを利用した親子が、学び合いながらふれあいを深める場を拡大します。	社会教育課
発達段階を考慮した講座など創意と工夫により、親子が参加しやすい広場や講座、教室を開催します。	社会教育課
地区子ども会などが企画する、こどもが自主的に活動する地域活動や環境活動などを支援します。	社会教育課



取組・方向性	担当課
各地区で開催されるこども行事において、集会施設や公共施設などを有効に活用します。	総務課
十二天の森を活用した自然の中での遊びや動植物の観察など、体験活動を通じて自然を愛する心や生命の大切さを学び・育む取組を推進します。	社会教育課
天候に左右されず幼児期のこどもが安心して遊ぶことができ、子育て中の親同士が交流することにより子育ての悩みを解消し、幼児の健やかな成長を促進するため、屋内フリースペース等の整備を行います。	企画振興課

② スポーツ活動の推進

取組・方向性	担当課
体育・スポーツについての協定を結んでいる大学を訪問し、充実した施設や人材に触れ、指導を受けることで、未来を担う青少年の人材育成や競技力向上を図ります。また、こどもたちのニーズを把握し、時代に合った事業の企画に努めます。	社会教育課
トップアスリートとの交流を通じ、夢を持つこと、努力すること、継続することなどを体感し、未来のトップアスリートを目指すきっかけをつくります。	社会教育課
こどもたちのスポーツ環境を維持していくため、スポーツ少年団の育成・支援と、スポーツ協会などと連携し、指導者の確保と質の向上に努めます。	社会教育課
各種スポーツ大会の開催と交流を支援するとともに、こどもや関係者の意見を取り入れ、より良い大会運営に努めます。	社会教育課
休日部活動の地域展開を進めるとともに、こどもたちがやりたいスポーツ及び文化芸術活動ができる環境を目指します。 また関係者が協力して、スポーツ及び文化芸術活動の維持継続を図ります。	社会教育課
休日部活動の地域展開に伴い、指導者確保の観点からもスポーツ経験者・指導者などの情報把握に努め人材の掘り起こしを行います。	社会教育課

③ こどものためのまちづくり

取組・方向性	担当課
地域における身近なこどもの遊び場が安全に利用できるよう、維持管理を行います。	都市計画課 社会教育課 施設管理所管課
公共施設等におむつ替えのできるトイレや授乳室（施設）、雨よけ屋根などの設置を図ります。	都市計画課 社会教育課 公共施設所管課
道路や公園、公的建築物などのバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。	建設課 都市計画課 企画振興課 公共施設所管課
緑の基本計画における取組方針に沿って、身近な場所の緑化などによる魅力ある遊び場としての利用を促進します。	都市計画課
第2期公園施設長寿命化計画に沿って、都市公園の計画的な補修や更新、適切な維持管理を行い、特色ある公園づくりを行います。	都市計画課
親子で気持ち良く公園を利用できるよう、市内の公園トイレの清掃を定期的に行います。	都市計画課
安全な通学路を確保するため、歩車道分離・フラット化・グリーンベルト設置・ゾーン30プラス整備事業を推進します。	建設課
地域住民の活動補助を行いながら、地域と行政が協力して雪かきを行い、通学路や歩道を確保します。	建設課
新宮川岸地域に、こどもが集える公園広場等の施設整備を行います。 また、新宮川周辺で長野県と連携して河川整備を行い、こどもが川に親しめる環境を創出します。	農林課





(3) 切れ目のない保健・医療・福祉・教育の支援

現状と課題

- こどもや若者が将来に希望を持ち、日々の生活や健康に向き合えるよう、切れ目のない保健・医療・福祉・教育の支援体制を整えていくことが重要です。
- こどもの健やかな成育について、親や身近な養育者が正しい知識を持ち、また学校や企業なども含めた地域全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、地域住民全体の理解を深めるための周知・広報を進めていく必要があります。
- こどもも保護者も健康で子育てを楽しめるよう、母子保健の実施と子育てに対する不安感や孤独感を軽減するために相談支援等を行うとともに、子育て支援体制の整備や、心身の健康づくりの支援をしていく必要があります。
- 食への関心を高めるために、給食事業等を通じて健康的な食生活への関心・意識を高め、実践できるような食育事業を推進していく必要があります。

計画期間中の取組・方向性

① 健やかな成育の推進

取組・方向性	担当課
こどもの健やかな成長発達と疾病予防、保護者等の子育てへの不安や悩みの早期発見につなげられるよう、各期に合わせた乳幼児健康診査や育児相談等を行います。	子ども課
乳幼児健康診査や育児相談等を通じて、基本的な日常生活習慣の確立と、年齢に合わせた日常生活動作の習得を支援します。	子ども課
すべてのこどもが適切な時期に予防接種が受けられるよう、周知・広報、環境の整備を行います。	子ども課
「健やか親子 21」の取組を通して、こどもの成長や発達について、親だけでなく社会全体で見守り、子育てに協力していくことができるよう、周知・広報を行います。	子ども課
妊産婦や子育て世帯、こどもが気軽に相談でき、保健・医療・福祉・教育の支援につなげられるようにするため、こども家庭センターの体制を整えます。	子ども課
健康診断を受ける機会のない若者に対して若年者健診を実施し、自身で健康管理ができるよう、積極的に受診勧奨を行います。	地域保健課
21歳以上の女性が子宮頸がん検診を積極的に受けられるようにするため、周知・広報を行います。	地域保健課
ライフステージに応じた健康づくりの相談支援を行います。	子ども課 地域保健課

② 食育の推進

取組・方向性	担当課
食の楽しさや感謝の心、食事マナー、食生活についての基礎知識を身につけるため、家庭、地域、施設などで共食の機会が増えるように周知・広報します。	子ども課
アレルギーがある・ないに関わらず、すべてのこどもと保護者が食育を通じて正しい知識を深め、自らの「食を営む力」をつけていけるよう周知します。	子ども課
朝食を食べることの大切さを伝えるとともに、規則正しい生活リズムをつくることができるよう、健康診査や育児相談で働きかけます。	子ども課
食育懇話会の体制や活動方法を検討し、こどもに対する食育活動について情報を共有するとともに、食育活動の輪を広げます。	子ども課
食への関心を高めるため、実施方法等の検討を重ねながら、楽しく学べる体験活動（栽培や収穫、料理など）を実施します。	子ども課
こまちゃん食育応援団などの関係機関と協力し、園児に対して地場産物の魅力を伝えるとともに、食事のバランスやよく噛むこと、減塩などについての知識や先人の知恵、伝統食の継承、日本型食生活を周知・広報します。	子ども課
食の自立に向け、食事の準備から片づけまでを家庭で実践することができるよう、お弁当の日の意味を理解し、実施してもらえるように周知・広報し、お弁当の日の活動を推進します。	子ども課
地域食材を給食に取り入れ、地産地消や生産者との交流を含めた食育を進めるとともに、食への感謝の気持ちなどの心の成長につながる活動を推進します。	子ども課
給食に使用する食材は、地元農家と連携・協力して、安心・安全な食材を確保します。	子ども課





(4) 貧困対策

現状と課題

- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。
- こどもが健やかに成長するためには、幼児期からの安定した良好な環境が必要です。家庭の経済状況はこどもの心身の成長に大きな影響を与えるため、保護者の安定した就労はこどもにとっても重要な要素です。近年はひとり親家庭も増加傾向にあり、世帯収入が少ないことで貧困につながる可能性があります。
- こどもが安心して成長できるよう、居場所づくりや保護者の就労支援、経済的支援など、生活の安定に資するための支援を充実させ、多面的に実施していく必要があります。
- こどもの未来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「貧困の連鎖」を解消するため、関係機関や庁内の部署が連携して困難な状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制が必要です。

計画期間中の取組・方向性

① 教育の支援

取組・方向性	担当課
国の補助事業を活用し、こどもの学習支援、日常的生活習慣の形成、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりを支援します。	福祉課
経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもが、大学等の受験や、進学のための模擬試験を受験した際にかかった受験料を補助します。	福祉課

② 保護者の就労支援

取組・方向性	担当課
就労希望者に対して相談支援員が包括的・継続的な就労支援を行います。	福祉課
求職者に対する職業相談・紹介を行い就業機会の拡大を図ります。 出産等により退職し、その後復職を希望する方に対する就業支援を推進します。	商工観光課

③ 経済的負担の軽減

取組・方向性	担当課
自己の将来に対する意欲の低下や教育機会の格差など、家庭の経済状況を起因として子どもに不利益が及ぶことを防ぐため、学校における教材教具や給食費などの就学に必要な費用など、生活困窮家庭の経済的な負担を軽減します。	子ども課
子ども交流センターや子どもクラブの利用料について、生活実態に応じて減免等による経済的な負担を軽減します。	子ども課





(5) 障がいのある子ども・医療的ケア児などへの支援

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができる社会の実現のためには、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容を進めることが重要です。
- 障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容の推進のために、地域で安全・安心に過ごすための環境整備、一人一人のニーズに応じた教育環境の整備が必要です。
- 発達・成長段階に応じた支援や相談体制の整備、インクルーシブ教育等、障がいのある子どもへの支援体制の充実が必要です。
- 障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援やサービスにつなげるための巡回相談を利用する件数は増加しているものの、専門的な資格を有する人材が足りておらず、専門職の確保が課題となっています。

計画期間中の取組・方向性

① 関係機関と連携した支援体制

取組・方向性	担当課
発達障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な療育や支援につながるよう、医療機関や関係機関と連携して取り組みます。	子ども課
臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士などによる巡回相談を継続し、保育園・幼稚園と連携して、保護者への理解の促進を図るとともに引き続き専門職の確保に努めます。	子ども課
発達支援にあたっては、専門スタッフが協力して保護者とこどもの相談支援を行います。	子ども課
成長段階における適切な支援のため、「ラポートブック（結 ing）」を活用し、保護者や関係者が一体となり、継続してこどもの発達を支援します。	子ども課
本市における障がい者施策の基本指針である「駒ヶ根市障がい者基本計画」、「駒ヶ根市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に沿って、障がいのある子どもに安定したサービスを提供し、安心安全に過ごせる環境整備を進めます。	福祉課
児童発達支援施設つくし園や児童発達支援事業所、関係機関等と連携し、こどもの健やかな成長を支援します。	子ども課
医療的ケア児がいる保育園・幼稚園、小中学校に看護師を配置するとともに、緊急時に速やかな対応ができるよう、市内の身近な医療機関との連携体制を築きます。	子ども課
医療的ケア児等の専門的な支援が必要な子どもやその家族への支援体制構築のため、必要に応じて医療的ケア児コーディネーターを配置します。	子ども課 福祉課

② 特別支援教育

取組・方向性	担当課
小中学校の就学支援のため、就学前の早い段階でこどもたちの困りごとを見つけ、就学先と連携を図りながら、必要に応じて特別支援教育支援員などを配置します。	子ども課
身体・精神・知的障がいのあるこどもの自立に向け、県などと連携を深め、それぞれの特性に沿ったサポートに努めるとともに、本人が様々な方向から自身の進路について考えられるよう情報を提供します。	子ども課
特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に通う児童・生徒も、市内小中学校に副学籍を置き、日常的な交流・ふれあいができるように努めます。	子ども課

③ 就園・就学支援や保護者相談

取組・方向性	担当課
保育園・幼稚園、そして小学校へと円滑に移行できるよう、就園・就学支援委員会を中心に関係機関が連携し、それぞれの発達段階に応じた支援を実施します。 こども一人一人の個性を尊重し、安心して新たな環境へ踏み出せるよう、切れ目のない支援体制を構築します。	子ども課
保育園・幼稚園において、支援を必要とするこどもに対し、加配保育士を配置するとともに、専門的な知識に基づいた保育体制を構築します。 療育施設との緊密な連携を強化することで、保育と療育の両面から、こどもの成長を支える体制を構築します。	子ども課
保護者との連携を密にとり、個別相談等を通じて合意形成を図り、そのこどもに合った就学先を決定します。	子ども課



© 駒ヶ根市



(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもの支援

現状と課題

- 児童虐待は全国的にも増加傾向にあり、本市においても駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワークを軸として関係機関が連携し、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応することが重要となっています。
- ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がないことで顕在化しにくいいため、学校や地域などの身近なところでの気づきから支援につなげていくことが重要です。
- こどもや家庭に関することの相談機関として「こども家庭センター」を中心に必要な支援を行うとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者と連携し、児童虐待やヤングケアラーの早期発見・把握が必要です。

計画期間中の取組・方向性

① 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援

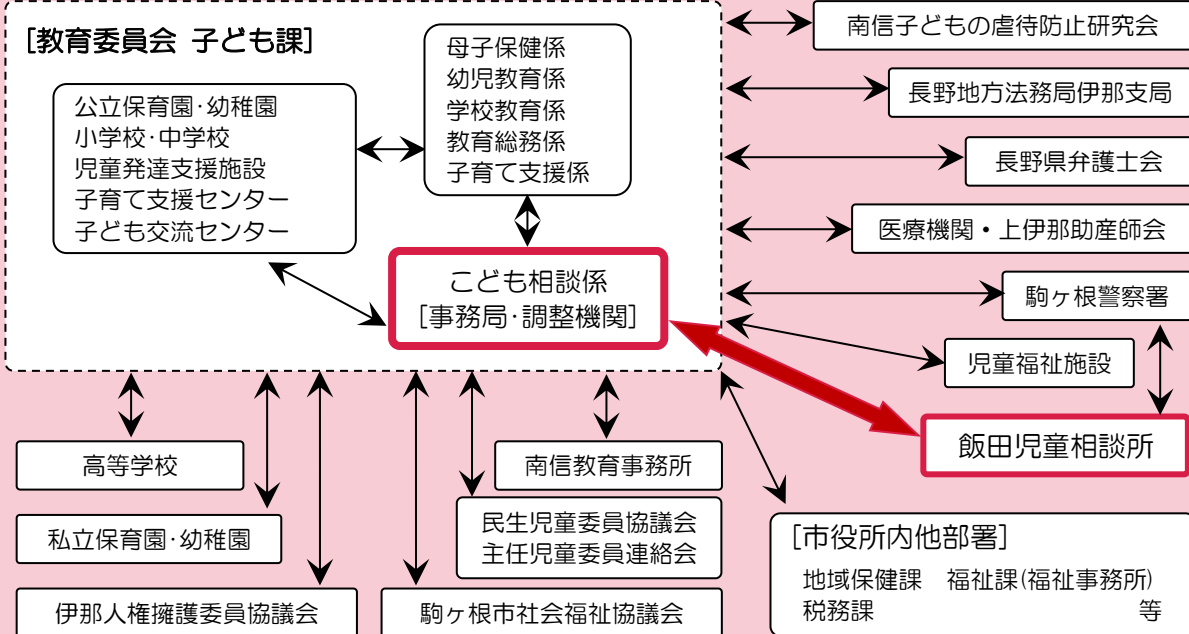
取組・方向性	担当課
児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、様々な広報媒体を利用して、家庭や学校、地域などに周知・広報を行います。	子ども課
児童相談所などの関係機関と連携して、児童虐待やヤングケアラーについての周知や、小中学校等と連携して実態把握に努めることで早期の支援を行います。	子ども課
公認心理師による心理相談体制と、療育や心理相談を必要とするこどもやその家庭への支援を継続します。	子ども課
親子関係形成支援（ペアレントトレーニング等）や心理師相談などを実施し、より良い親子の関係性を構築し、児童虐待防止に努めます。	子ども課
駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワーク及びネットワーク代表者会議において、講演会・研修会を開催することで、児童虐待やヤングケアラー防止の知識向上に努めます。	子ども課
家庭児童相談員や教育相談員、公認心理師などの専門相談員による子育てや教育に係る相談体制を充実させます。	子ども課
保育園・幼稚園や学校等での生活状況、子育て支援事業や福祉サービス事業等を利用した際に、各事業者側でこどもや家庭の様子を把握しながら、児童虐待やヤングケアラーなどの早期発見に努め、連携して支援につなげます。	子ども課
乳幼児健康診査未受診や予防接種の未接種、通園・通学をしていないこどもの家庭などを、関係部署と連携して把握し、駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワークを利用して情報を共有します。	子ども課

取組・方向性	担当課
駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワークを利用し、医療機関や児童福祉施設などと連携をとり、児童虐待及びヤングケアラーについての早期発見・早期対応と情報共有に努めます。	子ども課
要保護・要支援家庭やヤングケアラーのいる家庭において、子育て世帯訪問支援事業（ハッピーママサポート事業）により、家事・育児に関する支援を実施し、家庭福祉の向上及び虐待の未然防止、ヤングケアラーの解消を図ります。	子ども課
緊急時には、児童相談所や警察などの関係機関と密接に連携し、迅速で適切な対応を行うとともに連携体制を強化します。	子ども課
被虐待児及びその保護者について、駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワーク実務者会議における状況管理や、児童相談所や関係機関との連携による継続した面談や見守りを行います。	子ども課



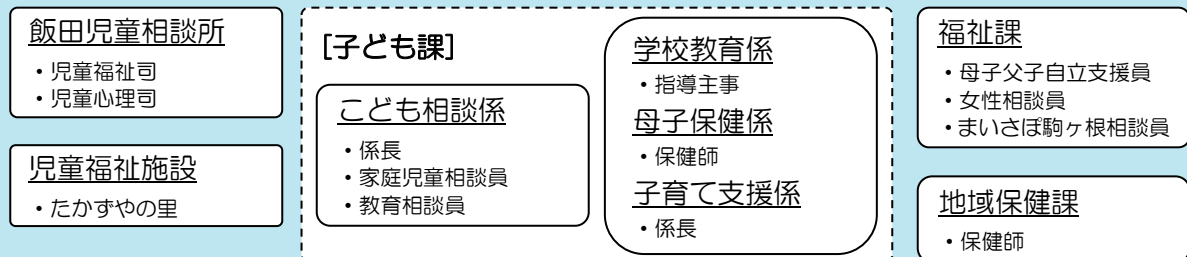
駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワーク

代表者会議



- 要保護児童等支援ネットワークの周知や研修等を行い、駒ヶ根市の児童虐待防止や要保護・要支援児童等への支援体制の強化を図る。

実務者会議



- ・上記構成員等で対象ケースの進行管理や対応・支援の検討等を行う。

個別ケース検討会議

- 個々のケースについて具体的な支援を進めていくために、情報共有や課題点の整理、支援方法の検討と役割分担を行う。

② 社会的養育が必要なこどもへの支援

取組・方向性	担当課
社会的養育が必要なこどもへの支援について、児童相談所や里親、児童養護施設などと連携し、こどもや保護者に対するサポートを行います。	子ども課
家庭養育優先原則のため、里親やファミリーホームの必要性や重要性が増していることから、里親登録者やファミリーホームの設置を推進します。	子ども課
児童相談所と連携し、里親制度に関する周知や広報を行い、養育里親・養子縁組里親について登録者数の増加に努めます。	子ども課
外国人のこどもと子育て家庭が地域コミュニティ内で円滑に共生し、安定した生活を将来にわたって送れるよう、また、行政や医療、こどもの教育などの基本的なサービスを理解し、平等に受けることができるよう、行政相談窓口に加え、地域コミュニティのつながりの促進を図ります。	企画振興課
日本語の理解が困難なこどもの家庭について、事前の情報などによりこどもの学習が可能な学校への就学を支援するとともに、制度や支援などの情報を適切に伝えるように配慮します。	子ども課





(7) こども・若者の自殺や犯罪などから守る取組

現状と課題

- 若年層の死因に占める自殺の割合は高く、国が定める「自殺総合対策大綱」でもこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。
- 支援を必要とするこども・若者の声を見過ごしてしまうことがないよう、家庭、保育園・幼稚園・小中学校、地域などが連携して相談や見守り等を進め、こども・若者の生きる力を育むことが重要です。
- こども・若者の命をおびやかす事態として、交通事故やこどもを狙った犯罪等があげられます。近年では、低年齢からスマートフォン等を利用する機会が増えており、こども・若者が安全に生活できるよう、学校での適切な教育をはじめとして、地域ぐるみでこども・若者を守る機運の醸成も必要です。
- 犯罪被害、事故、災害等からこどもの生命を守るため、防犯・交通安全対策、防災対策等に地域一体となった取組が必要です。
- 「駒ヶ根市生きるを支える自殺対策行動計画」で重点施策とされている「子ども・若者の自殺対策強化施策」について関係部署での連携が必要になります。

計画期間中の取組・方向性

① こどものSOSと自殺対策

取組・方向性	担当課
こどもに「SOSの出し方教育」を行うとともに、SOSの受け止め方に関する周知・広報を行います。	子ども課
1人1台端末から相談できるシステムを活用し、こどもが直接SOSの発信や相談ができる体制を整えます。	子ども課
悩みに気づき、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を育成するため、市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	地域保健課
第7次総合保健計画の取組を通して、自殺問題や自殺対策の周知・広報を進めるために、市報やポスターの掲示等を行います。	地域保健課
市民の目に触れる様々な窓口等に、相談先を掲載したリーフレットを設置します。	地域保健課
こころの健康相談事業により、様々な悩みを抱えている若者の相談にあたり、自殺に至らないように支援します。	地域保健課

② 性犯罪・性暴力、インターネット犯罪対策

取組・方向性	担当課
こどもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための安全教育の強化に努めます。	子ども課
児童生徒に対してインターネットや携帯電話などの適切な使い方をはじめとする情報モラル教育を行います。	子ども課



③ 安全を守る地域ぐるみの取組

取組・方向性	担当課
地域ぐるみで、有害環境を排除する意識を高揚させるための啓発活動と有害環境パトロール活動を行います。	社会教育課
地域の子どもは地域で育てることを念頭に青少年育成委員を核にして、関係機関・団体・地域住民と連携した取組を強化します。	社会教育課
関係機関との連携を強化し、保育園・幼稚園、小中学校などにおいて、交通安全教育や防犯教育を行います。	子ども課
子ども交流センターや子育て支援センター等のこどもの預かり施設で、警察や消防に依頼し、火災・地震などの避難訓練や防犯訓練を実施し、有事の際に備える体制を整えます。	子ども課
各園のひよこ安全クラブと連携して、幼児同乗用自転車や自動車の幼児用座席におけるシートベルトの着用など交通安全活動を推進します。	危機管理課
まちぐるみで「子どもを守る安心の家」の推進に努め、こどもへの周知も行います。	子ども課
各区と協力し、防犯灯などの安全点検を進め、防犯灯の新設補助を実施し、安心して外出や通学ができる環境を整えます。	危機管理課
駒ヶ根市業務継続計画（BCP）や施設ごとの避難マニュアル等の見直しを行い、災害等の有事の際におけるこどもの安全確保に努めます。	危機管理課 子ども課
災害時には避難所として利用できるように、小中学校や保育園・幼稚園に必要な施設整備を行います。	子ども課

こころの健康に関する相談

こころ、ひきこもり、
人間関係、家族に関する相談

- ◆駒ヶ根市役所地域保健課 ☎0265-83-2111
予約受付時間/月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

相談窓口	内容
こころの健康相談日 予約制	精神科医による個別相談 年6回 13:30～14:40 (1件30分)
心理士相談 予約制	公認心理師による個別相談 月3回 9:00～14:00(1件60分)

- ◆伊那保健福祉事務所 ☎0265-76-6837
予約受付時間/月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

相談窓口	内容
精神保健相談 予約制	精神科医・保健師による個別相談 月1回 第3金曜日 ※日程が変更されることもあります

- ◆精神障がい者在宅アセスメントセンター「りんどう」

相談窓口	電話番号	受付時間
精神科救急医療相談	☎0265-81-9900	毎日17:30～ 翌朝8:30

看護師等による相談(精神科主治医がいる場合はまずそちらに相談を)

医療機関

- ◆市内精神科医療機関

医療機関名	電話番号
こころの医療センター駒ヶ根	☎0265-83-3181
なごみの森こころのクリニック	☎0265-98-7112

自殺予防に関する相談

生きているのがつらい、消えてしまいたい、
身内が自死してつらくてどうしようもない

- ◆長野県精神保健センター ☎026-266-0280
受付時間/月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

相談窓口	電話番号	受付時間
こころの健康相談 統一ダイヤル	☎0570-064-556	月～金 9:30～16:00 18:30～22:00 (祝日・年末年始除く)

ひとりで悩んでつらい、話を聞いてほしい

- ◆社会福祉法人 長野いのちの電話

相談窓口	電話番号	受付時間
長野いのちの電話	☎026-223-4343	年中無休
松本いのちの電話	☎0263-88-8776	11:00～22:00

SNSで相談したい

- ◆NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
受付時間/毎日 8:00～22:00

相談窓口	LINE
生きづらびっと	@yorisai-chat https://lin.ee/bpug8dl

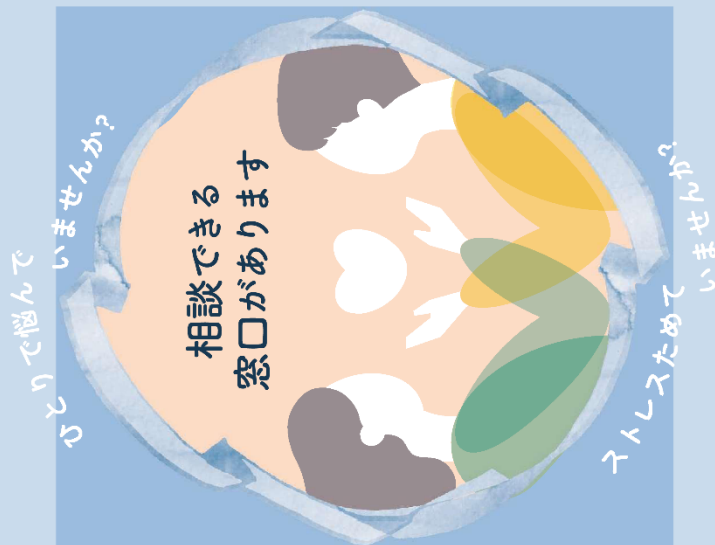
どこに相談してよいか分からない

- ◆厚生労働省 (外国語での相談もできます)

相談窓口	電話番号	受付時間
よりそいホットライン	☎0120-279-338	年中無休24時間

家族を突然亡くされた方の相談

- ◆伊那保健福祉事務所 ☎0265-76-6837
お問合せ受付時間/月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)
伊那あすなろの会(南信地域自死遺族交流会)のご案内ができます。



リーフレットに関するお問合せ

駒ヶ根市役所 地域保健課

☎0265-83-2111



駒ヶ根市
ホームページ

駒ヶ根市

子どもに関する相談

お子さんに関すること

- ◆ 駒ヶ根市教育委員会子ども課 ☎0265-83-2111
受付時間/月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

相談窓口	電話番号	内容
母子の健康相談	☎0265-96-7725	母子の健康・妊娠 育児相談
家庭児童相談	☎0265-83-2111	家庭環境、 虐待などの相談
教育相談	☎0265-83-2111	学校、いじめ、 不登校の相談

妊娠・出産・育児等の悩み

相談窓口	電話番号	受付時間
性と健康の 助産師相談	☎0263-31-0015	木曜日 10:00～14:00 19:00～21:00 (祝日・年末年始除く)

児童虐待に関すること

相談窓口	電話番号	受付時間
長野県児童虐待・DV 24時間ホットライン	☎026-219-2413	年中無休24時間
児童相談所 全国共通ダイヤル	☎189 いちばやく お近くの児童相談所に つながります	年中無休24時間 通話料無料

学校(いじめ、不登校)家族のことで悩んでいる

相談窓口	電話番号	受付時間
24時間子どもSOSダイヤル (学校生活相談センター)	☎0120-0-78310	年中無休24時間
長野県子ども支援センター	☎0800-800-8035	月～土 10:00～18:00 (祝日除く)
チャイルドライン(18歳以下)	☎0120-99-7777	月～土 16:00～21:00 (年末年始除く)

働く人のための相談

働く人やその家族、
企業の人事労務担当の方々からの相談

- ◆ 厚生労働省

相談窓口	電話番号・メール	受付時間
こころの耳 電話相談	☎0120-565-455	月・火17:00～22:00 土・日10:00～16:00 (祝日・年末年始除く)
こころの耳 メール相談	https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/ 受付時間/24時間(祝日・年末年始除く)	
こころの耳 SNS相談	https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/ 受付時間/月・火17:00～21:30 土・日10:00～15:30 (祝日・年末年始除く)	

高齢者に関する相談

介護、認知症、高齢者虐待に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
駒ヶ根市地域包括 支援センター (駒ヶ根市役所地域保健課内)	☎0265-81-6695	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)

外国籍の方の相談

- ◆ 長野県多文化共生相談センター

相談窓口	電話番号・メール	受付時間
多言語(15言語) での相談	☎026-219-3068 080-4454-1899	月～金、第1・3土曜日 10:00～18:00 (第1・3水曜日除く)
https://www.naganoken-tabunka-center.jp/		

暮らしに関する相談

生活困窮(就労・生活・お金)に関する相談

- ◆ 駒ヶ根市役所福祉課

相談窓口	電話番号	受付時間
まいざば駒ヶ根	☎0265-83-2111	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

パートナーとの関係に悩んでいる

- ◆ 駒ヶ根市役所福祉課

相談窓口	電話番号	受付時間
女性相談	☎0265-83-4770	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

- ◆ 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”

相談窓口	電話番号	受付時間
男性相談	☎0266-22-7111	毎週金曜日 17:00～19:00

離婚・借金・土地境界等のトラブルの相談

- ◆ 駒ヶ根市社会福祉協議会 ☎0265-81-5900
受付時間/月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

相談窓口	内容
ふれあいよろず相談	職員による個別相談・面談
心配ごと相談	民生児童委員による個別相談 毎月第1木曜日14:00～18:00
司法書士無料相談	個別面談(1件30分) 毎月第4木曜日13:00～16:00
弁護士無料相談	個別面談(1件30分)6、9、12、3月の 第1木曜日14:00～16:00



2 成長に応じた重点的なライフステージ別のこども・若者施策

こどもは、その成長に合わせてライフステージが変わります。保護者の庇護下での生活が主となる胎児期・乳幼児期を経て、こども個人での活動が増える学童期・思春期を迎えます。その後の青年期には、自身の責任のもとで多くの経験を重ねながら、大人として社会に羽ばたいていくことになります。ライフステージが進むにつれて保護者の関与が少なくなり、こどもが自分で考えて判断する機会も増えていきます。そのため、ライフステージ別に設定した支援や教育、経験などを行うことで、年齢やライフステージに応じた知識の習得を促すことが重要となります。

(1) 誕生前から幼児期まで

現状と課題

- こどもの誕生期から幼児期までは、生涯にわたる人格形成とウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培う重要な時期です。
- こども家庭センターを中心に、妊婦やこども、保護者が健やかに生活できるよう、妊娠期・出産・幼児期まで切れ目なく母子保健と子育て支援を一体的に提供し、伴走型の相談支援が必要です。
- 妊娠や出産に対する心理的・経済的な不安や、子育て生活へのイメージができていく傾向もあります。妊娠を望む若者や妊婦、パートナーが不安を解消し、安心してこどもを産み、育てることができる取組が必要です。
- 駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョンに基づく幼児教育・保育の質の向上に向けた取組を進めるとともに、多様なニーズを持つこどもたち一人一人の個性と可能性を最大限に伸ばすためには、インクルーシブな保育を推進し、そのこどもに合った個別支援体制を構築することが重要です。

計画期間中の取組・方向性

① 妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期の健康づくり支援

取組・方向性	担当課
男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行えるよう、健康づくり（プレコンセプションケア）の推進を行います。	子ども課
産科医療機関等と連携し、妊娠期から産後期まで母子の健康管理のため妊婦健康診査や産婦健康診査などを実施し、子育て期まで一貫して身近な場で相談に応じ、必要に応じた支援につなぐ伴走型の支援を行います。	子ども課
こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を整え、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行います。	子ども課
妊婦やパートナーが、妊娠・出産に向け正しい知識や育児手技を獲得し、出産後の生活をイメージできるように取り組みます。	子ども課

取組・方向性	担当課
親子がしっかりとした愛着形成を育みながら生活を送れるように、産前産後の支援を行います。	子ども課
妊娠・出産に関する心理的な不安に寄り添うとともに、経済的な支援を行います。	子ども課
妊娠期から出産後の母体への負担を軽減するため、外出の際の交通支援として妊婦等支援タクシー券を交付します。	子ども課
こどもの健やかな成長発達と疾病予防、保護者等の子育てへの不安や悩みの早期発見につなげられるよう、各期に合わせた乳幼児健康診査や育児相談を行います。	子ども課
ポスター掲示や乳幼児健康診査など、様々な機会を通じて、「小児救急相談#8000」を周知します。	子ども課
新生児訪問や乳幼児健康診査などを通じて、かかりつけ小児科医の普及を図ります。	子ども課
当番医制を継続し、市民への周知のため市報やホームページで広報を行います。	地域保健課





② こどもの成長の保障と遊びの充実

取組・方向性	担当課
駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョンに基づき、幼児教育と保育の質の向上、変化する社会のニーズへの対応、また、施設の老朽化対策を計画的に進め、安全で快適な教育・保育環境を実現します。	子ども課
保育園・幼稚園に図書館から絵本を貸し出す「よみーくちゃん巡回図書事業」を実施し、図書環境の充実を図ります。	社会教育課
乳幼児・児童が本に親しむきっかけづくりとして、6か月児（ブックスタート）、2歳3か月児（セカンドブック）に絵本のプレゼント及び読み聞かせの実施を行います。また、読み聞かせボランティアと連携し、乳幼児や小学生向けのおはなし会で、読み聞かせや語り、わらべうた遊び等を実施します。	社会教育課
小中学生だけでなく、高校生などの青少年を対象とした、異年齢による外遊び・群れ遊びの講座を検討します。	社会教育課
十二天の森の活用など、こどもたちが自然とふれあいながら豊かな感性と創造性を育めるよう、信州型自然保育を推進します。	子ども課
地域における多様な保育ニーズに対応するため、民間事業者による小規模保育事業等の新規開設を積極的に支援するとともに、既存の連携体制をより一層強化します。	子ども課
保育士の処遇改善、人材派遣・保育補助員活用等による保育士確保を進めるとともに、長時間・未満児・障がい児・乳児保育といった多様な保育サービスを維持継続します。	子ども課
保育士不足が深刻化する現状を踏まえ、質の高い保育を提供し続けるために、潜在保育士の掘り起こしや積極的な任用に努めます。	子ども課
子育て家庭の交流する機会や、子育て応援アプリ（こまっぷ）を利用して子育て支援サービスを継続的に周知し、子育て家庭がいつでも必要な時に必要なサービスが受けられる体制を整備します。	子ども課
子育て支援センター等におけるイベント・活動を通じ、子育てに不安を抱える親子への早期対応と、親同士の仲間づくりを支援します。 また、交流イベントの開催や相談機会の提供により、不安の軽減と相互支援の関係構築を促進し、地域における子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消を図ります。	子ども課
児童生徒の安全快適な環境での学びのため、保育園・幼稚園施設等のLED化などの環境整備に努めます。	子ども課

(2) 学童期・思春期

現状と課題

- 学童期は、こどもにとって体もころも大きく成長する時期で、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は心身が変化し、自分らしさを形成していく時期です。この時期のこどもが、成育環境により自らの進路の選択が制約されることなく、安心して成長できる環境が求められます。
- 特に学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場です。一人一人の個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い学校教育が求められます。
- 児童生徒の悩みや不安に感じることに對して、こどもの声を丁寧に聞きながら、様々な状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりや将来への支援を充実させる必要があります。
- いじめや不登校は、学校、家庭、地域社会といった様々な要因が絡み合い、深刻な教育上の課題となっています。特に不登校は近年増加傾向にあり、こどもの心身の不調や人間関係の悩み、学業不振など、様々な要因が複雑に絡み合っていることも指摘されています。
- 地域のこどもは地域で育てるという考えのもと、地域行事への参加や学校以外の場所での活動や体験を推進する必要があります。

計画期間中の取組・方向性

① 安心して過ごし学べる質の高い学校教育

取組・方向性	担当課
小中学校のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒一人一台端末などの活用を進め、個別最適化された学びと協働学習を実現します。	子ども課
学力向上検討委員会で児童生徒の学力状況を分析し、その課題解決に向けた具体的な指導方法や環境整備を検討します。	子ども課
様々な教育課題に対応できるよう、教職員に継続的な研修機会を提供し、学校全体の教育の質向上を目指します。	子ども課
きめ細かな教科指導や生徒指導が実施できるように、中学校まで30人規模学級を進めるとともに、指導主事の学校訪問を行うなど、より良い支援のあり方を検討します。	子ども課
全国学力テストや標準学力調査等で、学力の定着度や課題を客観的に明確にし、学校での指導や家庭学習に生かせるように取り組みます。	子ども課
小中学校における外国語教育を充実させるため、ALTを配置し、こどもたちの外国語教育を支援します。	子ども課
教科の枠にとらわれず、児童生徒が主体的に学び、課題を解決する力を育むための総合的な学習活動を推進します。	子ども課



取組・方向性	担当課
学校生活で、授業や係活動を通して自分で考え行動する力を養い、互いに助け合い、意見を出し合うことで協力する大切さを育みます。	子ども課
教室以外にも様々な学びの場を用意し、一人一人に合ったきめ細やかな支援を実施します。	子ども課
学校行事や児童会・生徒会活動を通して、こどもたちが達成感を感じ、輝ける魅力的な学校を目指します。	子ども課
コミュニティスクールの取組推進により、保護者をはじめ、地域住民に学校開放・参観を周知し、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。 また、学校と地域の間に信頼関係を築き、地域住民の学校への関心を高め、地域全体で学校を運営します。	子ども課
学校の教育活動や、環境整備などを支援する学校支援ボランティアを実施し、学校運営をサポートします。	子ども課
定期的に学校だより・学級だよりを発行し、学校と家庭の情報共有や連携を強化します。	子ども課
国の生徒指導提要に基づき、教職員が子どもの権利に関する理解を深め、こどもへの不適切な対応の防止に努めます。	子ども課
児童生徒の安全快適な環境での学びのため、学校施設のLED化や体育館の空調整備などの環境整備に努めます。	子ども課



② いじめ防止と不登校支援

取組・方向性	担当課
「駒ヶ根市いじめ防止基本方針」に基づき、SNS等の誹謗中傷や、いじめの防止対策を学校と連携して総合的・効果的に行います。	子ども課
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携して、いじめや不登校に悩む児童生徒を多方面から支援します。	子ども課
いじめや不登校などの早期発見や支援、安定した学級生活や学力向上を図るため、Q-U検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）などを実施して学級運営に活用します。	子ども課
不登校児童生徒の支援にあたる教職員や、中間教室の適応指導員、教育委員会関係者で構成する「不登校児童生徒支援委員会」を開催し、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を行います。	子ども課
個別の支援会議にスクールソーシャルワーカーや教育相談員が参加して、きめ細やかな支援を進めます。また、各学校ではマニュアルに基づいて対応するとともに、早期発見・早期対応のできる体制を構築します。	子ども課
不登校の背景には、心身の不調や発達上の特性、精神的な問題が要因とされることがあるため、医療機関や家庭との連携を密にして取り組んでいきます。	子ども課 福祉課



③ 地域活動を通じた地域子育て

取組・方向性	担当課
本に親しむ機会づくりとして、新小学1年生に本のプレゼント（サードブック事業）やブックリスト「きになる本 みのなる本」を活用した読書活動の推進を行います。	社会教育課
読み聞かせボランティアと連携し、乳幼児・小学生向けのおはなし会で、読み聞かせや語り、わらべうた遊び等を実施します。	社会教育課
ジュニア駒展、ジュニア和楽器隊、エル・システム事業、子ども音楽祭など文化団体活動の育成と、こどもを含めた参加を促進します。	社会教育課
小中学生に、自分が持った疑問や課題を本によって解決する楽しさを体得し、その有効性を感じてもらう「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施します。	社会教育課
JICA駒ヶ根訓練所の所在地である国際交流都市として、こどもと訓練生との交流の機会を推進します。	企画振興課
JICA駒ヶ根と連携し、保育園・幼稚園、小中学校、子ども交流センターなどと国際交流活動や、中学生が職業体験や交流をすることで国際感覚を育む教育を行います。	子ども課
各種地区行事へこどもが参加することで、自治組合活動などを活性化させます。	総務課
地域に伝わるお祭りや地域のイベントへのこどもの積極的な参加を促すことで、地域の一員としての意識の醸成や地域文化の伝承を図ります。	社会教育課
運動系事業や文化系事業などの分館活動の内容を見直し、分館行事へこどもの参加を促進します。	社会教育課
伝統文化や貴重な経験を活かしたチャレンジ講座などを開催し、指導者の育成と合わせ、地域住民を講師とした文化の伝承、世代間交流を行います。	社会教育課
異年齢集団による体験学習、地域の大人に学ぶ体験学習を、創意と工夫により、事業内容を適宜見直しながら行います。	社会教育課
青少年育成委員や自治組織、保護者等と連携して、指導者の育成と合わせ、地区の集会施設や公共施設を利用した集会所合宿を推進します。	社会教育課
ジュニアリーダーをはじめとする市内の青少年育成団体などを通じた地域活動の担い手の育成や活動への協力、青少年健全育成事業を通じた地域活動による異年齢交流を行います。	社会教育課
地区社会福祉協議会が開催する行事へのこどもの参加を促進します。	福祉課
河川一斉清掃等の環境美化活動にこどもの参加を依頼し、環境問題に対する関心を深め、大人も含めた更なる意識向上につなげます。	生活環境課
総合学習等の時間を利用し、ごみ問題に関する学習やごみの再資源化、減量化、分別方法に関する出前講座を実施することで、環境問題に関する知識向上に努めます。	生活環境課

④ 心身の健康やこころのケアの充実

取組・方向性	担当課
健康診断を実施して、こどもの心身の状態を把握するとともに、病気等の早期発見・予防に努め健康な成長を支援します。	子ども課
教職員が日頃からこどもとの信頼関係を築き、保健室など相談しやすい場所を確保し、安心して話せる雰囲気づくりに取り組みます。	子ども課
喫煙・飲酒による健康被害や食生活の重要性、睡眠・運動の必要性について学ぶことで、こども自身が健康的な生活習慣を身につけることを目指します。	子ども課
関係機関、関係者が連携して、生きる力を育むための多様な発想や取組の支援を行います。	子ども課
地区児童会や集団登下校などにより、学年を越えたこどもたちの交流を図ります。	子ども課
学校農園や学校花壇における農作物栽培体験、動物の飼育などを通して、命の大切さを学習します。	子ども課
児童・生徒の性に関する知識の向上や、命の大切さについて理解を深めるとともに、性の多様性やジェンダー平等、人権などについても学び、より広く、深く性を理解する教育に取り組みます。	子ども課
発達段階に応じて、心身の健康や性に関する正しい知識を習得するとともに、SOSの発信やセルフケアなど、自らに合ったサポートを受けられるよう、学校や医療機関等と連携し、性と健康に関する教育や相談支援を行います。	子ども課
中・高校生が保育体験を通じて乳幼児とふれあうことの喜びや楽しさを感じながら、心身の健やかな成長について学び、他者を思いやるこころの大切さを育みます。	子ども課





⑤ こどもの居場所づくり

取組・方向性	担当課
中間教室が、学習支援や相談場所、児童生徒が安心して過ごせる居場所となるよう、機能を充実させます。	子ども課
複雑な事情を抱えるこどもたちに対し、地域にある様々な場所を活用した「子どもの居場所づくり」を行う団体等を支援し、支援が必要なこどもの早期発見・早期支援に努めます。	子ども課
子育てサークルや地域の支援者が運営する「子どもの居場所づくり」を支援し、新規団体の開拓にも努めます。	子ども課
国が定める「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、子ども交流センター・子どもクラブと放課後子ども教室が連携して、小学生の安心・安全な居場所を確保します。	子ども課
高齢者やこども、保護者同士の交流の場や趣味の場として、地区集会施設（いきいき交流センターなど）を有効に活用します。	福祉課
高齢者サロンなどを活用した世代間交流（三世代交流など）を行います。	福祉課
多様なこどもの居場所づくりを進めるにあたり、地域資源を活用し、少子化や核家族化によって希薄となった多世代との交流や、地域とのつながりのある居場所づくりへとつながるように取り組みます。	商工観光課 子ども課
高校生を中心とした、こどもが集える地域の居場所づくりを支援します。	企画振興課

⑥ キャリア意識の醸成

取組・方向性	担当課
児童・生徒の勤労観や職業観を養い、自己を見つめ、自己を理解するための「キャリア教育」を、産学官で連携して進めます。	子ども課
中学生の職場体験学習を実施し、仕事の厳しさや喜びを肌で感じ、社会でのマナーやコミュニケーション能力を育みます。	子ども課
市内の高校と連携した人材育成事業である「ウミガメプロジェクト」を推進し、職業意識の形成も高める取組を行います。	企画振興課

(3) 青年期

現状と課題

- 青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期への移行を準備していくための重要な時期であることから、多様な環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期になります。
- 人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、将来のことや社会的役割・責任に対する不安や悩みを、青年期の若者が自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や支援が求められます。
- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このような中、こども・若者が自分で将来を選択し、次世代を生き抜く力を身につけていくことが重要ですが、こども・若者調査によると、33.4%が自分の将来に『夢や希望がない』と回答しています。就労支援や相談支援等を充実させ、将来に夢や希望を持って過ごせる社会づくりを進めていく必要があります。
- 日本全体で少子化が進行し、本市においても出生数は減少しており、少子化に歯止めがかからない状況です。出生数の減少は将来的な人口減少につながり、活力ある社会環境の維持が困難になるおそれがあります。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であると言われており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあると考えられています。本市においても出会いや結婚生活支援に関する事業を推進し、明るい未来を描き、こどもを育てたいと感じてもらえるような支援施策が求められます。

計画期間中の取組・方向性

① 就労支援による経済的基盤の安定

取組・方向性	担当課
就労を希望する若年者等に対する職業相談・紹介を行い、就業機会の拡大を図ります。	商工観光課
若者の地域への定着を図るため、駒ヶ根市内に居住し上伊那圏域の企業や事業所に就業した若者を対象に、奨学金等の返還に係る費用の一部を補助します。	企画振興課



② 結婚希望や結婚に伴う新生活支援

取組・方向性	担当課
結婚を望む方を応援するため、関係団体との連携や、新たな出会いの機会を提供するためのイベントやセミナーの開催等、出会いから成婚までの継続的な結婚支援事業に取り組みます。	企画振興課
若い世代の出会いの場支援、若い世代の描くライフデザイン支援等、若い世代を対象とした取組や、移住希望者を対象とした移住×婚活の取組を重点的に行います。	企画振興課
結婚相談所の事業を広く周知し、相談者のニーズに寄り添った相談を継続し、出会いや結婚の希望を叶えるための取組を進めます。	企画振興課
結婚に関する国や県の事業・制度を周知します。	企画振興課
若い世代の結婚を応援するため、結婚してこれから新生活をスタートするために必要な家賃や引越費用、生活家電購入費用等の一部を支援します。	企画振興課

③ 若者やその家族に対する相談支援

取組・方向性	担当課
こころの問題を抱える方（うつ状態、引きこもり等）の状態に応じた関係機関と連携し、継続的な支援を実施します。	地域保健課
若者世代の悩みや不安について、若者相談室で相談を受け、関係機関と連携・協力して支援に取り組みます。	子ども課



3 子育て家庭や子育て当事者への支援に関する施策

社会で働く女性が増えたことで、母親と父親が協力しながら一緒に子育てをする時代を迎えています。それは男女共同参画の視点から望ましい変化ではあるものの、必然的に仕事と子育ての両立という課題が生まれます。

実際には物価高の影響もあり共働きでなければ経済的に苦しい家庭もあります。多様な家庭の形はありますが、それぞれの家庭が子育てを楽しむことを目指し、適切な支援を提供していくことが求められています。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

- 次代の社会を担うこどもの健やかな育ちと出産・育児を社会全体で応援するため、子育て世帯に対する経済的な負担軽減施策が求められています。妊婦への支援、手当や一時金、こどもの医療費負担など、子育てや教育に関する経済的負担の軽減施策により経済的な不安を抱えずに子育てや教育を受けられることが重要です。
- ニーズ調査の結果では、市の子育て支援策に期待する重要なこととして「経済的支援の充実」が就学前児童保護者で 36.7%、小学生児童保護者で 34.2%となっており、ともに最も高い割合になっています。経済面の支援により子育て世帯の生活の安定を実現させることが重要です。

計画期間中の取組・方向性

① 経済的負担の軽減

取組・方向性	担当課
乳児を育てる世帯の育児ライフを応援するため、駒ヶ根市に住民登録のある満1歳未満の乳児を育てる世帯へ、経済的支援を行います。	子ども課
妊娠し、出産を控える妊婦への支援給付を行います。	子ども課
乳幼児の紙おむつ使用による、可燃ごみ袋の使用量増加世帯に対して、ごみ袋購入チケット支援を実施します。	生活環境課
ファミリーサポートセンターやハッピーママサポート、ショートステイの利用料負担の一部を助成し、利用しやすい環境を整えます。	子ども課
きつずらんどやまあるくなあれ♪の登録料（利用料）無償化を行い、気軽に利用できる場所としての魅力を高め利用を促進します。	子ども課
長野県との協調により、低所得世帯及び多子世帯における3歳未満児の保育料を軽減します。	子ども課
市独自の取組として母子・父子世帯等における保育料の軽減や、3歳以上児の副食費負担を軽減します。	子ども課



取組・方向性	担当課
遠距離通学児童・生徒のいる家庭に対して、スクールタクシーの運行や通学費の一部を補助します。	子ども課
経済的な負担軽減や少子化対策の一環として、市内の小学校に入学する新1年生に、通学カバンを無償で贈呈します。	子ども課
低所得子育て世帯のこどもが、大学や進学のための模擬試験等を受験した際にかかった受験料を補助します。	福祉課

② 子育て世代への住宅取得支援

取組・方向性	担当課
子育て世代に対して駒ヶ根市への定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るとともに、物価高騰対策としてマイホーム取得費用の一部を補助します。	企画振興課



(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化しており、祖父母や近隣の方から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっています。こどもの健やかな成長のためには、子育て当事者が不安や孤立感を感じることなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが重要です。
- ニーズに応じた様々な子育て支援や家庭教育支援を推進するとともに、身近に相談相手がいらない保護者等に寄り添い、切れ目のない支援を提供できる連携体制が必要になります。

計画期間中の取組・方向性

① 子育てに関する相談や支援体制

取組・方向性	担当課
すべての保育園・幼稚園が子育て支援センターの機能を併せ持ち、相談支援や情報提供、園開放などを実施します。さらに、保護者からの意見やニーズを丁寧に収集し、よりきめ細やかな子育て支援を提供します。	子ども課
こども家庭センターの設置により、児童福祉・母子保健部門でより一体的なサポートを行い、統括支援員を中心に関係機関との連携をさらに強化した支援を行います。	子ども課
産科医療機関等と連携し、妊娠期から、身近な場で相談に応じ、必要に応じた支援につなぐ伴走型の支援を行います。	子ども課
こどもの成長や状態に合わせ、必要な時期に必要な情報を様々な方法で提供します。	子ども課
庁内各課と連携し、転入、婚姻、出生届出時やホームページ（子育てサイト）、SNS等を通じて子育て支援サービスについての情報提供を行います。	子ども課
家事や育児等に対して不安または負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、訪問支援員が訪問し、家事・育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（ハッピーママサポート事業）を実施します。	子ども課
子育て家庭の孤立や負担感を解消するため、地域の子育て親子が気軽に集い交流できる場として、引き続き、きっずらんど、まあるくなあれ♪を開設するとともに、民間の地域子育て拠点施設を支援します。 これらの場の定期的な利用状況を把握するとともに、利用者からの意見を丁寧に聴取し、必要に応じてサービス内容の改善や拡充を検討します。	子ども課
子育てサークル団体との情報交換や、支援団体・ボランティアなどの交流を促進し、子育て支援のネットワーク構築を充実させます。	子ども課



取組・方向性	担当課
子育て支援センターでのイベントや講座を専門職と協力して充実させます。	子ども課
「いい育児の日事業」として、子育て世帯同士や親子がふれあえる場の提供、こどもの成長と子育てを社会全体で応援する取組を進めます。	子ども課
駒ヶ根市公園マップを作成し、公園で遊ぶこどもの写真を募集し、市内公園の利用と、親子と一緒に公園で遊ぶ機会を促進します。	子ども課
長野県や企業と連携して、ながの子育て家庭優待パスポート事業を行い、子育て家庭を応援します。	子ども課
タクシー運転手を対象にした、妊婦にやさしい運転マニュアルの整備と、妊婦タクシーであることの周知を行います。	子ども課
青少年育成委員会や分館、地区子ども会など地域の関係機関や団体等が連携し、一体となった子育て事業の推進を図ります。	社会教育課
公民館の子育て講座などを拡充するとともに、SNSなどを活用して積極的な参加を呼びかけます。	社会教育課
民生児童委員の役割や活動、地域の相談者であることを広報し、気軽に相談できる体制を維持継続します。	福祉課

② 子育て支援事業の利用促進

取組・方向性	担当課
多様な家庭環境を踏まえ、一時預かりをはじめとする育児サポートを提供するなど、子育てニーズに応えるため、家庭の状況に合わせた最適な支援を目指します。	子ども課
ファミリーサポートセンターの利用会員と協力会員の双方の声を聴き、登録・利用申込・支払いの手続き方法の改善を検討するなど、サービスの向上を図ります。	子ども課
子育てイベントや地域住民の集まる場において、ファミリーサポートセンターの事業内容や利用方法について情報発信・広報を行います。	子ども課
出生届や健診・相談、子育て支援センターでのイベントなどを通じて、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について周知し、疾病や就労、レスパイト等の一時的に養育が困難となった場合の支援を行います。	子ども課

③ 保護者に対する家庭教育支援・相談支援

取組・方向性	担当課
家庭児童相談員や教育相談員、公認心理師などの専門相談員が、子育てや教育に関係する様々な相談に応じ、内容により関係機関と協力して、支援・対応を行います。	子ども課
親子関係形成支援（ペアレントトレーニング等）や心理師相談などにより、より良い親子関係の構築の形成に努めます。	子ども課



© 駒ヶ根市



(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

現状と課題

- 安心してこどもを産み育てるためには、仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要になります。
- 駒ヶ根市男女共同参画計画を策定し、男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえた仕事・家庭・地域活動の充実等に向けて、男女共同参画事業を計画的に推進しています。
- 男性の家事・子育てへの参画の意識改革につながる事業の実施など、夫婦が相互に協力しながら子育てを行うことを推進し、企業に対して仕事と子育てを両立できる環境づくりを促す取組が必要になります。

計画期間中の取組・方向性

① 長時間労働の是正や働き方改革

取組・方向性	担当課
ワーク・ライフ・バランスについて、様々な年齢層を対象とした講座の実施や周知・広報を行います。	総務課

② 女性と男性がともにキャリアアップと子育てが両立できる環境整備

取組・方向性	担当課
地域講座や講演会などで、市民が興味をひき、実践できるような様々な講座を開催し、男女共同参画社会づくりについての意識を周知・広報します。	総務課
庁内関係課の連携のもと、父親の子育て参加を促進する講座を開催し、子育て世代の父親の参加を促します。	総務課
土日や夜の時間帯などの父親が参加しやすい日程や時間帯で、子育て講座や遊び体験などの講座を開催します。	社会教育課
多様な保育ニーズに対応するため、長時間・未満児・障がい児・乳児保育といった保育サービスを維持継続します。	子ども課
仕事と子育ての両立が図れるよう、放課後のこどもの安全な居場所として、子ども交流センターや子どもクラブの運営を維持継続します。	子ども課
男性の子育て参加を推進するために、事業主と連携した育児支援や、企業のアイデアを活用した子育て支援策の策定に取り組みます。	商工観光課 子ども課
就学前児童の保護者が、育児休業などから復帰する際に、希望に応じて教育・保育施設などを円滑に利用できるよう、情報提供や相談支援などを行います。	子ども課

(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- ひとり親家庭は子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きくなることやこころのゆとりが持ちにくくなることなどが考えられます。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、様々な課題を抱える家庭に対し、相談しやすい体制の整備と周知・広報が必要です。
- ひとり親世帯については「母子世帯」が多く、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高いことから、ひとり親家庭への経済的支援や就労支援の充実が求められます。

計画期間中の取組・方向性

① 学習・生活・経済的支援

取組・方向性	担当課
ひとり親家庭が直面している困難を解消するため、国の指針に準じた経済的な支援を実施するとともに、生活の支援や養育費の確保を含む相談、情報提供を充実させます。	福祉課
経済的課題を抱えるひとり親家庭のこどもが大学等の受験や、進学のための模擬試験を受験した際にかかった受験料を補助します。	福祉課
ひとり親の自立に向け、相互に支え合うことができる庁内横断的な相談・支援体制を整備します。	福祉課
児童扶養手当や母子・父子家庭等医療費助成事業について、該当となる家庭の申請漏れを防ぐために、届出時や転入届等の手続きの際に庁内で連携し、ひとり親家庭支援制度について案内を行います。	福祉課 市民課
ひとり親家庭が公営住宅への入居を希望する場合に、事情や優先度等を勘案して入居について配慮します。	都市計画課

② 保護者の就労支援

取組・方向性	担当課
ひとり親世帯が、経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。	福祉課
就労希望者に対して相談支援員が包括的・継続的な就労支援を行います。	福祉課



4 数値目標

この計画に掲げる取組・方向性に基づいて事業を実施していくことで、基本理念「育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も」及びこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として、以下の9項目を設定します。

なお、令和11年度の目標値は、国が掲げている目標値と同じ数値にしています。

項 目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う方の割合	14.9%	70%
② 「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	47.7%	70%
③ 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	65.1%	70%
④ 社会的スキルを身につけているこども・若者の割合	68.8%	80%
⑤ 「自分には自分らしさというものがある」と思う こども・若者の割合	72.3%	90%
⑥ 「どこかに助けてくれる人がいる」と思う こども・若者の割合	98.2%	現状維持
⑦ 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う こども・若者の割合	64.6%	70%
⑧ 「自分の将来について夢や希望がある」と思う こども・若者の割合	66.2%	80%
⑨ 「駒ヶ根市の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	34.7%	55%

※いずれも「こども・若者の生活や少子化等に関する調査（令和6年度実施）」の調査結果

- ①：「向かっている」と「どちらかというに向かっている」の合計（参考…国は15.7%）
- ②：「1 まったく満足していない」～「5 十分満足している」の5段階評価で、「3」以上の割合（参考…国は60.8%）
- ③：「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計（参考…国は60.0%）
- ④：“学校や職場、地域において、すぐに友人や仲間ができる”という設問で、「できる」と「どちらかというところできる」の合計（参考…国は74.2%）
- ⑤：「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計（参考…国は84.1%）
- ⑥：“家族・親族”、“友人”、“学校や職場関係の人”のすべてについて、“困ったときは助けてくれる”という設問で、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した合計（参考…国は上記の3項目の他に“地域の人”と“インターネット上における人やグループ”も対象で97.1%）
- ⑦：“今までに、社会生活や日常生活が困難になった経験がありましたか。または、現在、困難な状態にありますか。”という設問で、「なかった（ない）」または「どちらかというとなかった（ない）」と回答した合計（参考…国は51.5%）
- ⑧：「ある」と「どちらかというところある」の合計（参考…国は66.4%）
- ⑨：「明るい」と「どちらかというところ明るい」の合計（参考…国は対象が自国で31.0%）



第5章

子ども・子育て支援事業の
量の見込みと提供体制



第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

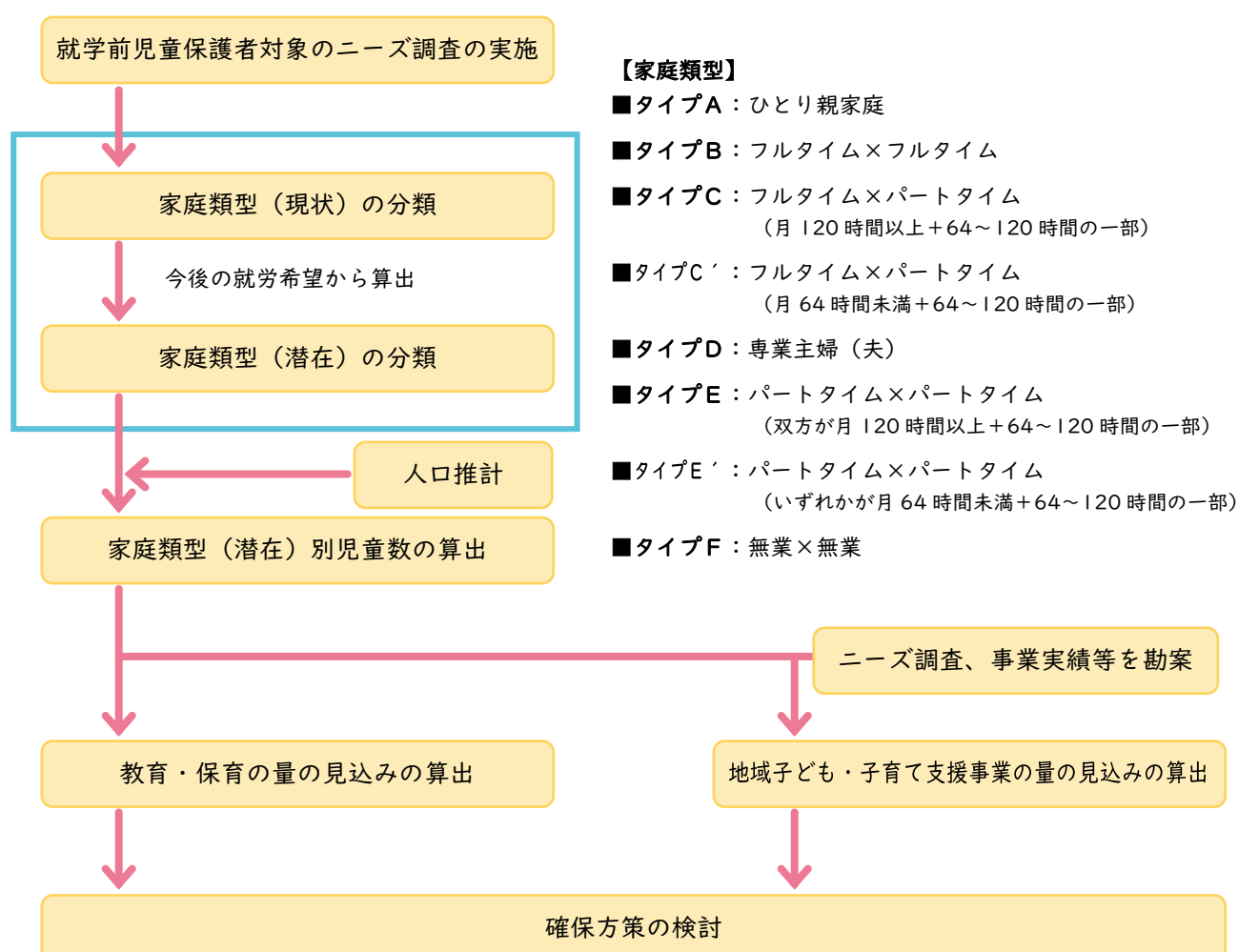
子ども・子育て支援法では、地域の実情に応じて、地理的条件、地域人口、交通事情等の社会的条件や、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、提供区域ごとに量の見込み、確保の内容や方針等を定めることとされています。

教育・保育の提供区域は、社会的・地理的条件や保護者の移動実態、保育園・幼稚園の整備状況・利用実態、保育ニーズなどを勘案し、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市内全域を1つの提供区域と定めます。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育の提供区域と共通することが基本であり、市内全域を対象として実施している事業が多いことから、教育・保育と同様に、市内全域を1つの提供区域と定めます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

子ども・子育て支援事業では、5年を1期としてニーズ調査の結果や、これまでの事業実績等を踏まえて、教育・保育の量や地域子ども・子育て支援事業についての量を見込みます。





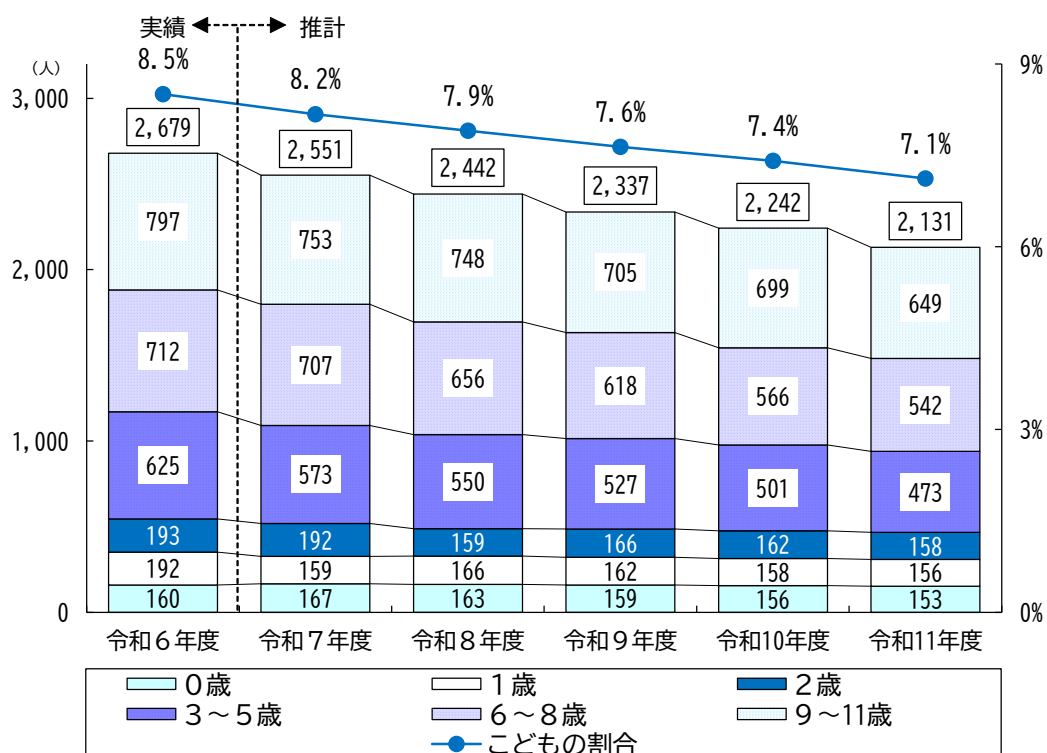
3 こどもの人数の将来推計

令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を用いて、本市の人口を推計すると、下表のとおりになります。総人口は、毎年度310人程度の減少傾向が継続すると見込まれ、計画期間の最終年度である令和11年度においては29,931人と、3万人を下回り、令和6年4月時点（31,497人）よりも1,566人減少すると推測されます。

子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下のこどもの人数は、年齢層や年度によって減少幅が異なるものの、総じて減少傾向で、令和11年度では2,131人、総人口に占める11歳以下のこどもの割合は7.1%まで減少することが推測されます。

【人口推計】

	実績値	推計値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	31,497	31,193	30,893	30,579	30,258	29,931
こどもの人数	2,679	2,551	2,442	2,337	2,242	2,131
こどもの割合	8.5%	8.2%	7.9%	7.6%	7.4%	7.1%
9～11歳	797	753	748	705	699	649
6～8歳	712	707	656	618	566	542
3～5歳	625	573	550	527	501	473
2歳	193	192	159	166	162	158
1歳	192	159	166	162	158	156
0歳	160	167	163	159	156	153



4 教育・保育の量の見込みと提供体制

認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳：教育のみを希望していて保育の必要がない場合 (幼稚園で幼児教育を受けるこども)	幼稚園
2号認定	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、 保育所等での保育を希望される場合	保育所
3号認定	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、 保育所等での保育を希望される場合	保育所、 地域型保育事業

事業概要

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所（保育園）は、「保育所保育指針」に基づき、保護者の就労や疾病などを理由に保護者が昼間就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育することを目的としています。

認定こども園は、「認定こども園教育保育要領」に基づき、幼稚園・保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供することを目的としています。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズに対応するため、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の乳幼児を保育する事業です。市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけられ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みで、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4つに分類され、それぞれ基準が異なります。

小規模保育事業：国が定める基準に適合し、市町村の認定を受けた定員6～19人の保育施設。

家庭的保育事業：保育者の家庭などでこどもを預かるサービス。

事業所内保育事業：企業などが従業員用に運営し、周辺に住んでいるこどもの受け入れも行う。

居宅訪問型保育事業：ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービス。

現在の実施状況

- 幼稚園は、公立幼稚園が2園、私立幼稚園が1園あります。
- 保育園は、公立保育園が8園、私立保育園が2園あります。
- 地域型保育事業として、小規模保育園が1園、令和6年度に開設しました。
- 少子化が進行する一方で、幼稚園・保育園全体の入所児童数は減少傾向にあります。しかし、0～2歳までの未満児の入園数は依然として高い水準を維持しており、保育サービスの必要性を示しています。



量の見込みと確保策

【1号認定】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	90	48	48	48	48
確保量（B） 幼稚園	240	60	60	60	60
差（B－A）	150	12	12	12	12

<参考> 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の確保量

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保量	150	127	122	116	96

【2号認定】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	476	495	472	447	419
確保量（B） 保育園	688	688	688	688	688
差（B－A）	212	193	216	241	269

<参考> 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の確保量

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保量	611	585	584	539	526

【3号認定】

単位：人		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		26	85	130	25	89	108	25	87	112
確保量（B）	保育園	24	84	124	24	84	124	24	84	124
	地域型保育	6	6	6	6	6	6	6	6	6
差（B－A）		4	5	0	5	1	22	5	3	18

単位：人		令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		24	84	110	24	83	107
確保量（B）	保育園	24	84	124	24	84	124
	地域型保育	6	6	6	6	6	6
差（B－A）		6	6	20	6	7	23

＜参考＞第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の確保量

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保量	193	219	195	193	196

今後の方向性

➤ 老朽化した施設の計画的な改築・改修

安全確保の観点から、駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョン（令和5年策定）や駒ヶ根市公共施設等個別施設計画（令和3年策定）に基づき改築・改修を計画的に推進することとします。

➤ 施設の再配置の進め方

一定規模以上の園（適正規模）を配置できるよう、検討を進めることとします。また。再配置については小学校区単位での検討を進めることとします。

➤ 多様な保育ニーズに対応する保育サービスの実施

増加傾向にある未満児や乳児保育、長時間保育、障がい児保育、一時預かりなど多様化する家庭のニーズに柔軟に対応した保育サービスの充実を推進します。

➤ 民間による保育所整備についての対応

民間による保育所等の整備を行う場合には、駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョンに沿った運営の協力を依頼します。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業では、5年を1期としてニーズ調査の結果や、これまでの事業実績等を踏まえて、法定19事業である地域子ども・子育て支援事業についての量を見込みます。

- (1) 時間外保育事業（延長保育事業）
- (2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育など）
- (3) 病児・病後児保育事業
- (4) 利用者支援事業
- (5) 放課後児童健全育成事業（子ども交流センター、子どもクラブ）
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- (8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
- (9) 乳児家庭全戸訪問事業
- (10) 養育支援訪問事業
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 子育て世帯訪問支援事業（ハッピーママサポート事業）
- (13) 児童育成支援拠点事業【新規】
- (14) 親子関係形成支援事業【新規】
- (15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】
- (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
- (17) 産後ケア事業【新規】
- (18) 実費徴収に係る補足給付事業
- (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保護者の就労体系の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する園児に対して、通常の保育時間の前後を延長して保育を行う事業です。本市では、共働き世帯は増加傾向にあり、時間外保育のニーズが高まっています。

現在の実施状況

すべての施設で実施しており、実施時間は施設によって異なります。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用人数	328	311	336	463	463
実施か所数（園）	13	13	13	13	13

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	443	420	409	391	374
確保量（B）	443	420	409	391	374
差（B－A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 保護者の就労状況や多様なニーズに対応するため、今後も延長保育事業を継続します。





(2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育など）

事業概要

一時預かり事業は、保護者の方が病気やけが、冠婚葬祭などで、やむを得ず家庭での保育が困難になった場合に、乳幼児を一時的に幼稚園や保育園などで預かる事業です。また、子育てによる疲労やストレスを感じた時など、保護者の方がリフレッシュしたい時にも利用できます。

また、幼稚園の延長保育は、一時預かり事業の一形態であり、幼稚園に通う園児を対象に、通常の保育時間外に預かり保育を行うものです。

現在の実施状況

未就園児の一時預かり事業は、子育て支援センター、福岡保育園、駒ヶ根高原レディースクリニック内「あそびのもり」の3か所で実施しています。

幼稚園の一時預かり事業（延長保育）は私立聖マルチン幼稚園の1か所で実施しています。

○子育て支援センター：8か月以上の未就園児

○福岡保育園：1歳以上の未就園児

○あそびのもり：8か月未満の未就園児

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
一時預かり	1,067	880	734	1,128	1,360
子育て支援センター	753	540	591	814	981
福岡保育園	137	122	76	128	154
あそびのもり	177	218	67	186	225
幼稚園の一時預かり	3,131	11,271	11,439	10,198	10,000

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	11,099	10,833	10,644	10,434	10,231
一時預かり	1,293	1,218	1,215	1,188	1,165
幼稚園の一時預かり	9,806	9,615	9,429	9,246	9,066
確保量（B）	11,099	10,833	10,644	10,434	10,231
一時預かり	1,293	1,218	1,215	1,188	1,165
幼稚園の一時預かり	9,806	9,615	9,429	9,246	9,066
差（B－A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

➤ 現行の提供体制を維持することで、今後の量の見込みを確保できる見込です。



(3) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病気の回復期にあるこどもが保育所での集団保育が困難で、保護者の事情で家庭でも保育できない場合に、一時的に保育する事業です。

現在の実施状況

医療法人すずらん「すずらん病児保育室」に委託し、実施しています。市内に居住の1歳～小学6年生が利用できます。

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	406	535	800	1,140	1,050
実施か所数（施設）	1	1	1	1	1

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
確保量（B）	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
差（B－A）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 現行の提供体制を維持することで、今後の量の見込みを確保できる見込です。





(4) 利用者支援事業

事業概要

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などについての情報提供及び必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。

○基本型

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育や子育て支援事業の情報提供、利用支援、関係機関との連絡調整等を行う。

○こども家庭センター型

保健師や社会福祉士等によるこどもに関する相談全般から、通所・在宅支援等の専門的な対応や調査・訪問による継続的なソーシャルワークを行う。

現在の実施状況

母子保健や子育てについての相談・支援機能を有する施設として保健センターを拠点に、保健師や社会福祉士などを配置した、「こども家庭センター型」を実施しています。

【こども家庭センター型（旧母子保健型）】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や、こどもや子育てについての様々な悩みなどの児童相談に円滑に対応するため、保健師や助産師、家庭児童相談員などが専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うもの。

単位：か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

量の見込みと確保策

単位：か所	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数（確保方策）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

今後の方向性

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育てについての様々な悩みなどに円滑に対応できるように体制を整備します。
- こども家庭センターを総合的な相談・案内窓口とし、内容に応じて保健師や相談員などが対応し、切れ目のない継続した支援に努めます。
- 子育て支援センターや保育園・幼稚園等の身近な施設等で、親子が気軽に集い、相互交流や悩みや相談がしやすい基本型の開設を検討します。



(5) 放課後児童健全育成事業（子ども交流センター、子どもクラブ）

事業概要

保護者が就労などの事由で主に放課後など家庭にいない小学生を対象に、安全な遊び場、生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

現在の実施状況

市内にある5つの小学校区ごとに子ども交流センターを4か所と、子どもクラブ2か所を開設しており、700人以上の児童が利用登録をしています。

- 赤穂小学校区：すずらん子ども交流センター、三和森子ども交流センター
- 赤穂東小学校区：赤穂東子ども交流センター
- 赤穂南小学校区：みなみ子ども交流センター
- 中沢小学校区：中沢子どもクラブ
- 東伊那小学校区：東伊那子どもクラブ

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
登録児童数	720	591	620	679	759
日あたり平均利用者数	151.8	170.9	160.0	181.8	185.7
すずらん	42.0	48.2	42.2	46.6	40.0
三和森	10.6	13.6	16.7	18.7	21.3
赤穂東	43.2	46.2	43.4	46.1	50.4
みなみ	32.1	36.5	34.6	37.2	37.2
中沢	14.1	15.3	13.9	19.3	24.0
東伊那	9.8	11.1	9.2	13.9	12.8

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	146	140	132	127	119
1年生	43	40	38	36	34
2年生	34	33	31	30	28
3年生	35	34	32	31	29
4年生	21	21	19	19	18
5年生	8	8	8	7	7
6年生	5	4	4	4	3
確保量（B）	220	220	220	220	220
差（B－A）	74	80	88	93	101



今後の方向性

- 現行の提供体制を維持することで、今後の量の見込みを確保できる予定ですが、各センター・クラブによって利用児童人数にばらつきがあるため調整が必要になります。
- 近年では、特に1年生を中心として低学年児童の利用が増加傾向にあり、長期休業日などは混雑が予想されるため、引き続き利用状況を注視して対応します。





(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要

保護者の疾病や就労などの理由で児童の養育を行うことが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や里親などで一時的に必要な養育・保護を行う事業です。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）：一時的に児童を養育・保護する事業

現在の実施状況

順次提携数を増加し、令和6年では市外の4つの児童養護施設等と、3軒の里親家庭と提携しています。一時的な利用であるため、利用の理由に応じて7日を上限として、生活実態に応じた利用負担額としています。

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用日数	14	3	0	9	48
提携か所数（施設）	2	2	3	7	7

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10	10	10	10	10
確保量（B）	10	10	10	10	10
差（B－A）	0	0	0	0	0
提携か所数（施設）	7	7	7	7	7

今後の方向性

- 現行の提供体制を維持することで今後の量の見込みを確保できる予定ですが、広域的な利用者の増加により、施設受入れが困難なケースが発生してきていることから、登録里親家庭の増加が必要になることが想定されます。
- 家庭養育優先原則の考えにより、里親家庭の登録や提携の増加に努めます。
- 保護者の疾病や冠婚葬祭だけでなく、弟妹を妊娠中または出産後間もない保護者や、育児疲れの保護者に対しては、レスパイト的な子育て支援サービスとして、より気軽に使えるように周知します。



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

事業概要

乳幼児や小学生の預かりなどを希望する利用会員と、預かり等の援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。

なお、利用会員は小学6年生までのこどもを持つ保護者で、協力会員は20歳以上の者が対象となり、必ずファミリーサポートセンター養成講座を受講する必要があります。

現在の実施状況

市の直営事業として実施しており、託児や送迎など、子育てのお手伝いをする協力会員を紹介しています。

サポート内容や時間の長短等の提供サービスが充実し、利用条件も緩和していることから、近年では利用件数や利用時間が大幅に増加しています。

少子化対策・子育て支援プロジェクトでも重点事業とされており、利用者に対する利用料の補助や、協力会員への助成を行っています。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	245	313	446	723	800
センターか所数	1	1	1	1	1
会員数	339	349	382	420	436
利用会員	169	177	203	236	255
協力会員	155	156	164	170	171
両方会員	15	16	15	14	10

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	629	602	576	553	525
確保量（B）	800	750	740	730	720
差（B－A）	171	148	164	177	195

今後の方向性

- 現行の提供体制を維持することで、今後の量の見込みを確保できる予定です。
- 高齢化や、養成講座を受講しても参加できない協力会員が増えており、実働できる協力会員は減少傾向にあるため、更なる協力会員の確保や処遇改善に努めます。
- 今後も養成講座の定期的な開催や再受講により、安心して利用できる体制を整えます。
- 様々な機会子育て世帯への周知や広報を行い、利用の増加を図ります。



(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

事業概要

主に乳幼児とその保護者に対する子育て支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。こどもと一緒に遊ぶ中で、保護者同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

現在の実施状況

乳幼児とその保護者が安心して集える場を提供しています。

専門の保育士や保健師が、日々の育児に関する悩みや相談に個別に丁寧に対応しています。

親子で楽しめる遊びやイベントを定期的開催し、参加者同士の交流を促進しています。また、情報交換や休憩の場として活用されています。これらの活動を通じて、地域の子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減に努めています。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用者数	5,191	7,175	6,993	8,769	9,500
きっずらんど	1,344	1,351	2,002	3,327	3,604
まあるくなあれ♪	3,488	3,450	2,433	4,139	4,484
あそびのもり	359	2,374	2,558	1,303	1,412

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	9,029	8,506	8,489	8,297	8,140
確保量（B）	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
差（B－A）	471	994	1,011	1,203	1,360
提携か所数（施設）	3	3	3	3	3

今後の方向性

- 引き続き、親子のニーズに合わせた多様な催しを企画します。また、情報交換や友達づくりの機会を増やします。地域の子育て資源と連携し、包括的な支援体制を構築することで、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子育てを支える環境を目指します。



(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児の発育、栄養、生活環境、疾病予防などの子育て上の重要な事項を指導するとともに、母親の心身の健康状態を確認し、母子の健康を増進させることを目的として、全出生児を対象に、保健師または助産師が訪問する事業です。

現在の実施状況

保健師や助産師が概ね生後2か月までの乳児のいるお宅を訪問し、産後の心身の回復状況や、こどもの発育状況について把握し、育児についての相談や支援をしています。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ訪問者数	185	178	204	175	170

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	167	163	159	156	153
実施体制（確保策）	実施機関：子ども課 母子保健係（こども家庭センター） 実施体制：保健師、助産師、一部委託（市内産科、助産所）				

今後の方向性

- 母子保健法に基づく新生児訪問と併用し、保健師や助産師が連携して、乳児のいるすべての家庭のサポートに努めます。





(10) 養育支援訪問事業

事業概要

こどもが安心・安全な環境で育つことができるよう、妊娠期から継続的な支援を特に必要とする妊婦への出産・育児の相談支援、出産後間もない時期の養育技術の相談、不適切な養育状態にある家庭など虐待リスクを抱える家族に対する養育環境の維持・改善のための専門的な相談・支援をする事業です。

現在の実施状況

様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、養育支援訪問事業で保健師などによる具体的な養育についての指導や助言などを訪問で実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
対象世帯数（世帯）	18	21	17	15	24
延べ回数（回）	36	42	34	30	48

量の見込みと確保策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象世帯数（世帯）	24	23	23	22	22
延べ回数（回）	48	47	46	45	44
実施体制（確保策）	実施機関：子ども課 母子保健係、こども相談係 （こども家庭センター） 実施体制：保健師、助産師、家庭児童相談員				

今後の方向性

- 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の把握に努め、駒ヶ根市要保護児童等支援ネットワークが中核機関となり、関係機関と課題を共有し、適切な支援が行われるように対応します。



(11) 妊婦健康診査事業

事業概要

妊娠期から胎児が健やかに成長し、安全に出産できるよう、妊娠期の母子の健康保持・増進を推進する事業です。

現在の実施状況

妊娠から出産、子育てまで一貫した健康管理を行っています。

母子健康手帳の交付から乳幼児の健康診査まで、保健センターを中心に事業を行っています。

母子の健康を守り、安心して妊娠・出産ができるよう、経済的負担の軽減を目的に、妊婦健康診査 14 回分の公費助成を実施しています。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
受診者数（実数）	217	213	185	174	160

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診者数（実数）	167	163	159	156	153
実施体制（確保策）	実施機関：指定医療機関				

今後の方向性

- 今後も母子健康手帳と妊婦健康診査受診票を交付し、母子ともに健康を保ち、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理がなされることが重要です。





(12) 子育て世帯訪問支援事業（ハッピーママサポート事業）

事業概要

0～18歳未満を対象に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	23 (3世帯)	23 (3世帯)	23 (3世帯)	23 (3世帯)	23 (3世帯)
実施体制（確保策）	実施機関：委託事業所（社会福祉協議会等）				

今後の方向性

- 支援対象となる家庭の把握に努めるために関係機関との連携を強化します。
- 事業委託により、訪問に従事する人員を確保するとともに、支援が必要な家庭に対して迅速に対応できる体制づくりに努めます。
(1家族あたり利用日数は7.7日/年で見込み計上しています。)

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

特に家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援等、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に行います。

量の見込みと確保策

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	8	8	10
実施体制（確保策）	実施機関：子ども課 学校教育係、こども家庭センター				

今後の方向性

- 第2期計画期間中に本事業は実施していませんでしたが、まずは中間教室の移転、居場所についての施設準備や人材確保を順次行い、令和8年度に実施を目指します。



(14) 親子関係形成支援事業【新規】

事業概要

0～18歳未満を対象に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間におけるより良い関係性の構築を図る事業です。

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	—	5	5	5
実施体制（確保策）	実施機関：子ども課（こども家庭センター）				

今後の方向性

- 第2期計画期間中に本事業は実施していませんでしたが、実施についての準備や人材確保が必要なため、令和9年度を目標に実施を検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

事業概要

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	501 (167人)	489 (163人)	477 (159人)	468 (156人)	459 (153人)
実施体制（確保策）	実施機関：子ども課 母子保健係（こども家庭センター） 実施体制：保健師、助産師				

今後の方向性

- 妊娠届出時面談や出産前面談、出産後の訪問などにより、妊婦や児の健康状態や養育環境を確認し、個々の状況に寄り添った支援へとつなげます。
(1人あたり面接回数は3回/年で見込み計上しています。)



(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

事業概要

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度で、月に一定時間までの利用範囲内で、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが、保育所等の施設に通園する事業です。

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	—	27	26	51	51
0歳児	—	14	13	26	26
1歳児	—	8	8	15	15
2歳児	—	5	5	10	10
確保量（B）	—	27	26	51	51
0歳児	—	14	13	26	26
1歳児	—	8	8	15	15
2歳児	—	5	5	10	10
差（B－A）	—	0	0	0	0

今後の方向性

- 令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿の確保を行い実施します。





(17) 産後ケア事業【新規】

事業概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業で以下の3種類があります。

- 宿泊型：病院・助産所等へ数日宿泊する
- 通所型：病院・助産所等へ通う
- 訪問型：助産師等が家庭を訪問する

量の見込みと確保策

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49 (17人)	69 (18人)	71 (19人)	74 (20人)	77 (21人)
実施体制（確保策）	実施機関：委託事業所（産科医療機関、助産所） 実施体制：助産師				

今後の方向性

- 必要な方が必要な時に産後ケアが受けられるよう、連携体制を整備します。

(18) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する事業です。

令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない（私学助成を受ける）幼稚園利用者のうち低所得世帯等の副食費が補足給付の対象になったことから、事業を実施し、特定教育・保育施設や特定地域型保育施設利用者との均衡を図ります。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。今後、新規事業者の参入があった場合には、状況に応じて対応します。



第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・広報

この計画は、こども・若者や子育て家庭を主な対象としています。また、このような方々が、こども・若者の心身の健やかな成長や子育て家庭の負担軽減などを目的としたサービスや支援につながるができるよう、施策の視点別に取り組をまとめています。

こども・若者や子育て家庭が適切なサービスや支援につながるためには、まず行政などが支援を行っていることや不安や悩みを相談できる場であることを、こども・若者や子育て家庭が知ることが大切だと考えます。なぜなら、緊急性が高く即座に支援につなげる必要があるケースもあるものの、多くのケースは不安や悩みを相談できなうちに状況が悪化し、自力でどうすることもできなくなってから支援を求める傾向にあるためです。もし早い段階で行政や民間団体などに相談することができれば、苦しむ期間を減らすことができるとともに、その状況から抜け出すための取組にも早くから着手することができます。

そこで、この計画を周知・広報し、こども・若者や子育て家庭が必要とする支援やサービス、また、相談の場に少しでも早くつながることができるようになるためのきっかけとして位置づけます。自分で相談することが難しい「こども」については、保護者や周囲の大人が異変にいち早く気がつくことができるよう、日頃からよく見守ることが大切です。

併せて、こども・若者や子育て家庭を支援する事業者や民間団体などにもこの計画を知ってもらうことで、より適切なサービスや支援へとつなげられるように努めます。

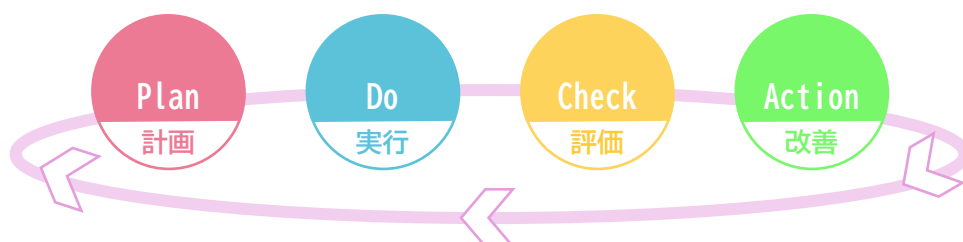
2 推進・連携体制の構築

こども・若者や子育て家庭の支援には、教育分野だけでなく、医療や保健、福祉分野などを含めた行政事務全体が大きく関わります。そのため、庁内各部署が連携してこども・若者や子育て家庭に必要な支援につなげる必要があるとともに、関係機関とも情報共有をしながら一緒に支えていくという意識を強く持つことも大切です。

また、こども・若者や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、行政が長野県や近隣市町村、関係機関、民間団体、ボランティアなどと連携することもあります。このような機関や団体と役割分担をしながら、こども・若者や子育て家庭を総合的に支援していく体制の構築に努めるとともに、スムーズな連携が実現するように日頃から良好な関係づくりに努めます。

3 計画の進捗管理（PDCAサイクル）

この計画における取組は、PDCAサイクルを活用して、適切に実施されているか、想定される成果が出ているかなどを、定期的にチェックを行い、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の順に沿って、取組が計画、実施、評価され、評価に応じて必要な改善を行います。そして、再びPlan（計画）に戻り、Do（実行）に続くという流れです。この4つのステップを循環することで、定期的に取組の有効性が評価され、常に一番良い形で取組が実施されるようになります。





資料編



資料編

1 策定経過

年月日	策定経過
令和6年1月30日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議 「第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」策定及び、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施についての協議
令和6年1月30日	令和6年駒ヶ根市教育委員会第1回定例会 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」について協議
令和6年2月28日～ 令和6年3月13日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 就学前児童調査：有効回収 673 票（72.4%） 小学生調査：有効回収 841 票（73.1%）
令和6年5月30日	令和6年駒ヶ根市教育委員会第6回定例会 「第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」から「駒ヶ根市こども計画」への変更についての協議
令和6年8月27日	令和6年駒ヶ根市教育委員会第9回定例会 「こども・若者の生活や少子化等に関する調査」についての協議
令和6年8月29日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議 「第3期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」から「駒ヶ根市こども計画」への変更と、こども計画策定に係る「こども・若者の生活や少子化等に関する調査」の実施について
令和6年9月26日～ 令和6年10月11日	若者の生活や少子化等に関するアンケート調査 若者調査：有効回収 545 票（27.3%）
令和7年2月6日	第1回こども計画庁内検討会議 「駒ヶ根市こども計画 骨子（案）」と今後の予定について
令和7年3月25日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の評価と、各種アンケート調査の集約結果の報告及び「駒ヶ根市こども計画 骨子（案）」について
令和7年3月26日	令和7年駒ヶ根市教育委員会第5回定例会 第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画の評価と、各種アンケート調査の集約結果の報告及び「駒ヶ根市こども計画 骨子（案）」について



年月日	策定経過
令和7年4月15日	第2回こども計画庁内検討会議 「駒ヶ根市こども計画（素案）」の確認と「第4章施策の展開」の取組・方向性の検討について
令和7年5月22日	令和7年度 第1回子ども・子育て会議 「駒ヶ根市こども計画（素案）」の策定経過と概要の説明と「第4章施策の展開」について
令和7年5月27日	令和7年駒ヶ根市教育委員会第7回定例会 「駒ヶ根市こども計画（素案）」について
令和7年6月25日～ 令和7年7月17日	駒ヶ根市こども計画（案）のパブリックコメント 意見数：25件（7名）
令和7年6月30日	子育て全力応援！令和7年度 第1回推進プロジェクト会議 「駒ヶ根市こども計画（案）」の説明と、今後の全力応援プロジェクト事業の立案・推進への「駒ヶ根市こども計画」の反映について
令和7年7月31日	令和7年駒ヶ根市教育委員会第9回定例会 「駒ヶ根市こども計画（案）」に対するパブリックコメントの意見の提出状況について
令和7年8月4日	令和7年度 第2回子ども・子育て会議 「駒ヶ根市こども計画（案）」に対するパブリックコメントの意見の提出状況及び意見に対する対応について
令和7年8月26日	令和7年駒ヶ根市教育委員会第10回定例会 「駒ヶ根市こども計画（案）」に対するパブリックコメントへの対応と「駒ヶ根市こども計画」最終版について
令和7年9月30日	第3回こども計画庁内検討会議 「駒ヶ根市こども計画」の確定と、今後のこども関連施策の事業実施における「駒ヶ根市こども計画」との連携について

2 子ども・子育て会議設置条例

○駒ヶ根市附属機関に関する条例

昭和 52 年 12 月 23 日条例第 43 号

駒ヶ根市附属機関に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による執行機関の附属機関について定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 執行機関に、別表のとおり附属機関を設置する。

(会長及び副会長)

第 3 条 附属機関に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(部会)

第 5 条 附属機関に、必要に応じ小委員会又は部会を置くことができる。

(幹事及び書記)

第 6 条 附属機関に、必要に応じ幹事及び書記を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その執行機関が定める。

別表（第 2 条関係）

任命権者	附属機関の 名称	組織		任期	所掌事務
		委員の定数	選出区分		
教育委員会	駒ヶ根市子ども・子育て会議	15 人以内	・子どもの保護者 ・事業主を代表する者 ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ・識見を有する者 ・その他市長が必要と認める者	2 年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務



●子ども・子育て支援法 発令：平成 24 年 8 月 22 日号外法律第 65 号

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

◆子ども・子育て会議とは

国では、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、このことにより、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から始まりました。この制度は、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を大きな目的としています。

「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたっては、各市区町村において、「子ども・子育て支援事業計画」（5 年を 1 期とする）が策定され、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や法律に基づく業務の円滑な実施を進めてきました。

「駒ヶ根市子ども・子育て会議」では、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理や子育て支援に関する施策に関して、市の実情を踏まえた施策が実施されるよう、保護者、事業主、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、公募市民から意見を聴くことを目的とした附属機関として設置されています。

3 子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長、○：副会長（敬称略）

No	選出区分	氏名	職名等	任期
01	こどもの保護者	木村 幸生	小学校 PTA 会長	R7.4.1～
		矢澤 大輔		～R7.3.31
		渋谷 浩之		～R6.3.31
02		山辺 孝之	保育園・幼稚園保護者会	R7.4.1～
		矢澤 大輔		～R7.3.31
		渋谷 浩之		～R6.3.31
03		奥村 容子	一般公募	R5.4.1～
04	事業主代表	北川 裕	企業の代表	R7.4.1～
		都竹 周作		～R7.3.31
05	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	北澤 孝代	子育てサークル団体の代表	R5.4.1～
06		伊藤 陽子	社会福祉協議会	R5.4.1～
07		小出 美紀	保育園の代表（園長）	R7.4.1～
		窪田 久美		～R7.3.31
		下島 美恵子		～R6.3.31
08		○ 高木 優子	幼稚園の代表（園長）	R5.4.1～
09	識見を有する者	佐藤 順子	主任児童委員の代表	R5.4.1～
10		北原 宏	人権擁護委員	R5.4.1～
11	関係機関の代表	宮下 一栄	民生児童委員会	R5.4.1～
12		◎ 熊谷 篤司	青少年育成委員会	R5.4.1～
13		加治木 今	女性団体連絡会	R7.4.1～
		岡田 敦子		～R7.3.31
14		塩澤 京子	食育懇話会	R5.4.1～
15		小牧 美穂	学校の代表（校長）	R6.4.1～
		吉越 秀之		～R6.3.31

委員の任期は原則2年間



4 アルプスに響く こまがね子育て5つのみちしるべ

「アルプスに響く こまがね子育て5つのみちしるべ」は、平成19年8月に制定した「こまがね子育て10か条」を、社会情勢や市が掲げる「内から育つひたむきな子ども」の育成及び、基本理念である「育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子ども親も」に則した、新たな子ども・子育ての行動指針として、令和5年3月に改訂しました。



アルプスに響く

令和5年3月改定

こまがね子育て5つのみちしるべ

1の柱

生まれでた 一つの命 社会の宝 地域みんなで育てよう

自分の命、みんなの命、生き物の命、全てかけがえのない一つの命です。生まれてきた子どもたちが健やかに成長するために、子どもの最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さず、地域及び社会全体で育ちを支える必要があります。

これからの子どもたちが自分らしく生きていけるよう、子どもたちをまんなかに据えて考えましょう。

2の柱

心を込めてあいさつすれば 広がる人の輪 深まる絆

「おはよう」から始まる家族のあいさつは、心の結びつきを強めてくれます。あいさつによって、相手の存在を認め、心を開くことで信頼関係が生まれ、そこから人と人とのつながりが大きく広がっていくこともあります。また、自分から素直に気持ちを伝えることで、大人が言葉で促すよりも、率先して家族や近所の人が周囲にあいさつする姿を見せることも大切です。思いやりや、認め合いによって家族の絆やコミュニケーションの大切さを学びます。

3の柱

早寝 早起き 朝ごはん 生活リズム 整えよう

規則正しい睡眠と朝食は、子どもが逞しく育つための第一歩です。子どもの頃に身に付けた生活リズムは、成長してからも崩れにくく、生涯にわたる生活習慣の基礎となるものです。また、正しい生活習慣を送ることで免疫力も高めることができます。

4の柱

家事・育児 家族みんなで助け合い

家庭での役割を決めることで、責任感や自立心が育ちます。子どもは、頼りにされることで自分が必要とされている実感を得ることができ、「助かったよ、ありがとう」の一言で家族の一員であることを強く感じるができるでしょう。

家族や周囲の人を思いやる心を育てましょう。

5の柱

ゲームやスマホは時間を決めて 自然とふれあう群れ遊び

今やなくてはならないネット環境。子どもをタブレットやスマホから引き離すのはとても難しいことですが、家庭の中で双方が納得できるルールをしっかりと話し合しましょう。また、駒ヶ根市にはすばらしい自然環境が整っています。自然の中の遊びは、子どもの社会性や生きる力を育てます。小さな頃から体を動かす習慣や、多くの体験をさせてあげましょう。

5 用語の解説

【あ行】

A L T

Assistant Language Teacher（アシスタントランゲージティーチャー）の略で、英語の授業をサポートする外国籍の外国語指導助手のこと。

I C T

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報の収集・処理・発信などの技術に加え、通信ネットワークを活用してデータやシステムを共有・活用する技術の総称。

医療的ケア児

日常生活の中で痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

インクルーシブ

「包摂的な、括的な、すべてを包み込む」という意味で、誰でも分け隔てられずに受け入れられ、参加できる状態、それを目指す考え方のこと。

インクルーシブ教育

障害のあるなし、国籍、人種、性別など、様々な違いを越えて、すべてのこどもたちが同じ環境で共に学び合う教育のこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの、将来にわたる持続的な幸福も含む包括的な概念。

S N S

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上でユーザー同士が交流したり、情報を共有したりできる仕組みのこと。

【か行】

家庭養育優先原則

こどもができるだけ『家庭で家族の一員として』育つことを基本としながらも、親との生活が難しいこどもを、養育者の家庭で家族と同様に生活し、家庭的な環境に近い形で養育すること。

キャリア教育

生涯を通じて多様な役割を果たす上で、自らのキャリア（経歴、人生）を形成・発展させるために必要な能力や態度を育む教育のこと。

Q－U検査

Quality Update（クオリティーアップデート）の略で、学校生活における児童・生徒の意欲や満足度、学級集団の状態を測定するアンケート。

業務継続計画（BCP）

Business Continuity Plan（ビジネスコンティニティプラン）の略で、自然災害やテロ、システム障害などにより、危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、事業の損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るための計画。

グリーンベルト

こども計画では、通学路の安全確保のために路側帯を緑色に着色すること。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

コーディネーター

「調整する人、まとめ役」を指し、物事や人々の間を調整し、連携の促進や進行を管理する役割。



合計特殊出生率

1人の女性が生涯で産む子供の平均数を示す指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口動態や少子化対策を検討する上での重要な指標となる数値。

子ども・子育て支援事業計画

市町村が子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について、需要量を見込み、その供給体制を確保するために策定する計画のこと。

子どもの権利条約

18歳未満の全てのこどもを「権利の主体」として捉え、その基本的人権を国際的に保障するための条約で、基本的な考え方として、差別の禁止、こどもの最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、こどもの意見の尊重という4つの原則を基本としています。

こどもの貧困

18歳未満のこどもが、一般的な生活水準に比べて、生活環境や教育の機会が確保されていない状態であること。

コミュニティ・スクール

学校と保護者やその地域住民が、共に学校運営に関わることで、地域と一体となった学校づくりを目指す制度のこと。

【さ行】

里親

様々な事情で家族と離れて暮らすこどもを、自分の家庭に迎え入れ、愛情と正しい理解を持って養育する人のこと。「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」があります。

ジェンダー教育

性別にとらわれず、誰もが自分らしく生き、互いを尊重する心を育む教育のこと。

児童虐待

児童虐待における「4大虐待」とは、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）の4つを指し、児童虐待防止法で定義され、こどもの心身に深刻な影響を与える行為のこと。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

情報モラル教育

情報社会において適切な行動を心がけ、安全に責任を持って情報技術を活用するために情報社会の特性の理解や、正しい判断力や態度を身につけるための教育のこと。

信州型自然保育

長野県が認定する保育制度で、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用し、こどもたちが屋外での体験活動を多く行う保育のこと。

スクールカウンセラー（SC）

児童・生徒、保護者、教職員の相談に乗り、心のケアや精神的なサポートを行い、いじめや不登校、学習、発達に関する悩みなど、多様な問題に対応する職員。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育現場で児童・生徒が抱える問題（いじめ、不登校、暴力行為、虐待など）の解決を支援し、生徒を取り巻く環境に働きかけ、関係機関などとの連携・調整を行う職員。

スクールロイヤー

学校で発生する問題（いじめ、不登校、保護者対応、学校事故など）について、弁護士が学校や教育委員会に対して法的観点から助言や指導を行う制度のこと。

生徒指導提要

文部科学省が作成した、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本的な指針。いじめや不登校など様々な課題に対し、学校全体で組織的に対応するための考え方や具体的な指導方法を体系的に示している。

セルフケア

自分自身のできる範囲で、自らのストレスを予防したり、軽減したり、対処したりすること。

ゾーン 30 プラス

最高速度 30km/h の区域規制（ゾーン 30）と、隆起や道路の幅を狭めるなどを組み合わせ、歩行者や自転車の安全を確保し、人優先の通行空間を整備すること。

【た行】

待機児童

保育の必要性があり、保育所等に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童のこと。

特定教育・保育施設

施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のこと。

【は行】

バリアフリー

身体的な不自由や障がいのある人や高齢者など、社会生活の中で障壁となるものをなくすこと。

ファミリーホーム

家庭で暮らせないこどもを、養育者（里親の経験がある者）の家庭に迎え入れて、こども同士の交流や基本的な生活習慣を確立し、人間性や社会性を養う「小規模住居型児童養育事業」のこと。

副学籍

主に特別支援学校に在籍する児童生徒が、保護者の申請により居住地の小中学校にも学籍を置く制度のこと。

不登校

心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因によって、児童生徒が学校に登校しない、または登校したくてもできない状況にあることで、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

プレコンセプションケア

若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと。

「プレ」は、“～の前の”、「コンセプション」は“受胎・妊娠”という意味で、次世代のこどもの健康にもつながる健康づくりのこと。

ペアレントトレーニング

具体的な養育スキルを習得するプログラムで、こどもの行動の理解、ほめ方、環境の整え、不適切な行動への対応などについて学び、グループワークやホームワークを通じてこどもへのかかわり方を実践するもの。

放課後児童対策パッケージ

待機児童対策などの放課後児童対策の強化や集中的に取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的なこども家庭庁（厚生労働省）と文部科学省が連名で策定したプラン。

【や行】

ヤングケアラー

本来は大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを、日常的に行っているこどものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうこと。



有害環境

青少年の健全な育成を阻害する可能性のある環境のことで、青少年に対して悪影響を及ぼす可能性のある場所、情報、行為などを指します。

要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を必要とする児童で、保護者がいない、または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。

【ら行】

レポートブック（結 ing）

発達障がいや発達特性がある方が、生涯を通じてどのような場面（医療、福祉、保健、教育、労働）においても、確実に個々の特性に応じた支援が受けられ、かつ適切な情報が引き継がれるようにする情報共有のツールのこと。

療育

心身の障がいや発達の特性、その可能性のあるこどもに対して、それぞれの特性や発達状況に合わせて、困りごとの解決と将来の自立、社会参加などを目指して行う支援・サポートのこと。

量の見込み

教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算定した見込み量（需要量）のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のどちらも大切にし、両方で充実感や満足感を得ることを目指すもので、仕事の責任を果たしつつ、家庭や地域での生活も充実させ、人生全体を豊かにする考え方のこと。

駒ヶ根市こども計画

駒ヶ根市教育委員会 子ども課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
T E L : 0265-83-2111 (代表)

